

令和元年度 川西市地域防災計画 主な修正事項

- 1 南海トラフ地震の時間差発生等に対する記載を追加
国等から南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの対応を新規記載
- 2 水防計画を地域防災計画の一計画とする
地域防災計画と水防計画については、大半が重複する事項であり、昨年度より水防協議会を防災会議へ統合し、水防計画についても防災会議にて審議しているため
- 3 土砂災害警戒区域等の新規指定に伴う修正
平成31年3月29日告示
多田東小学校区・緑台小学校区・陽明小学校区・久代小学校区・加茂小学校区・川西北小学校区・桜が丘小学校区・明峰小学校区において、土砂災害特別警戒区域等が指定されたことに伴い、一覧表を修正するもの
- 4 関係機関の意見に基づく修正
 - (1) 関西電力株式会社
 - ・組織改編及び防災業務計画改定による修正
- 5 市の施策展開等に伴う変更
 - (1) 避難所の修正
 - ・加茂幼稚園・松風幼稚園・久代デイサービスセンター・緑台デイサービスセンターの閉鎖
 - ・キセラ川西プラザを指定避難所に指定
 - ・加茂認定こども園を福祉避難所に指定
 - (2) 新規協定締結による追加
 - ・イオンタウン株式会社・株式会社ダイエー
食料等の提供、避難場所の提供
 - ・兵庫県行政書士会
被災支援相談窓口の設置
 - (3) 備蓄物資の保管場所の変更
 - ・出在家健幸公園防災倉庫の供用開始
 - ・避難所となる各小学校に毛布、ブルーシート等を配置

地 域 防 災 計 画

(地震災害対策計画編)

新 旧 対 照 表

頁	修正前	修正後	理由																																								
13	<p>第1編第3章</p> <p>5 指定機関</p> <table border="1" data-bbox="208 244 1070 550"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関西電力株式会社(神戸支社)</td> <td>電力供給施設の整備と防災管理</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> <td>被災電力供給施設の復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興						関西電力株式会社(神戸支社)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧							<p>5 指定機関</p> <table border="1" data-bbox="1115 244 1977 550"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関西電力株式会社</td> <td>電力供給施設の整備と防災管理</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> <td>被災電力供給施設の復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興						関西電力株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧							<p>関係機関の意見に基づく修正</p>
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																							
関西電力株式会社(神戸支社)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																																								
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																							
関西電力株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																																								
20	<p>第2編第1章第2節第3款</p> <table border="1" data-bbox="230 686 1070 1236"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域防災拠点</th> <th>コミュニティ防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部地区</td> <td>川西南公民館 中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター</td> <td>湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、キセラ川西せせらぎ公園、久代小学校、加茂小学校、川西小学校、桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>多田公民館 緑台公民館 清和台公民館 けやき坂公民館</td> <td>けやき坂中央公園、水明台第5公園、市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校</td> </tr> <tr> <td>北部地区</td> <td>東谷公民館 北陵公民館</td> <td>平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、北陵小学校</td> </tr> </tbody> </table>		地域防災拠点	コミュニティ防災拠点	南部地区	川西南公民館 中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、キセラ川西せせらぎ公園、久代小学校、加茂小学校、川西小学校、桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校	中部地区	多田公民館 緑台公民館 清和台公民館 けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園、市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校	北部地区	東谷公民館 北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、北陵小学校	<table border="1" data-bbox="1137 686 1977 1236"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域防災拠点</th> <th>コミュニティ防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部地区</td> <td>川西南公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター</td> <td>湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、キセラ川西せせらぎ公園、久代小学校、加茂小学校、川西小学校、桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>多田公民館 緑台公民館 清和台公民館 けやき坂公民館</td> <td>けやき坂中央公園、水明台第5公園、市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校</td> </tr> <tr> <td>北部地区</td> <td>東谷公民館 北陵公民館</td> <td>平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、北陵小学校</td> </tr> </tbody> </table>		地域防災拠点	コミュニティ防災拠点	南部地区	川西南公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、キセラ川西せせらぎ公園、久代小学校、加茂小学校、川西小学校、桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校	中部地区	多田公民館 緑台公民館 清和台公民館 けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園、市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校	北部地区	東谷公民館 北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、北陵小学校	<p>中央公民館閉鎖のため</p>																
	地域防災拠点	コミュニティ防災拠点																																									
南部地区	川西南公民館 中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、キセラ川西せせらぎ公園、久代小学校、加茂小学校、川西小学校、桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校																																									
中部地区	多田公民館 緑台公民館 清和台公民館 けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園、市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校																																									
北部地区	東谷公民館 北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、北陵小学校																																									
	地域防災拠点	コミュニティ防災拠点																																									
南部地区	川西南公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、キセラ川西せせらぎ公園、久代小学校、加茂小学校、川西小学校、桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校																																									
中部地区	多田公民館 緑台公民館 清和台公民館 けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園、市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校																																									
北部地区	東谷公民館 北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、北陵小学校																																									

頁	修正前	修正後	理由
27	<p>第2編第1章第5節第1款</p> <p>道路は、災害時における避難路として、また、消防・救助活動及び緊急輸送のルート、延焼遮断帯等として重要な意義を持つことから、道路の拡幅や植樹帯の整備をはじめ市域を格子状にネットワークする主要な幹線道路の整備に努め、道路交通機能及び都市防災機能の強化を図る。</p> <p>また、黒川や国崎等孤立する可能性がある集落も存在するため、多元多重のルートを考慮し、効果的な交通規制の実施や救援物資を輸送するための優先道路の確保に向け関係機関と協議するなどその機能を十分に発揮できるように整備する。</p> <p>また、橋りょうの新設、改良に当たっては、道路橋示方書（公益社団法人日本道路協会の技術基準）等に基づき耐震性を十分に配慮して整備する。</p> <p>道路危険箇所については、「資料編 資料 - 13」のとおり。</p>	<p>道路は、災害時における避難路として、また、救急・医療・消防・救助活動及び緊急輸送のルート、延焼遮断帯等として重要な意義を持つことから、道路の拡幅や植樹帯の整備をはじめ市域を格子状にネットワークする主要な幹線道路の整備に努め、道路交通機能及び都市防災機能の強化を図る。</p> <p>また、黒川や国崎等孤立する可能性がある集落や、清流台等進入路が一つしかない地域も存在するため、多元多重のルートを考慮し、効果的な交通規制の実施や救援物資を輸送するための優先道路の確保に向け関係機関と協議するなどその機能を十分に発揮できるように整備する。</p> <p>また、橋りょうの新設、改良に当たっては、道路橋示方書（公益社団法人日本道路協会の技術基準）等に基づき耐震性を十分に配慮して整備する。</p> <p>道路危険箇所については、「資料編 資料 - 13」のとおり。</p>	<p>市の施策方針による</p>

頁	修正前	修正後	理由
31	<p>第2編第1章第5節第1款</p> <p>第1款 電力施設等の整備</p> <p>関西電力(株)は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするため、次の内容により電力設備の整備等を進める。</p> <p>(新規)</p>	<p>第1款 電力設備等の整備</p> <p>(削除)</p> <p><u>1 関係機関との相互連携協力体制の構築</u> <u>関西電力は、災害の発生に備え関係機関との相互連携協力体制を構築するため次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 自治体との協調</u> <u>平常時には自治体の防災会議等に参画し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。</u></p> <p><u>地方防災会議への参画</u> <u>地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述そのた必要な協力を求められた場合には、これに協力する。</u> <u>災害対策本部等との協調</u> <u>この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。</u> <u>ア 災害に関する情報の提供及び収集</u> <u>イ 災害応急対策及び災害復旧対策</u></p> <p><u>(2) 防災関係機関との協調</u> <u>地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは正常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連絡体制を整備しておく。</u></p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	理由
32	<p>(新規)</p> <p>1 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 地震動への対応</p> <p>ア 送電設備 架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。地中電線路の終端接続箱および給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。 また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ (省略)</p> <p>エ (省略)</p>	<p><u>2 地域貢献</u> 地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、当社施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請のあった場合は検討・協力する。</p> <p><u>3 電力設備の災害予防措置に関する事項</u> 関西電力は、保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 地震動への対応</p> <p>ア 送電設備 架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、<u>電気技術指針</u>「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。 また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ (省略)</p> <p>エ (省略)</p> <p><u>また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、自治体等の被害想定を受けて、下記の措置を講ずる。</u></p> <p><u>オ 流通設備</u> 17万V以上の送変電設備で広範囲かつ長期間にわたる著しい供給支障が想定される場合は、代替性の確保や多重化等により、津波の影響を緩和する対策を検討する。</p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

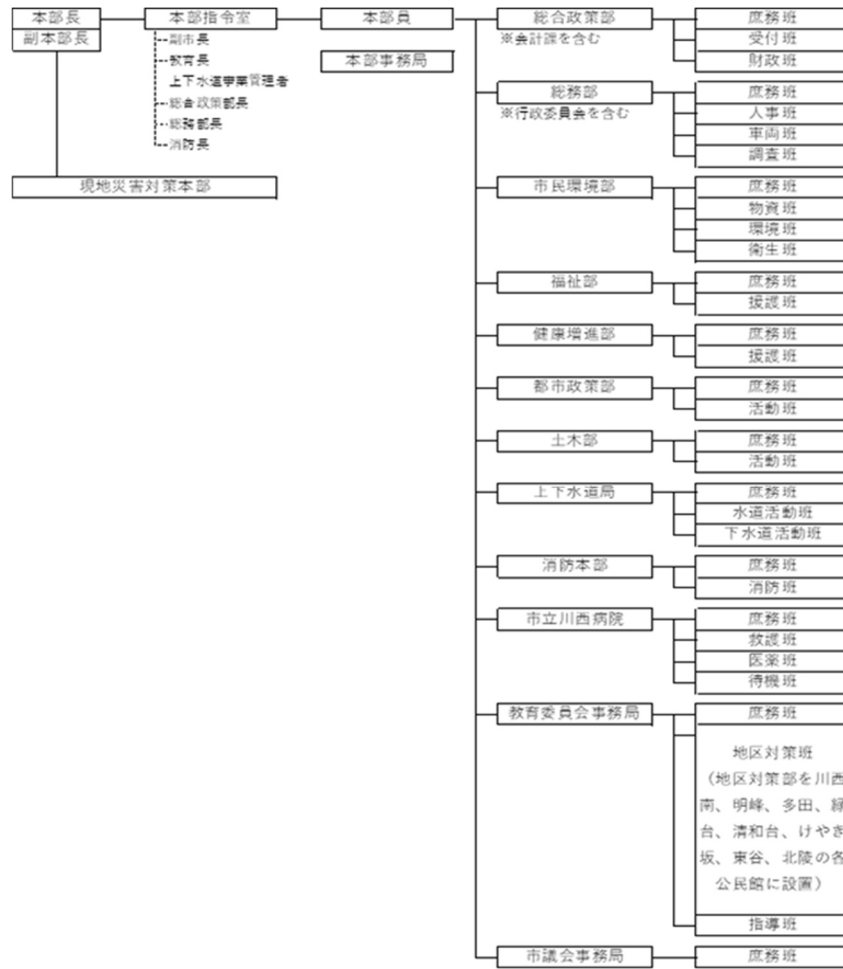
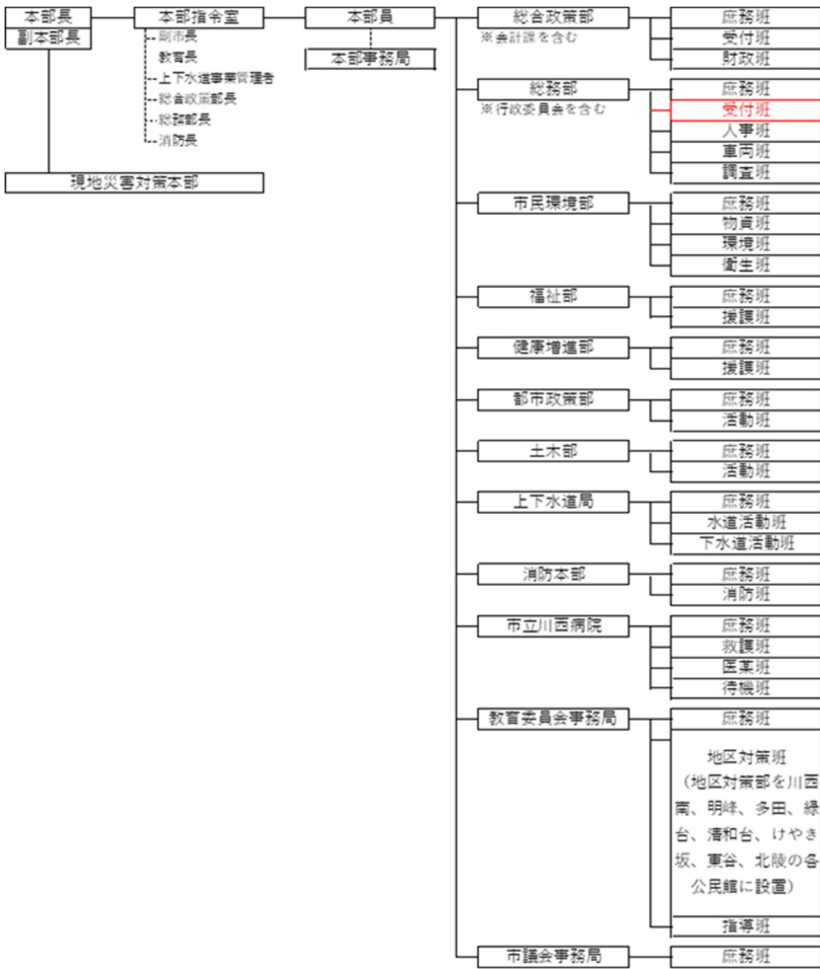
頁	修正前	修正後	理由
32	<p>2 防災業務施設及び設備等の整備</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通信連絡施設及び設備 ア 通信連絡施設および設備の整備 災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。</p> <p>(ア) (省略) (イ) (省略) (ウ) (省略) (エ) (省略) (オ) (省略)</p> <p>イ 情報収集伝達体制の強化 夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。</p> <p>(3) 非常用電源設備 本店、支社等及び業務期間は、長時間停電に備え、非常用災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。 なお、効果的な非常用電源容量確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源経路の明示等を行なう。</p> <p>(4) コンピューターシステム コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制に整備を図る。 特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>4 防災業務施設及び設備等の整備 <u>関西電力は、災害の発生に備え、次の施設及び設備の整備を図る。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通信連絡施設及び設備 ア 通信連絡施設<u>及び</u>設備の整備 災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保<u>及び</u>電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設<u>及び</u>設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。 <u>さらに自治体等の被害想定を受けて通信手段の途絶が予想される事業所において、衛星携帯電話を配備する。</u></p> <p>(ア) (省略) (イ) (省略) (ウ) (省略) (エ) (省略) (オ) (省略)</p> <p>イ 情報収集伝達体制の強化 夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、<u>社内の</u>一斉連絡・安否確認システムを<u>用いて</u>確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設<u>及び</u>設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。</p> <p>(3) 非常用電源設備 <u>復旧拠点となる事業所については</u>、長時間停電に備え、非常用災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。 なお、効果的な非常用電源容量確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源経路の明示等を<u>行う</u>。</p> <p>(4) コンピューターシステム コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制に整備を図る。 特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震<u>対策</u>、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	理由
33	<p>3 電気事故の防止</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 広報活動</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ 停電関係</p> <p>自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設ならびに人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。</p> <p>4 災害対策用資機材等の確保及び整備</p> <p>(1) 災害対策用資機材の確保</p> <p>本店、支店等及び業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>(2) 災害対策用資機材等の輸送</p> <p>本店、支店等及び業務機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>(3) 災害対策用資機材等の整備点検</p> <p>災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。</p> <p>(4) 災害対策用資機材等の広域運営</p> <p>本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社及び電源開発株式会社等と災害対策用機材の相互融通体制を整えておく。</p> <p>(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄</p> <p>本店、支社等および業務機関は、食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。</p>	<p>5 電気事故の防止</p> <p><u>関西電力は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 広報活動</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ 停電関係</p> <p>自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。</p> <p>6 復旧用資機材等の確保及び整備</p> <p><u>関西電力は災害の発生に備え、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>復旧用資機材の確保</u></p> <p>平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>(2) <u>復旧用資機材等の輸送</u></p> <p><u>平常時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</u></p> <p>(3) <u>復旧用資機材等の整備点検</u></p> <p><u>平常時から復旧用資機材数量把握及び整備点検を行う。</u></p> <p>(4) <u>復旧用資機材等の広域運営</u></p> <p><u>平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。</u></p> <p>(5) <u>食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄</u></p> <p><u>平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。</u></p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	理由
34	<p>(6) 災害対策用資機材等の仮置場 災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地において、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p>	<p>(6) <u>復旧用資機材等の仮置場の確保</u> <u>災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地において、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</u></p> <p><u>また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、広域運用できる体制を整備するとともに、自治体等の被害想定に従い、次の方策を実施する。</u></p> <p>(7) <u>復旧用資機材の分散配置</u> <u>復旧用資機材は分散配置に努めるとともに、置場が浸水しないことを確認する。</u></p> <p>(8) <u>食料・医療・医薬品等生活必需品の充実</u> <u>津波により孤立するおそれのある事業所については、食料・医療・医薬品等生活必需品について裕度をもった保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。</u></p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	理由
35	<p>5 防災訓練、防災教育の実施</p> <p>(1) 防災教育 本店、支社等及び業務機関は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</p> <p>(2) 防災訓練 本店、支社等及び業務機関は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にもこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。 また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <p>6 他電力会社等との協調 他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的推進機関（以下、「広域機関」という。）請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。</p>	<p>7 防災訓練、防災教育の実施</p> <p>(1) 防災教育 <u>関西電力</u>は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。 <u>また、南海トラフ巨大地震により予想される地震動及び津波に関する知識や、南海トラフ巨大地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、南海トラフ巨大地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 防災訓練 <u>関西電力</u>は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にもこの計画が有効に機能することを確認する。 <u>なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</u></p> <p><u>さらに、関西電力は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）に所在する事業所において、年1回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。</u> <u>なお、訓練の実施に当たっては、自治体等の被害想定を反映させた実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。</u></p> <p>8 他電力会社等との協調 他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的推進機関（以下、「広域機関」という。）請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。</p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

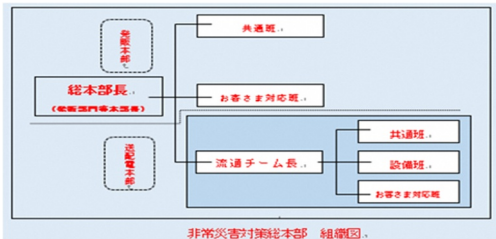
頁	修正前	修正後	理由																
46	<p>第2編第1章第10節第4款</p> <p>(省略)</p> <p>4 移動通信系の運用においては、通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意する。</p> <p>5 通信のふくそう及び途絶を想定した実践的な通信訓練を定期的実施する。</p>	<p>(省略)</p> <p>4 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。</p> <p>5 通信の輻輳及び途絶を想定した実践的な通信訓練を定期的実施する。</p>	<p>国民保護計画と表記を統一するため</p>																
74	<p>第2編第3章第2節</p> <p>災害応急対策を行うにあたり必要となる防災資機材及び防災資機材を保管する施設を計画的に整備するとともに、災害発生時に防災資機材を使用できるよう必要な点検を行う。</p> <p>なお、主な資機材の備蓄状況については、資料編のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="232 804 1077 954"> <tr> <td>消防・救助用資機材</td> <td>資料編 資料 - 2 2</td> </tr> <tr> <td>医療・助産用資器材</td> <td>資料編 資料 - 2 3</td> </tr> <tr> <td>感染症対策資器材</td> <td>資料編 資料 - 2 5</td> </tr> <tr> <td>水防用資機材</td> <td>川西市水防計画に記載</td> </tr> </table>	消防・救助用資機材	資料編 資料 - 2 2	医療・助産用資器材	資料編 資料 - 2 3	感染症対策資器材	資料編 資料 - 2 5	水防用資機材	川西市水防計画に記載	<p>災害応急対策を行うにあたり必要となる防災資機材及び防災資機材を保管する施設を計画的に整備するとともに、災害発生時に防災資機材を使用できるよう必要な点検を行う。</p> <p>なお、主な資機材の備蓄状況については、資料編のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1137 804 1982 954"> <tr> <td>消防・救助用資機材</td> <td>資料編 資料 - 2 2</td> </tr> <tr> <td>医療・助産用資器材</td> <td>資料編 資料 - 2 4</td> </tr> <tr> <td>感染症対策資器材</td> <td>資料編 資料 - 2 6</td> </tr> <tr> <td>水防用資機材</td> <td>資料編 資料 - 2 3</td> </tr> </table>	消防・救助用資機材	資料編 資料 - 2 2	医療・助産用資器材	資料編 資料 - 2 4	感染症対策資器材	資料編 資料 - 2 6	水防用資機材	資料編 資料 - 2 3	<p>水防計画を地域防災計画の一計画とするため</p>
消防・救助用資機材	資料編 資料 - 2 2																		
医療・助産用資器材	資料編 資料 - 2 3																		
感染症対策資器材	資料編 資料 - 2 5																		
水防用資機材	川西市水防計画に記載																		
消防・救助用資機材	資料編 資料 - 2 2																		
医療・助産用資器材	資料編 資料 - 2 4																		
感染症対策資器材	資料編 資料 - 2 6																		
水防用資機材	資料編 資料 - 2 3																		

頁	修正前	修正後	理由
82	<p>第3編第1章第1節第2款</p> <p>7 災害対策本部の組織及び運営 (省略)</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> 	<p>7 災害対策本部の組織及び運営 (省略)</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> 	<p>災害対策本部設置要綱の改正のため (総務部に受付班の追加)</p>

頁	修正前	修正後	理由
90	<p>第3編第2章第1節</p> <p>(図表) 関西電力(株)阪神営業所 0080-777-8043</p>	<p>(図表) 関西電力(株)阪神営業所 0080-777-<u>3081</u></p>	<p>関係機関の 意見に基づ く修正</p>
91	<p>第3編第2章第1節</p> <p>3 外部機関との情報通信手段</p> <p>(1) 兵庫県、県内各市町との情報通信</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 県内各市町との情報通信 被災、ふくそう等により公衆回線網、専用線が使用できない 場合には、兵庫県衛生通信ネットワークによって通信を確保 する。</p> <p>ウ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 災害時優先電話 被災、ふくそう等により通信困難時には優先電話の利用など、通 信体制を確保する。本庁舎内では、交換機を介する庁内電話が23 回線、携帯電話12機がそれぞれ優先電話に設定されている。 その他市公共施設についても必要度に応じて災害時優先電話の 登録を行い、通信手段の確保を図っている。</p>	<p>3 外部機関との情報通信手段</p> <p>(1) 兵庫県、県内各市町との情報通信</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 県内各市町との情報通信 被災、輻輳等により公衆回線網、専用線が使用できない場合 には、兵庫県衛生通信ネットワークによって通信を確保する。</p> <p>ウ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 災害時優先電話 被災、輻輳等により通信困難時には優先電話の利用など、通 信体制を確保する。本庁舎内では、交換機を介する庁内電話が23 回線、携帯電話12機がそれぞれ優先電話に設定されている。 その他市公共施設についても必要度に応じて災害時優先電話の 登録を行い、通信手段の確保を図っている。</p>	<p>国民保護計 画と表記を 統一するた め</p>

頁	修正前	修正後	理由																																
124	<p data-bbox="203 150 539 177">第3編第4章第1節第4款</p> <table border="1" data-bbox="203 209 1077 762"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 209 434 248">相互応援協定等</th> <th data-bbox="434 209 698 248">協定先</th> <th data-bbox="698 209 907 248">主な協定内容</th> <th data-bbox="907 209 1077 248">要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 328 434 424">緊急時における生活物資の確保に関する協定</td> <td data-bbox="434 328 698 520">生活協同組合コープこうべ 株式会社ダイエー 株式会社阪食 株式会社西友 林株式会社</td> <td data-bbox="698 328 907 424">食料・生活物資の確保及び供給</td> <td data-bbox="907 328 1077 424">市民環境部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 600 434 762">川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定()</td> <td data-bbox="434 600 698 671">学校法人平成医療学園宝塚医療大学</td> <td data-bbox="698 600 907 695">災害時用備蓄品の保管スペースの提供</td> <td data-bbox="907 600 1077 695">市民環境部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="230 767 958 794">宝塚医療大学との協定は、包括連携協定の連携項目の一つ</p>	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ 株式会社ダイエー 株式会社阪食 株式会社西友 林株式会社	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部	川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定()	学校法人平成医療学園宝塚医療大学	災害時用備蓄品の保管スペースの提供	市民環境部	<table border="1" data-bbox="1108 209 1982 1114"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 209 1339 248">相互応援協定等</th> <th data-bbox="1339 209 1603 248">協定先</th> <th data-bbox="1603 209 1812 248">主な協定内容</th> <th data-bbox="1812 209 1982 248">要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 328 1339 424">緊急時における生活物資の確保に関する協定</td> <td data-bbox="1339 328 1603 488">生活協同組合コープこうべ 株式会社阪食 株式会社西友 林株式会社</td> <td data-bbox="1603 328 1812 424">食料・生活物資の確保及び供給</td> <td data-bbox="1812 328 1982 424">市民環境部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 600 1339 762">川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定()</td> <td data-bbox="1339 600 1603 671">学校法人平成医療学園宝塚医療大学</td> <td data-bbox="1603 600 1812 695">災害時用備蓄品の保管スペースの提供</td> <td data-bbox="1812 600 1982 695">市民環境部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 767 1339 863"><u>災害時における防災活動協力に関する協定</u></td> <td data-bbox="1339 767 1603 863"><u>イオンタウン株式会社 株式会社ダイエー</u></td> <td data-bbox="1603 767 1812 959"><u>食料・生活物資の確保及び供給 駐車場等を一時避難所として提供</u></td> <td data-bbox="1812 767 1982 927"><u>総合政策部 総務部 市民環境部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 983 1339 1114"><u>大規模災害時における被災者支援協力に関する協定</u></td> <td data-bbox="1339 983 1603 1015"><u>兵庫県行政書士会</u></td> <td data-bbox="1603 983 1812 1046"><u>被災支援相談窓口の設置</u></td> <td data-bbox="1812 983 1982 1078"><u>総合政策部 総務部</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1135 1114 1863 1141">宝塚医療大学との協定は、包括連携協定の連携項目の一つ</p>	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ 株式会社阪食 株式会社西友 林株式会社	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部	川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定()	学校法人平成医療学園宝塚医療大学	災害時用備蓄品の保管スペースの提供	市民環境部	<u>災害時における防災活動協力に関する協定</u>	<u>イオンタウン株式会社 株式会社ダイエー</u>	<u>食料・生活物資の確保及び供給 駐車場等を一時避難所として提供</u>	<u>総合政策部 総務部 市民環境部</u>	<u>大規模災害時における被災者支援協力に関する協定</u>	<u>兵庫県行政書士会</u>	<u>被災支援相談窓口の設置</u>	<u>総合政策部 総務部</u>	<p data-bbox="2011 177 2179 272">新たに協定を締結したため</p>
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																
緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ 株式会社ダイエー 株式会社阪食 株式会社西友 林株式会社	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部																																
川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定()	学校法人平成医療学園宝塚医療大学	災害時用備蓄品の保管スペースの提供	市民環境部																																
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																
緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ 株式会社阪食 株式会社西友 林株式会社	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部																																
川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定()	学校法人平成医療学園宝塚医療大学	災害時用備蓄品の保管スペースの提供	市民環境部																																
<u>災害時における防災活動協力に関する協定</u>	<u>イオンタウン株式会社 株式会社ダイエー</u>	<u>食料・生活物資の確保及び供給 駐車場等を一時避難所として提供</u>	<u>総合政策部 総務部 市民環境部</u>																																
<u>大規模災害時における被災者支援協力に関する協定</u>	<u>兵庫県行政書士会</u>	<u>被災支援相談窓口の設置</u>	<u>総合政策部 総務部</u>																																

頁	修正前	修正後	理由												
230 ～ 232	<p>第3編第14章第1節</p> <p>災害により機能が停止した電力の早期復旧のため次のとおり応急対策を定め実施する。</p> <p>1 災害応急対策に関する事項</p> <p>(1) 対策要員の確保</p> <p>ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</p> <p>イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出勤する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出勤するものとする。</p> <p>(2) 復旧要員の広域運営</p> <p>他電力会社、電源開発株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。</p> <p>2 非常災害時の体制</p> <p>(1) 各支社の所管する地域において、非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合における、当該地域の災害に係る予防または復旧対策活動を総括するための対策組織を、支社の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。</p> <p>(2) 事業所の名称及び所在</p> <table border="1" data-bbox="259 1015 1077 1150"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸支社</td> <td>神戸市中央区加納町6丁目2番1号</td> <td>0800-777-8041</td> </tr> <tr> <td>阪神事業所</td> <td>尼崎市西長洲町2丁目33番60号</td> <td>0800-777-8043</td> </tr> <tr> <td>尼崎電力所</td> <td>尼崎市東難波町2丁目10番23号</td> <td>0800-777-8043</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号	神戸支社	神戸市中央区加納町6丁目2番1号	0800-777-8041	阪神事業所	尼崎市西長洲町2丁目33番60号	0800-777-8043	尼崎電力所	尼崎市東難波町2丁目10番23号	0800-777-8043	<p>災害により機能が停止した電力の早期復旧のため次のとおり応急対策を定め実施する。</p> <p><u>1 防災体制の確立</u></p> <p><u>(1) 対策組織の設置</u></p> <p><u>ア 地域における防災体制</u></p> <p><u>関西電力の各支社が所管する地域(以下、「地域」という。)は当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。</u></p> <p><u>神戸区域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を総括するため、次のとおり対策組織を設置する。</u></p> <p><u>(1) 神戸地域非常災害対策総本部</u></p> <p><u>(2) 神戸地域発販部門等非常災害対策本部</u></p> <p><u>(3) 送配電カンパニー神戸電力本部非常災害対策本部</u></p> <p><u>(4) 神戸地域発販部門等警戒本部</u></p> <p><u>(5) 送配電カンパニー神戸電力本部警戒本部</u></p> <p><u>* 発販部門等とは関西電力から送配電カンパニーを除いた組織をいう。</u></p> <p><u>(2) 総本部の設置基準</u></p> <p><u>総本部の設置基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。</u></p> <p><u>a.神戸地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合</u></p> <p><u>b.神戸地域内に大津波警報が発令された場合</u></p> <p><u>c.南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発令された場合</u></p> <p><u>d.南海トラフ域を震源とする M7.9 以上の海溝型地震が発生した場合</u></p>	関係機関の意見に基づく修正
名称	所在地	電話番号													
神戸支社	神戸市中央区加納町6丁目2番1号	0800-777-8041													
阪神事業所	尼崎市西長洲町2丁目33番60号	0800-777-8043													
尼崎電力所	尼崎市東難波町2丁目10番23号	0800-777-8043													

頁	修正前	修正後	理由
230 ～ 232	<p>(3) 災害時における情報の収集、連絡</p> <p>ア 情報の収集・報告 災害が発生した場合は、対策本部の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関の対策組織へ報告する。</p> <p>(ア) 気象、地象情報</p> <p>(イ) 一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報</p> <p>(ウ) 社外対応状況</p> <p>(エ) 電力施設等の被害状況および復旧状況</p> <p>(オ) 停電により主な影響状況</p> <p>(カ) 復旧資材、復旧要員、食糧等に関する状況</p> <p>(キ) 従業員等の被災状況</p> <p>(ク) その他災害に関する状況</p> <p>(4) 災害時における復旧資機材の確保</p> <p>ア 調達 対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。</p> <p>(ア) 現地調達</p> <p>(イ) 対策組織相互の流用</p> <p>(ウ) 他電力会社から融通</p> <p>イ 輸送 災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</p> <p>ウ 復旧資材置場等の確保 災害時において、復旧資機材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</p>	<p><u>イ 総本部の設置については、発販部長の長と送配電本部の長が協議し決定する。</u></p> <p><u>a.非常事態が発生した場合にまたは発生することが予想される場合にあって、発販部門及び電力本部が連携して、対応していくことが必要と認められる場合</u></p> <p><u>b.その他必要な場合</u></p>  <p>非常災害対策総本部 組織図</p> <p>(3) 体制の確立 <u>関西電力は、非常時事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。</u></p> <p><u>ア 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。</u></p> <p><u>イ 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。</u></p> <p>2 災害応急対策に関する事項</p> <p>1 災害時における情報の収集・報告 <u>地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。</u></p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	理由
230 ～ 232	<p>3 復旧作業過程</p> <p>(1) 復旧順位 復旧けいかくの策定および実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。 なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</p> <p>(2) 災害時における広報 ア 広報活動 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。 イ 広報の方法 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>4 災害時における危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p>	<p><u>(1) 一般情報</u> a. <u>気象、地象情報</u> b. <u>一般被害情報(一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報)</u> c. <u>社外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関お客さま等への対応状況)</u> d. <u>その他災害に関する情報(交通状況等)</u></p> <p><u>(2) 当社被害情報</u> a. <u>電力施設等の被害状況及び復旧状況</u> b. <u>停電による主な影響状況</u> c. <u>復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項</u> d. <u>従業員等の被災状況</u> e. <u>その他災害に関する情報</u></p> <p><u>2 情報の集約</u> 本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p> <p><u>3 通話制限</u> 対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他の必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては総務室長、地域にあっては支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p><u>4 災害時における広報</u> 対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。</p> <p><u>(1) 広報活動</u> 災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編1章5.(2)に定める広報活動を行う。</p> <p><u>(2) 広報の方法</u> 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p>	関係機関の意見に基づく修正

頁	修正前	修正後	理由
230 ～ 232		<p><u>5 対策組織要員の確保</u></p> <p><u>(1) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</u></p> <p><u>(2) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。</u></p> <p><u>なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれなくなった後に出社するものとする。</u></p> <p><u>(3) 復旧要員の広域運営</u></p> <p><u>関西電力は、他電力会社、電源開発株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。</u></p>	関係機関の意見に基づく修正

頁	修正前	修正後	理由
230 ～ 232		<p><u>6 災害時における復旧用資機材の確保</u> <u>対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。</u></p> <p><u>1. 調達</u> <u>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。</u> <u>(1) 現地調達</u> <u>(2) 対策組織相互の流用</u> <u>(3) 他電力会社等からの融通</u></p> <p><u>2. 輸送</u> <u>復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</u></p> <p><u>3. 復旧用資機材置場等の確保</u> <u>災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</u></p> <p><u>7 災害時における電力の融通</u> <u>災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</u></p> <p><u>8 災害時における危険予防措置</u> <u>電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</u></p> <p><u>9 災害時における自衛隊の派遣要請</u> <u>被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。</u></p>	関係機関の意見に基づく修正

頁	修正前	修正後	理由
230 ～ 232		<p><u>10 災害時における応急工事</u> <u>対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。</u></p> <p><u>ア 応急工事の基本方針</u> <u>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。</u></p> <p><u>イ 応急工事基準</u> <u>災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。</u></p> <p><u>(1)送電設備</u> <u>ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</u></p> <p><u>(2)変電設備</u> <u>機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。</u></p> <p><u>(3)配電設備</u> <u>非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。</u></p> <p><u>(4)通信設備</u> <u>共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。</u></p> <p><u>ウ 災害時における安全衛生</u> <u>応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。</u></p>	関係機関の意見に基づく修正

頁	修正前	修正後	理由
230 ～ 232		<p><u>11 複数の巨大地震の時間差発生を考慮した措置</u> <u>複数の巨大地震が時間差発生した場合による被害の拡大を防止し、電力の安定供給を確保するため、本店及び地域の非常災害対策総本部長の判断により、電力施設における安全措置に関して、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。</u> <u>なお、この場合において、津波、余震等のおそれなくなった後に、被害状況等を考慮し、従業員及び作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で実施するものとする。</u> <u>特別巡視、特別点検等</u> <u>電力施設等に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。</u> <u>通信網の確保</u> <u>保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。また、社外的には電気通信事業者、鉄道、警察、消防、諸官庁等の社外防災機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。</u> <u>応急安全装置</u> <u>仕掛えい工事及び作業中の各電力会社（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。</u></p>	関係機関の意見に基づく修正

頁	修正前	修正後	理由
230 ～ 232		<p><u>3 災害復旧に関する事項</u></p> <p><u>1 復旧計画</u></p> <p><u>ア 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。</u></p> <p><u>(1) 復旧応援要員の必要の有無</u></p> <p><u>(2) 復旧要員の配置状況</u></p> <p><u>(3) 復旧用資機材の調達</u></p> <p><u>(4) 復旧作業の日程</u></p> <p><u>(5) 仮復旧の完了見込</u></p> <p><u>(6) 宿泊施設、食糧等の手配</u></p> <p><u>(7) その他必要な対策</u></p> <p><u>イ 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。</u></p> <p><u>2 復旧順位</u></p> <p><u>対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</u></p> <p><u>なお、送電設備、変電設備及び配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</u></p>	関係機関の意見に基づく修正

頁	修正前	修正後	理由
275	<p>第6編 (新規)</p>	<p><u>第6節 時間差発生等における円滑な避難の確報等に関する計画</u> <u>市は、国等から南海トラフ地震臨時情報(調査中)等が発表された場合、防災指令に基づき、配備を行うものとする。</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されるため</p>

川西市地域防災計画
(風水害等対策計画)
新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																																																																														
6	<p data-bbox="203 150 539 177">第1編第2章第1節第4款</p> <table border="1" data-bbox="203 212 1077 555"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害の名称 (年月日)</th> <th colspan="3">人的被害</th> <th colspan="5">家屋被害</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>負傷者</th> <th>行方不明</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>流出</th> <th>床上浸水</th> <th>床下浸水</th> <th>施設等の被害等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨 H26.9.10 ~11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>20</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害の名称 (年月日)	人的被害			家屋被害					その他	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	流出	床上浸水	床下浸水	施設等の被害等	大雨 H26.9.10 ~11							4	20		<table border="1" data-bbox="1111 212 1984 794"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害の名称 (年月日)</th> <th colspan="3">人的被害</th> <th colspan="5">家屋被害</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>負傷者</th> <th>行方不明</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>流出</th> <th>床上浸水</th> <th>床下浸水</th> <th>施設等の被害等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨 H26.9.10 ~11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>平成30年 7月豪雨 H30.7.5~9</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>土砂崩れ 34件 橋梁被害 1箇所 通行止め 19箇所</u></td> </tr> <tr> <td><u>台風第21号 H30.9.4~5</u></td> <td></td> <td><u>2</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>3</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>停電 約13000戸</u></td> </tr> </tbody> </table>	災害の名称 (年月日)	人的被害			家屋被害					その他	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	流出	床上浸水	床下浸水	施設等の被害等	大雨 H26.9.10 ~11							4	20		<u>平成30年 7月豪雨 H30.7.5~9</u>									<u>土砂崩れ 34件 橋梁被害 1箇所 通行止め 19箇所</u>	<u>台風第21号 H30.9.4~5</u>		<u>2</u>			<u>3</u>				<u>停電 約13000戸</u>	<p data-bbox="2018 181 2172 240">昨年度の災害の追加</p>
災害の名称 (年月日)	人的被害			家屋被害					その他																																																																								
	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	流出	床上浸水	床下浸水	施設等の被害等																																																																								
大雨 H26.9.10 ~11							4	20																																																																									
災害の名称 (年月日)	人的被害			家屋被害					その他																																																																								
	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	流出	床上浸水	床下浸水	施設等の被害等																																																																								
大雨 H26.9.10 ~11							4	20																																																																									
<u>平成30年 7月豪雨 H30.7.5~9</u>									<u>土砂崩れ 34件 橋梁被害 1箇所 通行止め 19箇所</u>																																																																								
<u>台風第21号 H30.9.4~5</u>		<u>2</u>			<u>3</u>				<u>停電 約13000戸</u>																																																																								

頁	修正前	修正後	理由																				
10	<p data-bbox="203 150 376 177">第1編第3章</p> <p data-bbox="203 213 376 240">5 指定機関</p> <table border="1" data-bbox="203 245 1077 549"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 245 376 272">機関名</th> <th data-bbox="376 245 548 272">災害予防</th> <th data-bbox="548 245 772 272">災害応急対策</th> <th data-bbox="772 245 927 272">災害復旧</th> <th data-bbox="927 245 1077 272">災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 363 376 464">関西電力株式会社（神戸支社）</td> <td data-bbox="376 363 548 464">電力供給施設の整備と防災管理</td> <td data-bbox="548 363 772 464">電力供給施設の応急対策の実施</td> <td data-bbox="772 363 927 464">被災電力供給施設の復旧</td> <td data-bbox="927 363 1077 464"></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	関西電力株式会社（神戸支社）	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧		<p data-bbox="1108 213 1281 240">5 指定機関</p> <table border="1" data-bbox="1108 245 1982 549"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 245 1281 272">機関名</th> <th data-bbox="1281 245 1453 272">災害予防</th> <th data-bbox="1453 245 1677 272">災害応急対策</th> <th data-bbox="1677 245 1832 272">災害復旧</th> <th data-bbox="1832 245 1982 272">災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 363 1281 464">関西電力株式会社</td> <td data-bbox="1281 363 1453 464">電力供給施設の整備と防災管理</td> <td data-bbox="1453 363 1677 464">電力供給施設の応急対策の実施</td> <td data-bbox="1677 363 1832 464">被災電力供給施設の復旧</td> <td data-bbox="1832 363 1982 464"></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	関西電力株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧		<p data-bbox="2013 181 2186 272">関係機関の意見に基づく修正</p>
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																			
関西電力株式会社（神戸支社）	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																			
関西電力株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																				

頁	修正前	修正後	理由																								
15	<p data-bbox="203 150 539 177">第2編第1章第1節第4款</p> <p data-bbox="203 213 226 240">2</p> <table border="1" data-bbox="208 276 1077 798"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 276 360 316"></th> <th data-bbox="360 276 719 316">地域防災拠点</th> <th data-bbox="719 276 1077 316">コミュニティ防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 316 360 475">南部地区</td> <td data-bbox="360 316 719 475">川西南公民館、中央公民館、明峰公民館、猪名川河川防災ステーション、川西市水防センター</td> <td data-bbox="719 316 1077 475">湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、久代小学校、加茂小学校、川西小学校、桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 475 360 699">中部地区</td> <td data-bbox="360 475 719 699">多田公民館、緑台公民館、清和台公民館、けやき坂公民館</td> <td data-bbox="719 475 1077 699">けやき坂中央公園、水明台第5公園、市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 699 360 798">北部地区</td> <td data-bbox="360 699 719 798">東谷公民館、北陵公民館</td> <td data-bbox="719 699 1077 798">平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、北陵小学校</td> </tr> </tbody> </table>		地域防災拠点	コミュニティ防災拠点	南部地区	川西南公民館、中央公民館、明峰公民館、猪名川河川防災ステーション、川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、久代小学校、加茂小学校、川西小学校、桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校	中部地区	多田公民館、緑台公民館、清和台公民館、けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園、市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校	北部地区	東谷公民館、北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、北陵小学校	<p data-bbox="1111 213 1133 240">2</p> <table border="1" data-bbox="1115 276 1984 798"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 276 1267 316"></th> <th data-bbox="1267 276 1626 316">地域防災拠点</th> <th data-bbox="1626 276 1984 316">コミュニティ防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 316 1267 475">南部地区</td> <td data-bbox="1267 316 1626 475">川西南公民館、明峰公民館、猪名川河川防災ステーション、川西市水防センター</td> <td data-bbox="1626 316 1984 475">湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、久代小学校、加茂小学校、川西小学校、桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 475 1267 699">中部地区</td> <td data-bbox="1267 475 1626 699">多田公民館、緑台公民館、清和台公民館、けやき坂公民館</td> <td data-bbox="1626 475 1984 699">けやき坂中央公園、水明台第5公園、市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 699 1267 798">北部地区</td> <td data-bbox="1267 699 1626 798">東谷公民館、北陵公民館</td> <td data-bbox="1626 699 1984 798">平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、北陵小学校</td> </tr> </tbody> </table>		地域防災拠点	コミュニティ防災拠点	南部地区	川西南公民館、明峰公民館、猪名川河川防災ステーション、川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、久代小学校、加茂小学校、川西小学校、桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校	中部地区	多田公民館、緑台公民館、清和台公民館、けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園、市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校	北部地区	東谷公民館、北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、北陵小学校	<p data-bbox="2018 181 2172 272">中央公民館の閉鎖に伴い削除</p>
	地域防災拠点	コミュニティ防災拠点																									
南部地区	川西南公民館、中央公民館、明峰公民館、猪名川河川防災ステーション、川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、久代小学校、加茂小学校、川西小学校、桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校																									
中部地区	多田公民館、緑台公民館、清和台公民館、けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園、市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校																									
北部地区	東谷公民館、北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、北陵小学校																									
	地域防災拠点	コミュニティ防災拠点																									
南部地区	川西南公民館、明峰公民館、猪名川河川防災ステーション、川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、久代小学校、加茂小学校、川西小学校、桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校																									
中部地区	多田公民館、緑台公民館、清和台公民館、けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園、市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校																									
北部地区	東谷公民館、北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、北陵小学校																									

頁	修正前	修正後	理由																														
17	<p data-bbox="203 150 539 177">第2編第1章第2節第2款</p> <p data-bbox="203 212 456 239">ポンプ場の所在地等</p> <table border="1" data-bbox="203 244 1077 699"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ポンプ設備</th> <th>排水能力</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前川雨水ポンプ場</td> <td>2,900m スクリューポンプ 3台 2,500m スクリューポンプ 1台 2,000m スクリューポンプ 1台</td> <td>13.03 m³/秒</td> <td>栄根2丁目 17番6号</td> <td>(757)8196</td> </tr> <tr> <td>加茂雨水ポンプ場</td> <td>2,400m スクリューポンプ 2台 3,000m スクリューポンプ 3台</td> <td>13.00 m³/秒</td> <td>加茂6丁目 143番地の1</td> <td>(758)4826</td> </tr> </tbody> </table>	名称	ポンプ設備	排水能力	所在地	電話	前川雨水ポンプ場	2,900m スクリューポンプ 3台 2,500m スクリューポンプ 1台 2,000m スクリューポンプ 1台	13.03 m ³ /秒	栄根2丁目 17番6号	(757)8196	加茂雨水ポンプ場	2,400m スクリューポンプ 2台 3,000m スクリューポンプ 3台	13.00 m ³ /秒	加茂6丁目 143番地の1	(758)4826	<p data-bbox="1108 212 1361 239">ポンプ場の所在地等</p> <table border="1" data-bbox="1108 244 1982 699"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ポンプ設備</th> <th>排水能力</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前川雨水ポンプ場</td> <td><u>2,900 mm</u> スクリューポンプ 3台 <u>2,500 mm</u> スクリューポンプ 1台 <u>2,000 mm</u> スクリューポンプ 1台</td> <td>13.03 m³/秒</td> <td>栄根2丁目 17番6号</td> <td>(757)8196</td> </tr> <tr> <td>加茂雨水ポンプ場</td> <td><u>2,400 mm</u> スクリューポンプ 2台 <u>3,000 mm</u> スクリューポンプ 3台</td> <td>13.00 m³/秒</td> <td>加茂6丁目 143番地の1</td> <td>(758)4826</td> </tr> </tbody> </table>	名称	ポンプ設備	排水能力	所在地	電話	前川雨水ポンプ場	<u>2,900 mm</u> スクリューポンプ 3台 <u>2,500 mm</u> スクリューポンプ 1台 <u>2,000 mm</u> スクリューポンプ 1台	13.03 m ³ /秒	栄根2丁目 17番6号	(757)8196	加茂雨水ポンプ場	<u>2,400 mm</u> スクリューポンプ 2台 <u>3,000 mm</u> スクリューポンプ 3台	13.00 m ³ /秒	加茂6丁目 143番地の1	(758)4826	<p data-bbox="2016 180 2172 272">所管課からの意見に基づく修正</p>
名称	ポンプ設備	排水能力	所在地	電話																													
前川雨水ポンプ場	2,900m スクリューポンプ 3台 2,500m スクリューポンプ 1台 2,000m スクリューポンプ 1台	13.03 m ³ /秒	栄根2丁目 17番6号	(757)8196																													
加茂雨水ポンプ場	2,400m スクリューポンプ 2台 3,000m スクリューポンプ 3台	13.00 m ³ /秒	加茂6丁目 143番地の1	(758)4826																													
名称	ポンプ設備	排水能力	所在地	電話																													
前川雨水ポンプ場	<u>2,900 mm</u> スクリューポンプ 3台 <u>2,500 mm</u> スクリューポンプ 1台 <u>2,000 mm</u> スクリューポンプ 1台	13.03 m ³ /秒	栄根2丁目 17番6号	(757)8196																													
加茂雨水ポンプ場	<u>2,400 mm</u> スクリューポンプ 2台 <u>3,000 mm</u> スクリューポンプ 3台	13.00 m ³ /秒	加茂6丁目 143番地の1	(758)4826																													

頁	修正前	修正後	理由
24	<p>第2編第4節第1款</p> <p>道路は、災害時における避難路として、また、消防・救援活動及び緊急輸送のルート、延焼遮断帯等として重要な意義を持つことから、道路の拡幅や植樹帯の整備をはじめ市域を格子状にネットワークする主要な幹線道路の整備に努め道路交通機能及び都市防災機能の強化を図る。</p> <p>また、黒川や国崎等孤立する可能性がある集落も存在するため、多元多重化のルートを考慮し、効果的な交通規制の実施や救援物資を輸送するための優先道路の確保に向け、関係機関と協議するなどその機能を十分に発揮できるように整備する。</p> <p>また、橋りょうの新設、改良に当たっては、道路橋示方書（公益社団法人日本道路協会の技術基準）等に基づき耐震性を十分に配慮して整備する。</p> <p>道路危険個所については、「資料編 資料 - 13」のとおり。</p>	<p>道路は、災害時における避難路として、また、救急・医療・消防・救援活動及び緊急輸送のルート、延焼遮断帯等として重要な意義を持つことから、道路の拡幅や植樹帯の整備をはじめ市域を格子状にネットワークする主要な幹線道路の整備に努め道路交通機能及び都市防災機能の強化を図る。</p> <p>また、黒川や国崎等孤立する可能性がある集落や、清流台等進入路が一つしかない地域も存在するため、多元多重化のルートを考慮し、効果的な交通規制の実施や救援物資を輸送するための優先道路の確保に向け、関係機関と協議するなどその機能を十分に発揮できるように整備する。</p> <p>また、橋りょうの新設、改良に当たっては、道路橋示方書（公益社団法人日本道路協会の技術基準）等に基づき耐震性を十分に配慮して整備する。</p> <p>道路危険個所については、「資料編 資料 - 13」のとおり。</p>	<p>市の施策方針による</p>

頁	修正前	修正後	理由
27	<p>第2編第1章第5節第1款</p> <p>第1款 電力施設等の整備</p> <p>関西電力(株)は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするため、次の内容により電力設備の整備等を進める。</p> <p>(新規)</p>	<p>第1款 電力設備等の整備</p> <p>(削除)</p> <p><u>1 関係機関との相互連携協力体制の構築</u> <u>関西電力は、災害の発生に備え関係機関との相互連携協力体制を構築するため次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 自治体との協調</u> <u>平常時には自治体の防災会議等に参画し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。</u></p> <p><u>地方防災会議への参画</u> <u>地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合には、これに協力する。</u> <u>災害対策本部等との協調</u> <u>この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。</u> <u>ア 災害に関する情報の提供及び収集</u> <u>イ 災害応急対策及び災害復旧対策</u></p> <p><u>(2) 防災関係機関との協調</u> <u>地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは正常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連絡体制を整備しておく。</u></p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

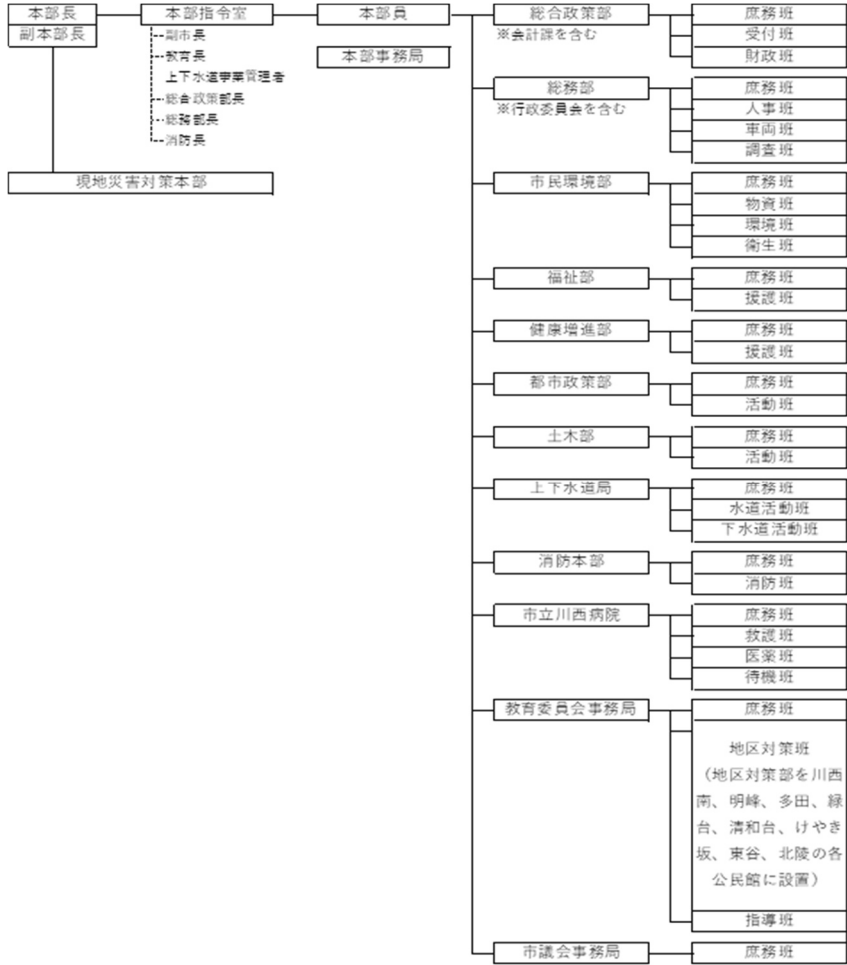
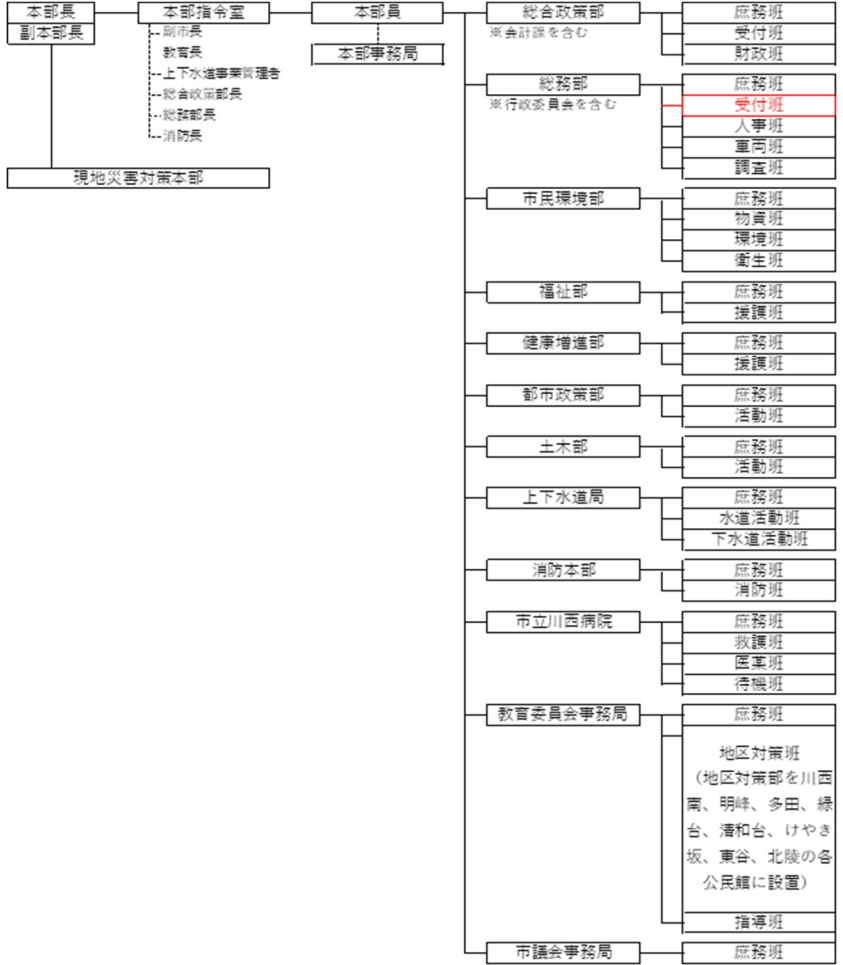
頁	修正前	修正後	理由
27	<p>(新規)</p> <p>1 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p>(1) 水害対策</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 変電設備 浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。 また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 雪害対策</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし機構は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。 また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</p> <p>ウ (省略)</p> <p>エ (省略)</p>	<p><u>2 地域貢献</u> <u>地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、当社施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請のあった場合は検討・協力する。</u></p> <p><u>3 電力設備の災害予防措置に関する事項</u> <u>関西電力は、保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。</u></p> <p>(1) 水害対策</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 変電設備 <u>浸水または冠水</u>のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。 また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 雪害対策</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし機構は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線<u>及び</u>架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。 また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</p> <p>ウ (省略)</p> <p>エ (省略)</p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	理由
28	<p>(5) 雷害対策</p> <p>ア 送電設備 架空地線、避雷装置、アークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。 また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>2 防災業務施設及び設備等の整備</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通信連絡施設及び設備</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 情報収集伝達体制の強化 夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。</p> <p>(3) 非常用電源設備 本店、支社等及び業務期間は、長時間停電に備え、非常用災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。 なお、効果的な非常用電源容量確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源経路の明示等を行なう。</p>	<p>(5) 雷害対策</p> <p>ア 送電設備 架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。 また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>4 防災業務施設及び設備等の整備</p> <p><u>関西電力は、災害の発生に備え、次の施設及び設備の整備を図る。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通信連絡施設及び設備</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 情報収集伝達体制の強化 夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、<u>社内の</u>一斉連絡・安否確認システムを<u>用いて</u>確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。</p> <p>(3) 非常用電源設備 <u>復旧拠点となる事業所については</u>、長時間停電に備え、非常用災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。 なお、効果的な非常用電源容量確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源経路の明示等を<u>行う</u>。</p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	理由
30	<p>(4) コンピューターシステム コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制に整備を図る。 特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>3 電気事故の防止</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 広報活動 ア (省略) イ (省略) ウ 停電関係 自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設ならびに人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。</p> <p>4 災害対策用資機材等の確保及び整備</p> <p>(1) 災害対策用資機材の確保 本店、支店等及び業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>(2) 災害対策用資機材等の輸送 本店、支店等及び業務機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>(3) 災害対策用資機材等の整備点検 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。</p>	<p>(4) コンピューターシステム コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制に整備を図る。 特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</p> <p>(5) (省略)</p> <p><u>5 電気事故の防止</u> <u>関西電力は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 広報活動 ア (省略) イ (省略) ウ 停電関係 自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。</p> <p><u>6 復旧用資機材等の確保及び整備</u> <u>関西電力は災害の発生に備え、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>復旧用資機材の確保</u> 平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>(2) <u>復旧用資機材等の輸送</u> <u>平常時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</u></p> <p>(3) <u>復旧用資機材等の整備点検</u> <u>平常時から復旧用資機材数量把握及び整備点検を行う。</u></p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	理由
31	<p>(4) 災害対策用資機材等の広域運営 本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社及び電源開発株式会社等と災害対策用機材の相互融通体制を整えておく。</p> <p>(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 本店、支社等および業務機関は、食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。</p> <p>(6) 災害対策用資機材等の仮置場 災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地において、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p> <p>5 防災訓練、防災教育の実施</p> <p>(1) 防災教育 本店、支社等及び業務機関は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</p> <p>(2) 防災訓練 本店、支社等及び業務機関は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にもこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。 また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <p>6 他電力会社等との協調 他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的推進機関（以下、「広域機関」という。）請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。</p>	<p>(4) <u>復旧用資機材等の広域運営</u> <u>平常時から復旧用資機材</u>の保有を効率的に行う。<u>災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。</u></p> <p>(5) <u>食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄</u> <u>平常時から食料</u>、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。</p> <p>(6) <u>復旧用資機材等の仮置場の確保</u> <u>災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地において、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</u></p> <p>7 防災訓練、防災教育の実施</p> <p>(1) 防災教育 <u>関西電力</u>は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</p> <p>(2) 防災訓練 <u>関西電力</u>は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にもこの計画が有効に機能することを確認する。 <u>なお</u>、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。<u>また</u>、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <p>8 他電力会社等との協調 他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的推進機関（以下、「広域機関」という。）請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。</p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	理由																
40	<p>第2編第1章第8節第4款</p> <p>(省略)</p> <p>4 移動通信系の運用においては、通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意する。</p> <p>5 通信のふくそう及び途絶を想定した実践的な通信訓練を定期的実施する。</p>	<p>(省略)</p> <p>4 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。</p> <p>5 通信の輻輳及び途絶を想定した実践的な通信訓練を定期的実施する。</p>	<p>国民保護計画と表記を統一するため</p>																
67	<p>第2編第3章第2節</p> <p>災害応急対策を行うにあたり必要となる防災資機材及び防災資機材を保管する施設を計画的に整備するとともに、災害発生時に防災資機材を使用できるよう必要な点検を行う。</p> <p>なお、主な資機材の備蓄状況については、資料編のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="232 916 889 1051"> <tr> <td>消防・救助用資機材</td> <td>資料編 資料 - 2 2</td> </tr> <tr> <td>医療・助産用資器材</td> <td>資料編 資料 - 2 3</td> </tr> <tr> <td>感染症対策資器材</td> <td>資料編 資料 - 2 5</td> </tr> <tr> <td>水防用資機材</td> <td>川西市水防計画に記載</td> </tr> </table>	消防・救助用資機材	資料編 資料 - 2 2	医療・助産用資器材	資料編 資料 - 2 3	感染症対策資器材	資料編 資料 - 2 5	水防用資機材	川西市水防計画に記載	<p>災害応急対策を行うにあたり必要となる防災資機材及び防災資機材を保管する施設を計画的に整備するとともに、災害発生時に防災資機材を使用できるよう必要な点検を行う。</p> <p>なお、主な資機材の備蓄状況については、資料編のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1137 916 1794 1051"> <tr> <td>消防・救助用資機材</td> <td>資料編 資料 - 2 2</td> </tr> <tr> <td>医療・助産用資器材</td> <td>資料編 資料 - 2 4</td> </tr> <tr> <td>感染症対策資器材</td> <td>資料編 資料 - 2 6</td> </tr> <tr> <td>水防用資機材</td> <td>資料編 資料 - 2 3</td> </tr> </table>	消防・救助用資機材	資料編 資料 - 2 2	医療・助産用資器材	資料編 資料 - 2 4	感染症対策資器材	資料編 資料 - 2 6	水防用資機材	資料編 資料 - 2 3	<p>水防計画と地域防災計画の一体化に伴う字句修正</p>
消防・救助用資機材	資料編 資料 - 2 2																		
医療・助産用資器材	資料編 資料 - 2 3																		
感染症対策資器材	資料編 資料 - 2 5																		
水防用資機材	川西市水防計画に記載																		
消防・救助用資機材	資料編 資料 - 2 2																		
医療・助産用資器材	資料編 資料 - 2 4																		
感染症対策資器材	資料編 資料 - 2 6																		
水防用資機材	資料編 資料 - 2 3																		

頁	修正前	修正後	理由
75	<p>第3編第1章第1款</p> <p>7 災害対策本部の組織及び運営 (省略)</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> 	<p>7 災害対策本部の組織及び運営 (省略)</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> 	<p>災害対策本部設置要綱の改正のため (総務部に受付班の追加)</p>

頁	修正前	修正後	理由
83	<p>第3編第2章第1節</p> <p>(図表) 関西電力(株)阪神営業所 0080-777-8043</p>	<p>(図表) 関西電力(株)阪神営業所 0080-777-<u>3081</u></p>	<p>関係機関の 意見に基づ く修正</p>
84	<p>第3編第2章第1節</p> <p>3 外部機関との情報通信手段 (1) 兵庫県、県内各市町との情報通信 ア (省略) イ 県内各市町との情報通信 被災、ふくそう等により公衆回線網、専用線が使用できない 場合には、兵庫県衛生通信ネットワークによって通信を確保 する。 ウ (省略)</p> <p>(2) (省略) (3) 災害時優先電話 被災、ふくそう等により通信困難時には優先電話の利用など、通 信体制を確保する。本庁舎内では、交換機を介する庁内電話が23 回線、携帯電話12機がそれぞれ優先電話に設定されている。 その他市公共施設についても必要度に応じて災害時優先電話の 登録を行い、通信手段の確保を図っている。</p>	<p>3 外部機関との情報通信手段 (1) 兵庫県、県内各市町との情報通信 ア (省略) イ 県内各市町との情報通信 被災、輻輳等により公衆回線網、専用線が使用できない場合 には、兵庫県衛生通信ネットワークによって通信を確保する。</p> <p>ウ (省略)</p> <p>(2) (省略) (3) 災害時優先電話 被災、輻輳等により通信困難時には優先電話の利用など、通 信体制を確保する。本庁舎内では、交換機を介する庁内電話が23 回線、携帯電話12機がそれぞれ優先電話に設定されている。 その他市公共施設についても必要度に応じて災害時優先電話の 登録を行い、通信手段の確保を図っている。</p>	<p>国民保護計 画と表記を 統一するた め</p>

頁	修正前	修正後	理由
91	<p>第3編第2章第2節</p> <p>〔河川水位等情報収集経路〕</p> <p>（図表）</p> <div data-bbox="241 347 510 421" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">川西市水防本部</div> <p>〔水防警報及び洪水予報等伝達経路〕</p> <p>（図表）</p> <div data-bbox="241 644 510 718" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">川西市水防本部</div>	<p>〔河川水位等情報収集経路〕</p> <p>（図表）</p> <div data-bbox="1146 347 1442 421" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">川西市<u>災害対策</u>本部</div> <p>〔水防警報及び洪水予報等伝達経路〕</p> <p>（図表）</p> <div data-bbox="1146 644 1442 718" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">川西市<u>災害対策</u>本部</div>	<p>水防計画と地域防災計画の一体化に伴う字句修正</p>

頁	修正前				修正後				理由																																
115	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 177 443 209">相互応援協定等</th> <th data-bbox="443 177 654 209">協定先</th> <th data-bbox="654 177 869 209">主な協定内容</th> <th data-bbox="869 177 1079 209">要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="210 240 1079 272" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 288 443 448">川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定（ ）</td> <td data-bbox="443 288 654 448">学校法人平成医療学園宝塚医療大学</td> <td data-bbox="654 288 869 448">災害時用備蓄品の保管スペースの提供</td> <td data-bbox="869 288 1079 448">市民環境部</td> </tr> </tbody> </table>				相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	~~~~~				川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定（ ）	学校法人平成医療学園宝塚医療大学	災害時用備蓄品の保管スペースの提供	市民環境部	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 177 1348 209">相互応援協定等</th> <th data-bbox="1348 177 1563 209">協定先</th> <th data-bbox="1563 177 1778 209">主な協定内容</th> <th data-bbox="1778 177 1989 209">要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1115 240 1989 272" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 288 1348 448">川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定（ ）</td> <td data-bbox="1348 288 1563 448">学校法人平成医療学園宝塚医療大学</td> <td data-bbox="1563 288 1778 448">災害時用備蓄品の保管スペースの提供</td> <td data-bbox="1778 288 1989 448">市民環境部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 456 1348 647"><u>災害時における防災活動協力に関する協定書</u></td> <td data-bbox="1348 456 1563 647"><u>イオンタウン株式会社 株式会社ダイエー</u></td> <td data-bbox="1563 456 1778 647"><u>食料・生活物資の確保及び供給 駐車場等を避難所として提供</u></td> <td data-bbox="1778 456 1989 647"><u>総合政策部 総務部 市民環境部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 647 1348 775"><u>大規模災害時における被災者支援協力に関する協定</u></td> <td data-bbox="1348 647 1563 775"><u>兵庫県行政書士会</u></td> <td data-bbox="1563 647 1778 775"><u>被災支援相談窓口の設置</u></td> <td data-bbox="1778 647 1989 775"><u>総合政策部 総務部</u></td> </tr> </tbody> </table>				相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	~~~~~				川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定（ ）	学校法人平成医療学園宝塚医療大学	災害時用備蓄品の保管スペースの提供	市民環境部	<u>災害時における防災活動協力に関する協定書</u>	<u>イオンタウン株式会社 株式会社ダイエー</u>	<u>食料・生活物資の確保及び供給 駐車場等を避難所として提供</u>	<u>総合政策部 総務部 市民環境部</u>	<u>大規模災害時における被災者支援協力に関する協定</u>	<u>兵庫県行政書士会</u>	<u>被災支援相談窓口の設置</u>	<u>総合政策部 総務部</u>	新たに協定を締結したため
	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																					
	~~~~~																																								
	川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定（ ）	学校法人平成医療学園宝塚医療大学	災害時用備蓄品の保管スペースの提供	市民環境部																																					
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																						
~~~~~																																									
川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定（ ）	学校法人平成医療学園宝塚医療大学	災害時用備蓄品の保管スペースの提供	市民環境部																																						
<u>災害時における防災活動協力に関する協定書</u>	<u>イオンタウン株式会社 株式会社ダイエー</u>	<u>食料・生活物資の確保及び供給 駐車場等を避難所として提供</u>	<u>総合政策部 総務部 市民環境部</u>																																						
<u>大規模災害時における被災者支援協力に関する協定</u>	<u>兵庫県行政書士会</u>	<u>被災支援相談窓口の設置</u>	<u>総合政策部 総務部</u>																																						
宝塚医療大学との協定は、包括連携協定の連携項目の一つ				宝塚医療大学との協定は、包括連携協定の連携項目の一つ																																					

頁	修正前	修正後	理由
162	<p>第3編災害応急対策計画 第7章水防計画</p> <p>水害による被害を軽減するため水防活動が迅速かつ効果的に行える体制を確立するための計画である。 水防計画は、水防法第33条の規定に基づく「川西市水防計画」による。</p>	(削除)	水防計画を地域防災計画の一部とするため

頁	修正前	修正後	理由
	(新規)	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 川西市水防計画</p> <p><u>第1節 総則</u></p> <p><u>この計画は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第33条の規定に基づき法第1条の目的を達成するため、川西市内の河川、ため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送その他の水防に必要な資機材及び応援協力等の整備、運用について定める。</u></p> <p><u>第2節 水防管理団体及び水防責任</u></p> <p><u>本市は水防管理団体(昭和53年8月1日、兵庫県告示1740号)であり、法第3条の定めるところに従い、水防組織、水防施設、器具及び資材を整備し区域内における水防を十分果たさなければならない。</u></p> <p><u>第3節 水防組織</u></p> <p><u>本市において水防活動の必要が生じたとき、その業務を統轄するため災害対策本部を市役所内に設置する。災害対策本部については、「第3編 災害応急対策計画、第1章、第1節 応急活動計画」のとおり。</u></p> <p><u>第4節 水防配備体制等</u></p> <p><u>気象台等から気象に関する注意報又は警報のあったときは、「第3編 災害応急対策計画、第1章、第2節 初動活動計画」のとおり動員、配備を行う。(水防関係機関の防災体制は、資料 - ~ -)</u></p>	水防計画を地域防災計画の一部とするため

頁	修正前	修正後	理由
	(新規)	<p data-bbox="1099 161 1464 193"><u>第5節 消防団組織及び配備</u></p> <p data-bbox="1099 225 1299 256"><u>1 消防団組織</u></p> <p data-bbox="1532 193 2000 225">(人数は、平成31年4月1日現在)</p>	水防計画を地域防災計画の一部とするため

頁	修正前	修正後	理由																								
	(新規)	<p data-bbox="1106 150 1335 177"><u>第8節 水防信号</u></p> <p data-bbox="1133 212 1547 239"><u>水防信号は、次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1106 276 1984 1185"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 276 1227 312">区分</th> <th data-bbox="1227 276 1525 312">警鐘信号</th> <th data-bbox="1525 276 1809 312">サイレン信号</th> <th data-bbox="1809 276 1984 312">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 312 1227 472">第1信号</td> <td data-bbox="1227 312 1525 472">休止 休止 休止</td> <td data-bbox="1525 312 1809 472">約5秒 約15秒 5 15 5 15 - 休止 - 休止 - 休止</td> <td data-bbox="1809 312 1984 472">河川の水位が 氾濫注意水位 に達したことを 知らせるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 472 1227 600">第2信号</td> <td data-bbox="1227 472 1525 600">- - - - -</td> <td data-bbox="1525 472 1809 600">約5秒 約6秒 5 6 5 6 - 休止 - 休止 - 休止</td> <td data-bbox="1809 472 1984 600">水防担当者が 直ちに出勤する ことを知らせるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 600 1227 823">第3信号</td> <td data-bbox="1227 600 1525 823">- - - - -</td> <td data-bbox="1525 600 1809 823">約10秒 約5秒 10 5 10 5 - 休止 - 休止 - 休止</td> <td data-bbox="1809 600 1984 823">水防態勢が発生した区域内の当該水防管理団体の居住者が出勤すべきことを知らせるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 823 1227 1023">第4信号</td> <td data-bbox="1227 823 1525 1023">乱打</td> <td data-bbox="1525 823 1809 1023">約10分 約5秒 1 5 1 5 - 休止 - 休止 - 休止</td> <td data-bbox="1809 823 1984 1023">必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 1023 1227 1185">備考</td> <td colspan="3" data-bbox="1227 1023 1984 1185"> 1 信号は、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用してもよい 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	警鐘信号	サイレン信号	説明	第1信号	休止 休止 休止	約5秒 約15秒 5 15 5 15 - 休止 - 休止 - 休止	河川の水位が 氾濫注意水位 に達したことを 知らせるもの	第2信号	- - - - -	約5秒 約6秒 5 6 5 6 - 休止 - 休止 - 休止	水防担当者が 直ちに出勤する ことを知らせるもの	第3信号	- - - - -	約10秒 約5秒 10 5 10 5 - 休止 - 休止 - 休止	水防態勢が発生した区域内の当該水防管理団体の居住者が出勤すべきことを知らせるもの	第4信号	乱打	約10分 約5秒 1 5 1 5 - 休止 - 休止 - 休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	備考	1 信号は、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用してもよい 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。			水防計画を地域防災計画の一部とするため
区分	警鐘信号	サイレン信号	説明																								
第1信号	休止 休止 休止	約5秒 約15秒 5 15 5 15 - 休止 - 休止 - 休止	河川の水位が 氾濫注意水位 に達したことを 知らせるもの																								
第2信号	- - - - -	約5秒 約6秒 5 6 5 6 - 休止 - 休止 - 休止	水防担当者が 直ちに出勤する ことを知らせるもの																								
第3信号	- - - - -	約10秒 約5秒 10 5 10 5 - 休止 - 休止 - 休止	水防態勢が発生した区域内の当該水防管理団体の居住者が出勤すべきことを知らせるもの																								
第4信号	乱打	約10分 約5秒 1 5 1 5 - 休止 - 休止 - 休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの																								
備考	1 信号は、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用してもよい 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。																										

頁	修正前	修正後	理由									
	(新規)	<p><u>第9節 決壊後の措置</u></p> <p><u>堤防その他の施設が決壊したときにおいても水防管理者、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。</u></p> <p><u>第10節</u></p> <p><u>第1款 雨量の観測</u></p> <p><u>雨量の観測は総務部が行い、毎時の雨量を測定し災害対策本部へ連絡する。(自動観測)</u></p> <p><u>雨量計の所在地等</u></p> <table border="1" data-bbox="1108 564 1962 826"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 564 1415 608">所属</th> <th data-bbox="1415 564 1794 608">所在地</th> <th data-bbox="1794 564 1962 608">管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 608 1415 751"><u>川西市総務部</u></td> <td data-bbox="1415 608 1794 751"><u>川西市中央町12-1 (川西市役所)</u> <u>川西市黒川字谷垣内295 (黒川公民館)</u></td> <td data-bbox="1794 608 1962 751"><u>市長</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 751 1415 826"><u>兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所</u></td> <td data-bbox="1415 751 1794 826"><u>川西市多田院移瀬 (多田院観測所)</u></td> <td data-bbox="1794 751 1962 826"><u>兵庫県</u></td> </tr> </tbody> </table>	所属	所在地	管理者	<u>川西市総務部</u>	<u>川西市中央町12-1 (川西市役所)</u> <u>川西市黒川字谷垣内295 (黒川公民館)</u>	<u>市長</u>	<u>兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所</u>	<u>川西市多田院移瀬 (多田院観測所)</u>	<u>兵庫県</u>	水防計画を地域防災計画の一部とするため
所属	所在地	管理者										
<u>川西市総務部</u>	<u>川西市中央町12-1 (川西市役所)</u> <u>川西市黒川字谷垣内295 (黒川公民館)</u>	<u>市長</u>										
<u>兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所</u>	<u>川西市多田院移瀬 (多田院観測所)</u>	<u>兵庫県</u>										

頁	修正前	修正後	理由																														
	(新規)	<p data-bbox="1137 145 1415 177"><u>第2款 量水標の監視</u></p> <p data-bbox="1111 209 1989 336">1 水防管理者は、あらかじめ監視員及び連絡員を定めておくものとし、監視員及び連絡員は、降雨のとき常に量水標の監視にあたり、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達したときは、直ちに水防管理者に報告する。また減水した場合も同様とする。</p> <p data-bbox="1111 336 1800 368">2 本部事務局は、水位観測表を備えこれを記録する。</p> <p data-bbox="1111 368 1391 400">3 量水標の所在地等</p> <table border="1" data-bbox="1111 400 1962 820"> <thead> <tr> <th data-bbox="1111 400 1357 501">所在地 区分</th> <th data-bbox="1357 400 1509 501">小戸 (池田新町)</th> <th data-bbox="1509 400 1662 501">銀橋 (矢間)</th> <th data-bbox="1662 400 1814 501">虫生</th> <th data-bbox="1814 400 1962 501">多田院 (多田院西)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1111 501 1357 549">水防団待機水位</td> <td data-bbox="1357 501 1509 549">1 m 0 0 cm</td> <td data-bbox="1509 501 1662 549">2 m 4 0 cm</td> <td data-bbox="1662 501 1814 549">3 m 0 0 cm</td> <td data-bbox="1814 501 1962 549">4 m 2 0 cm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 549 1357 596">氾濫注意水位</td> <td data-bbox="1357 549 1509 596">2 m 5 0 cm</td> <td data-bbox="1509 549 1662 596">7 m 0 0 cm</td> <td data-bbox="1662 549 1814 596">6 m 0 0 cm</td> <td data-bbox="1814 549 1962 596">5 m 2 0 cm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 596 1357 644">避難判断水位</td> <td data-bbox="1357 596 1509 644">3 m 4 0 cm</td> <td data-bbox="1509 596 1662 644" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="1662 596 1814 644" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="1814 596 1962 644">6 m 1 0 cm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 644 1357 692">氾濫危険水位</td> <td data-bbox="1357 644 1509 692">4 m 0 0 cm</td> <td data-bbox="1509 644 1662 692" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="1662 644 1814 692" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="1814 644 1962 692">7 m 2 0 cm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 692 1357 820">備考</td> <td data-bbox="1357 692 1509 820">テレメーター (猪名川河川 事務所設置)</td> <td data-bbox="1509 692 1662 820">テレメーター (猪名川河川 事務所設置)</td> <td data-bbox="1662 692 1814 820">テレメーター (猪名川河川 事務所設置)</td> <td data-bbox="1814 692 1962 820">テレメーター (宝塚土木事 務所設置)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1137 852 1503 884"><u>第3款 堤防の監視及び巡視</u></p> <p data-bbox="1111 916 1989 1075">水防管理者の命を受けた者及び消防団員は、水防活動が予測されるような場合においては河川、ため池等の監視及び警戒を行い、特に既往の被害箇所その他重要な水防区域を中心として巡視するものとする。以上を発見したときは、直ちに水防管理者に連絡するとともに、水防活動を実施する。</p>	所在地 区分	小戸 (池田新町)	銀橋 (矢間)	虫生	多田院 (多田院西)	水防団待機水位	1 m 0 0 cm	2 m 4 0 cm	3 m 0 0 cm	4 m 2 0 cm	氾濫注意水位	2 m 5 0 cm	7 m 0 0 cm	6 m 0 0 cm	5 m 2 0 cm	避難判断水位	3 m 4 0 cm	/	/	6 m 1 0 cm	氾濫危険水位	4 m 0 0 cm	/	/	7 m 2 0 cm	備考	テレメーター (猪名川河川 事務所設置)	テレメーター (猪名川河川 事務所設置)	テレメーター (猪名川河川 事務所設置)	テレメーター (宝塚土木事 務所設置)	水防計画を地域防災計画の一部とするため
所在地 区分	小戸 (池田新町)	銀橋 (矢間)	虫生	多田院 (多田院西)																													
水防団待機水位	1 m 0 0 cm	2 m 4 0 cm	3 m 0 0 cm	4 m 2 0 cm																													
氾濫注意水位	2 m 5 0 cm	7 m 0 0 cm	6 m 0 0 cm	5 m 2 0 cm																													
避難判断水位	3 m 4 0 cm	/	/	6 m 1 0 cm																													
氾濫危険水位	4 m 0 0 cm	/	/	7 m 2 0 cm																													
備考	テレメーター (猪名川河川 事務所設置)	テレメーター (猪名川河川 事務所設置)	テレメーター (猪名川河川 事務所設置)	テレメーター (宝塚土木事 務所設置)																													

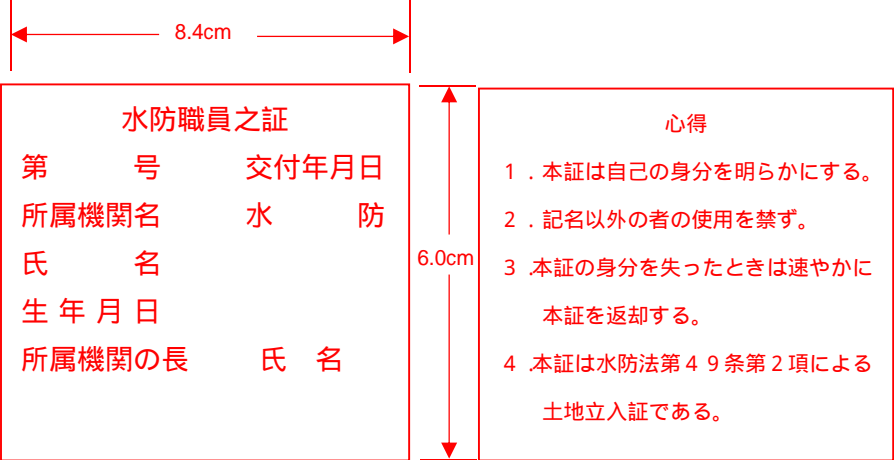
頁	修正前	修正後	理由
	(新規)	<p><u>第4款 土砂災害警戒区域等の巡視</u></p> <p>消防団員は、土砂災害の発生が予想される場合においては、既往の被害箇所や土砂災害警戒区域を必要に応じ巡視するものとする。異常を発見したときは、直ちに水防管理者に連絡する。連絡を受けた水防管理者は都市政策部、土木部を現地に出動させ、消防団員とともに水防活動を実施させる。</p> <p>また、水防管理者は本部事務局から当該区域に位置する要配慮者施設及び地区住民に情報の伝達を実施させる。</p> <p><u>第5款 樋門の監視</u></p> <p>水防管理者の命を受けた者は、常時樋門の監視を行い、雨量の水位及び河川の水位によっては、直ちに操作ができるよう準備をしておく。</p> <p><u>第6款 ポンプ場施設</u></p> <p>ポンプ場管理責任者は、気象情報又は本部長から通報があったときは、直ちにポンプ場施設、設備の運用に努める。</p> <p>ポンプ場の所在地等は「第2編災害予防計画、第1章、第2節水害の防止施設等の整備」のとおり。</p>	水防計画を地域防災計画の一部とするため

頁	修正前	修正後	理由
	(新規)	<p><u>第7款 水防作業</u></p> <p><u>水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域、土砂の流出範囲、近接地域の状況等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。</u></p> <p><u>その際、水防活動従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。</u></p> <p><u>第8款 安全配慮</u></p> <p><u>洪水、土砂災害のいずれにおいても、水防活動従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>避難誘導や水防作業の際も、自身の安全は確保しなければならない。</u></p> <p><u>水防活動従事者自身の安全確保のために配慮すべき項目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・水防活動時は通信機器を携帯することとする。</u> <u>・夜間の水防活動時に反射材や蛍光する者を着用する等、活動状況に必要な物を準備し、活動に従事する。</u> <u>・水防活動時は複数名で1班を編成し、相互の活動を認識し、安全確保に努める。</u> <p><u>第11節 水防区域</u></p> <p><u>溢水により災害が発生するおそれのある主な水防区域は「資料編資料1～4、10、10の1、11」のとおり。</u></p>	水防計画を地域防災計画の一部とするため

頁	修正前	修正後	理由															
	(新規)	<p><u>第12節 水防設備</u></p> <p>1 水防倉庫等</p> <table border="1" data-bbox="1108 244 1984 588"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>加茂水防倉庫</u></td> <td><u>加茂6丁目地内 (中国縦貫道高架下)</u></td> <td><u>土木部 消防本部南消防署</u></td> </tr> <tr> <td><u>中部水防倉庫</u></td> <td><u>多田院1丁目5-1 (多田公民館)</u></td> <td><u>市民環境部</u></td> </tr> <tr> <td><u>北部水防倉庫</u></td> <td><u>見野2丁目21-12 (北消防署)</u></td> <td><u>消防本部北消防署</u></td> </tr> <tr> <td><u>川西市水防センター</u></td> <td><u>出在家町23-5</u></td> <td><u>総務部</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(備蓄水防器具及び資材は資料-23)</u></p> <p><u>13節 輸送</u></p> <p><u>水防活動に必要な車両は、市保有車両を使用し、又は関係事業所等から借り上げた車両などにより対処する。輸送経路は、被害状況等の情報に基づき通行路線を決定し、輸送の正確をはかる。</u></p> <p><u>14節 他の団体等との協力及び応援</u></p> <p><u>第1款 河川管理者との協力応援</u></p> <p><u>河川法第22条の2に基づき、河川管理者は、水防管理団体が行う水防活動等に協力するものとする。</u> <u>なお、具体的内容は、河川管理者と協議する。</u></p>	名称	所在地	管理担当部	<u>加茂水防倉庫</u>	<u>加茂6丁目地内 (中国縦貫道高架下)</u>	<u>土木部 消防本部南消防署</u>	<u>中部水防倉庫</u>	<u>多田院1丁目5-1 (多田公民館)</u>	<u>市民環境部</u>	<u>北部水防倉庫</u>	<u>見野2丁目21-12 (北消防署)</u>	<u>消防本部北消防署</u>	<u>川西市水防センター</u>	<u>出在家町23-5</u>	<u>総務部</u>	水防計画を地域防災計画の一部とするため
名称	所在地	管理担当部																
<u>加茂水防倉庫</u>	<u>加茂6丁目地内 (中国縦貫道高架下)</u>	<u>土木部 消防本部南消防署</u>																
<u>中部水防倉庫</u>	<u>多田院1丁目5-1 (多田公民館)</u>	<u>市民環境部</u>																
<u>北部水防倉庫</u>	<u>見野2丁目21-12 (北消防署)</u>	<u>消防本部北消防署</u>																
<u>川西市水防センター</u>	<u>出在家町23-5</u>	<u>総務部</u>																

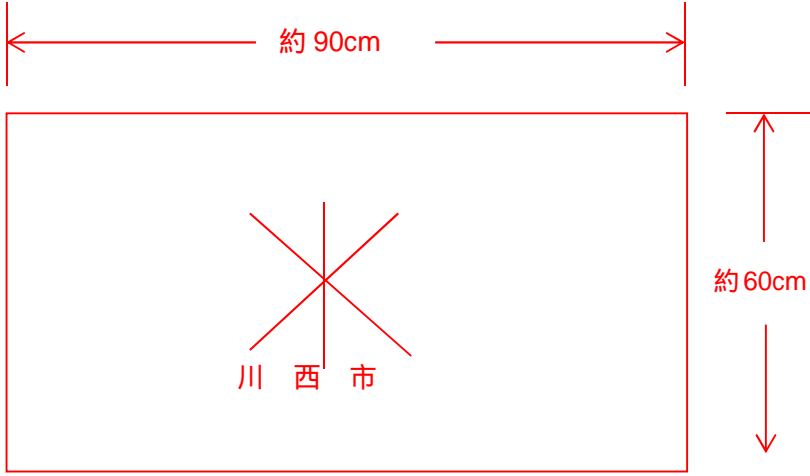
頁	修正前	修正後	理由																								
	(新規)	<p data-bbox="1137 148 1641 180"><u>第2款 隣接水防管理団体との協力応援</u></p> <p data-bbox="1111 212 1984 308"><u>隣接水防管理団体の応援その他については、法第23条の規定によるもの及び災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（平成9年11月1日締結）などに基づき相互に応援する。</u></p> <p data-bbox="1137 339 1473 371"><u>相互応援に関する協定団体</u></p> <table border="1" data-bbox="1111 403 1984 691"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 411 1323 443"><u>水防管理団体</u></th> <th data-bbox="1514 411 1599 443"><u>所在地</u></th> <th data-bbox="1839 411 1901 443"><u>電話</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 456 1283 488">尼崎市</td> <td data-bbox="1368 456 1659 488">尼崎市東七松町 1-23-1</td> <td data-bbox="1783 456 1957 488">06-6489-6165</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 491 1283 523">西宮市</td> <td data-bbox="1368 491 1637 523">西宮市六湛寺町 10-3</td> <td data-bbox="1783 491 1957 523">0798-35-3546</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 526 1283 558">芦屋市</td> <td data-bbox="1368 526 1592 558">芦屋市精道町 7-6</td> <td data-bbox="1783 526 1957 558">0797-38-2093</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 561 1283 593">伊丹市</td> <td data-bbox="1368 561 1559 593">伊丹市千僧 1-1</td> <td data-bbox="1783 561 1957 593">072-784-8166</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 596 1283 628">宝塚市</td> <td data-bbox="1368 596 1581 628">宝塚市東洋町 1-1</td> <td data-bbox="1783 596 1957 628">0797-77-2078</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 632 1283 663">三田市</td> <td data-bbox="1368 632 1581 663">三田市三輪 2-1-1</td> <td data-bbox="1783 632 1957 663">079-559-5057</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 667 1294 699">猪名川町</td> <td data-bbox="1368 667 1682 699">猪名川町上野字北畑 11-1</td> <td data-bbox="1783 667 1957 699">072-766-8703</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1137 722 1447 754"><u>第3款 警察署との協議</u></p> <p data-bbox="1137 786 1794 818"><u>水防管理者は、警察署と次の事項について協議する。</u></p> <ol data-bbox="1111 821 1776 946" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1111 821 1742 853">1 <u>警察電話の使用について（法第27条第2項）</u> <li data-bbox="1111 857 1659 888">2 <u>警戒区域の監視について（法第21条）</u> <li data-bbox="1111 892 1630 924">3 <u>警察官の出動について（法第22条）</u> <li data-bbox="1111 927 1776 959">4 <u>避難立退きの場合の措置について（法第29条）</u> <p data-bbox="1137 978 1447 1010"><u>第4款 自衛隊との協議</u></p> <p data-bbox="1111 1042 1984 1137"><u>水防管理者は、自衛隊法により兵庫県を通じて自衛隊の出動を要請する場合は、「第4章広域応援・協力計画、第2節自衛隊への派遣要請」に記載のとおり行う。</u></p>	<u>水防管理団体</u>	<u>所在地</u>	<u>電話</u>	尼崎市	尼崎市東七松町 1-23-1	06-6489-6165	西宮市	西宮市六湛寺町 10-3	0798-35-3546	芦屋市	芦屋市精道町 7-6	0797-38-2093	伊丹市	伊丹市千僧 1-1	072-784-8166	宝塚市	宝塚市東洋町 1-1	0797-77-2078	三田市	三田市三輪 2-1-1	079-559-5057	猪名川町	猪名川町上野字北畑 11-1	072-766-8703	水防計画を地域防災計画の一部とするため
<u>水防管理団体</u>	<u>所在地</u>	<u>電話</u>																									
尼崎市	尼崎市東七松町 1-23-1	06-6489-6165																									
西宮市	西宮市六湛寺町 10-3	0798-35-3546																									
芦屋市	芦屋市精道町 7-6	0797-38-2093																									
伊丹市	伊丹市千僧 1-1	072-784-8166																									
宝塚市	宝塚市東洋町 1-1	0797-77-2078																									
三田市	三田市三輪 2-1-1	079-559-5057																									
猪名川町	猪名川町上野字北畑 11-1	072-766-8703																									

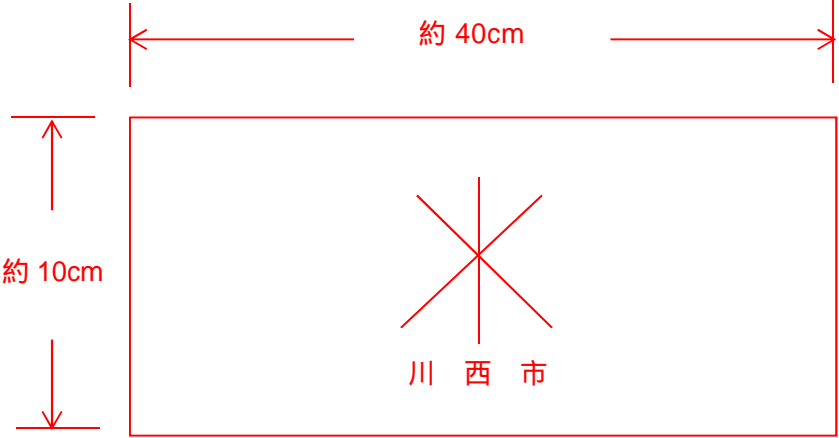
頁	修正前	修正後	理由
	(新規)	<p><u>第5款 事業所、団体への要請</u></p> <p><u>水防管理者は、必要があるときは、事業所、団体等に対し、水防活動に要する人員及び資機材器具の提供を要請する。</u></p> <p><u>第6款 水防連絡会</u></p> <p><u>市内の水防体制を強化し、水防活動が円滑に行われるよう次の機関の協力を得て、水防管理者が必要に応じ開催する。</u></p> <p><u>国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所</u> <u>兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所</u> <u>兵庫県川西警察署</u> <u>独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所</u> <u>川西市消防団</u> <u>川西市</u></p> <p><u>第15節 避難のための立退き又は屋内安全確保の指示</u></p> <p><u>1 洪水又は堤防の決壊等により、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者又はその命を受けた者は、必要と認める区域の住民に対し、避難のための立退きを指示又は屋内での退避等の安全確保措置の指示をすることができる。</u></p> <p><u>2 水防管理者から、その命を受けた者が立退きを指示したとき又は屋内での退避等の安全確保措置の指示をしたときはその旨を直ちに水防管理者に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 水防管理者は、立退きを指示したとき及び立退きを指示した旨報告があったとき又は屋内での退避等の安全確保措置の指示及び屋内での退避等の安全確保措置の指示した旨報告があったときは、速やかに知事に報告するとともに警察署長にその旨を通報する。</u> <u>(避難所・避難場所は「第9章 救援・救護活動計画、第1節 避難計画」のとおり)</u></p>	水防計画を地域防災計画の一部とするため

頁	修正前	修正後	理由
	(新規)	<p><u>第16節 証票及び標識</u></p> <p><u>第1款 身分証票</u></p> <p><u>身分証票は次に定めるものとする。ただし、消防吏員は消防職員証、消防団員は所属機関から交付された証を使用しても差支えない。</u></p>  <p style="text-align: center;">(表) (裏)</p>	水防計画を地域防災計画の一部とするため

頁	修正前	修正後	理由
	(新規)	<p><u>第2款 費用負担及び公用負担</u></p> <p><u>1 費用負担</u></p> <p><u>水防管理団体の水防に関する費用は、法第41条の規定より当該水防管理団体が負担する。</u></p> <p><u>他の水防管理団体から応援を求められたときは、応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担し、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。ただし、水防管理団体の水防によって、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担し、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。</u></p> <p><u>2 公用負担</u></p> <p><u>(1) 公用負担命令権限証</u></p> <p><u>法第28条の規定により公用負担を命じようとする水防管理者、消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次に示す公用負担命令権限証を携行し、必要がある場合にはこれを提示する。</u></p> <div data-bbox="1176 778 1715 1145" style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">公用負担命令権限証</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>上記の者に 区域における水防法第28条第1項の 権限行使を委任したことを証明する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>水防管理者又は 消防機関の長 氏名</p> </div>	水防計画を地域防災計画の一部とするため

頁	修正前	修正後	理由
	(新規)	<p>(2) 公用負担命令書</p> <p>法第28条の規定により公用負担の権限を行使するときは、原則として次に示す公用負担命令書2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">公用負担命令書</p> <p>目的物</p> <p>種 類</p> <p>員 数</p> <p style="text-align: center;">水防法第28条第1項により</p> <p style="text-align: center;">使用・収用・処分する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>水防管理者又は</p> <p>消防機関の長 氏名</p> </div>	水防計画を地域防災計画の一部とするため

頁	修正前	修正後	理由
	(新規)	<p data-bbox="1137 148 1444 180"><u>第3款 優先通行の標識</u></p> <p data-bbox="1137 212 1881 276"><u>法第18条による優先通行の標識は次に定めるものによる。</u> <u>標識（警鐘又はサイレン吹鳴を併用する）</u></p>  <p data-bbox="1227 818 1736 850">(注) 白布 「水」の文字は赤色とする。</p>	<p data-bbox="2011 180 2179 308">水防計画を地域防災計画の一部とするため</p>

頁	修正前	修正後	理由
	(新規)	<p data-bbox="1137 148 1303 180"><u>第4款 腕章</u></p>  <p data-bbox="1120 675 1581 707">(注) 白地 「水」の文字は赤色とする</p>	<p data-bbox="2011 180 2179 308">水防計画を地域防災計画の一部とするため</p>

頁	修正前	修正後	理由
	(新規)	<p><u>第 1 7 節 水防の記録及び報告</u></p> <p><u>第 1 款 記録</u></p> <p><u>水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管する。</u></p> <p><u>1 水防実施状況報告書（資料 - 4 0 ）</u></p> <p><u>2 法第 2 3 条第 1 項の応援を求めた理由</u></p> <p><u>3 法第 2 4 条の居住者等の水防義務者の住所氏名及び出動時間並びにその理由</u></p> <p><u>4 法第 2 5 条の堤防その他の施設の決壊の状況</u></p> <p><u>5 法第 2 8 条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所</u></p> <p><u>6 法第 2 8 条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びにその除去場所</u></p> <p><u>7 法第 2 8 条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由</u></p> <p><u>8 法第 2 9 条による立退き指示の事由及びその状況</u></p> <p><u>9 警察署の援助状況</u></p> <p><u>10 自衛隊援助の場合は、その状況</u></p> <p><u>11 現場指導の公務員の職氏名</u></p> <p><u>12 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当</u></p> <p><u>13 水防作業に使用した材料及び数量</u></p> <p><u>14 水防工法</u></p> <p><u>15 警戒中の水位観測表</u></p> <p><u>16 法第 3 4 条の水防協議会の設置</u></p> <p><u>17 法第 3 2 条の 2 水防訓練の概要</u></p>	水防計画を地域防災計画の一部とするため

頁	修正前	修正後	理由
	(新規)	<p><u>第2款 報告</u></p> <p>1 <u>水防管理者は、10日以内に次の事項を兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長を経由し、ため池に関しては兵庫県阪神北県民局阪神農林振興事務所長を経由して知事に報告する。</u></p> <p><u>(1) 前節の1,4,5,8,11,12,及び16の事項</u></p> <p><u>(2) その他必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>水防管理者は、次の事項を兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長にそのつど報告する。</u></p> <p><u>(1) 水防団待機水位(通報水位)、氾濫注意水位(警戒水位)若しくは最高水位に達したとき及び警戒水位から減水したとき。</u></p> <p><u>(2) 水防作業を開始したとき。</u></p> <p><u>(3) 水防警戒を解除したとき。</u></p> <p><u>(4) 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置。</u></p> <p><u>(5) 法第23条による他の水防管理者又は消防機関の応援を求めたとき。</u></p> <p><u>(6) 法第25条による堤防その他の施設の決壊の状況。</u></p> <p><u>(7) 法第29条による立退き指示の事項。</u></p> <p><u>(8) その他、緊急報告を必要と認める事項。</u></p> <p><u>第18節 水防訓練</u></p> <p><u>水防訓練は、別途、計画に基づき毎年実施する。</u></p> <p><u>また、各機関が実施する水防に関する訓練・演習等には積極的に参加する。</u></p>	水防計画を地域防災計画の一部とするため

頁	修正前	修正後	理由												
254 ～ 256	<p>第3編第14章第1節</p> <p>災害により機能が停止した電力の早期復旧のため次のとおり応急対策を定め実施する。</p> <p>1 災害応急対策に関する事項</p> <p>(1) 対策要員の確保</p> <p>ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</p> <p>イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出勤する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出勤するものとする。</p> <p>(2) 復旧要員の広域運営</p> <p>他電力会社、電源開発株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。</p> <p>2 非常災害時の体制</p> <p>(1) 各支社の所管する地域において、非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合における、当該地域の災害に係る予防または復旧対策活動を総括するための対策組織を、支社の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。</p> <p>(2) 事業所の名称及び所在</p> <table border="1" data-bbox="259 1015 1077 1150"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸支社</td> <td>神戸市中央区加納町6丁目2番1号</td> <td>0800-777-8041</td> </tr> <tr> <td>阪神事業所</td> <td>尼崎市西長洲町2丁目33番60号</td> <td>0800-777-8043</td> </tr> <tr> <td>尼崎電力所</td> <td>尼崎市東難波町2丁目10番23号</td> <td>0800-777-8043</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号	神戸支社	神戸市中央区加納町6丁目2番1号	0800-777-8041	阪神事業所	尼崎市西長洲町2丁目33番60号	0800-777-8043	尼崎電力所	尼崎市東難波町2丁目10番23号	0800-777-8043	<p>災害により機能が停止した電力の早期復旧のため次のとおり応急対策を定め実施する。</p> <p><u>1 防災体制の確立</u></p> <p><u>(1) 対策組織の設置</u></p> <p><u>ア 地域における防災体制</u></p> <p><u>関西電力の各支社が所管する地域(以下、「地域」という。)は当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。</u></p> <p><u>神戸区域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を総括するため、次のとおり対策組織を設置する。</u></p> <p><u>(1) 神戸地域非常災害対策総本部</u></p> <p><u>(2) 神戸地域発電部門等非常災害対策本部</u></p> <p><u>(3) 送配電カンパニー神戸電力本部非常災害対策本部</u></p> <p><u>(4) 神戸地域発電部門等警戒本部</u></p> <p><u>(5) 送配電カンパニー神戸電力本部警戒本部</u></p> <p><u>* 発電部門等とは関西電力から送配電カンパニーを除いた組織をいう。</u></p> <p><u>(2) 総本部の設置基準</u></p> <p><u>総本部の設置基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。</u></p> <p><u>a. 神戸地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合</u></p> <p><u>b. 神戸地域内に大津波警報が発令された場合</u></p> <p><u>c. 南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発令された場合</u></p> <p><u>d. 南海トラフ域を震源とする M7.9 以上お海溝型地震が発生した場合</u></p>	関係機関の意見に基づく修正
名称	所在地	電話番号													
神戸支社	神戸市中央区加納町6丁目2番1号	0800-777-8041													
阪神事業所	尼崎市西長洲町2丁目33番60号	0800-777-8043													
尼崎電力所	尼崎市東難波町2丁目10番23号	0800-777-8043													

頁	修正前	修正後	理由
254 ～ 256	<p>(3) 災害時における情報の収集、連絡</p> <p>ア 情報の収集・報告 災害が発生した場合は、対策本部の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関の対策組織へ報告する。</p> <p>(ア) 気象、地象情報</p> <p>(イ) 一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報</p> <p>(ウ) 社外対応状況</p> <p>(エ) 電力施設等の被害状況および復旧状況</p> <p>(オ) 停電により主な影響状況</p> <p>(カ) 復旧資材、復旧要員、食糧等に関する状況</p> <p>(キ) 従業員等の被災状況</p> <p>(ク) その他災害に関する状況</p> <p>(4) 災害時における復旧資機材の確保</p> <p>ア 調達 対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。</p> <p>(ア) 現地調達</p> <p>(イ) 対策組織相互の流用</p> <p>(ウ) 他電力会社から融通</p> <p>イ 輸送 災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</p> <p>ウ 復旧資材置場等の確保 災害時において、復旧資機材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</p>	<p><u>イ 総本部の設置については、発販部長の長と送配電本部の長協議し決定する。</u></p> <p><u>a.非常事態が発生した場合にまたは発生することが予想される場合にあって、発販部門及び電力本部が連携して、対応していくことが必要と認められる場合</u></p> <p><u>b.その他必要な場合</u></p> <div data-bbox="1220 391 1713 630" data-label="Diagram"> <pre> graph TD GM[総本部長] --- SM[発販部長] GM --- DM[送配電部長] SM --- CT[通信チーム長] CT --- PR[公共関係] CT --- EQ[設備] CT --- DR[災害対策] </pre> <p>非常災害対策総本部 組織図</p> </div> <p>(3) 体制の確立 関西電力は、非常時事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。</p> <p>ア 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。</p> <p>イ 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。</p> <p>2 災害応急対策に関する事項</p> <p>1 災害時における情報の収集・報告 地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。</p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	理由
254 ～ 256	<p>3 復旧作業過程</p> <p>(1) 復旧順位 復旧けいかくの策定および実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。 なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</p> <p>(2) 災害時における広報 ア 広報活動 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。 イ 広報の方法 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>4 災害時における危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p>	<p><u>(1) 一般情報</u> a. <u>気象、地象情報</u> b. <u>一般被害情報(一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報)</u> c. <u>社外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関お客さま等への対応状況)</u> d. <u>その他災害に関する情報(交通状況等)</u></p> <p><u>(2) 当社被害情報</u> a. <u>電力施設等の被害状況及び復旧状況</u> b. <u>停電による主な影響状況</u> c. <u>復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項</u> d. <u>従業員等の被災状況</u> e. <u>その他災害に関する情報</u></p> <p><u>2 情報の集約</u> 本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p> <p><u>3 通話制限</u> 対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他の必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては総務室長、地域にあっては支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	理由
254 ～ 256		<p><u>4 災害時における広報</u> <u>対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。</u></p> <p><u>(1) 広報活動</u> <u>災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編1章5.(2)に定める広報活動を行う。</u></p> <p><u>(2) 広報の方法</u> <u>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネットを通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</u></p> <p><u>5 対策組織要員の確保</u></p> <p><u>(1) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</u></p> <p><u>(2) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。</u> <u>なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれなくなった後に出社するものとする。</u></p> <p><u>(3) 復旧要員の広域運営</u> <u>関西電力は、他電力会社、電源開発株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。</u></p>	関係機関の意見に基づく修正

頁	修正前	修正後	理由
254 ～ 256		<p><u>6 災害時における復旧用資機材の確保</u> <u>対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。</u></p> <p><u>1. 調達</u> <u>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。</u> <u>(1) 現地調達</u> <u>(2) 対策組織相互の流用</u> <u>(3) 他電力会社等からの融通</u></p> <p><u>2. 輸送</u> <u>復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</u></p> <p><u>3. 復旧用資機材置場等の確保</u> <u>災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</u></p> <p><u>7 災害時における電力の融通</u> <u>災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</u></p> <p><u>8 災害時における危険予防措置</u> <u>電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</u></p> <p><u>9 災害時における自衛隊の派遣要請</u> <u>被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。</u></p>	関係機関の意見に基づく修正

頁	修正前	修正後	理由
254 ～ 256		<p><u>10 災害時における応急工事</u> <u>対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。</u></p> <p><u>ア 応急工事の基本方針</u> <u>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。</u></p> <p><u>イ 応急工事基準</u> <u>災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。</u></p> <p><u>(1)送電設備</u> <u>ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</u></p> <p><u>(2)変電設備</u> <u>機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。</u></p> <p><u>(3)配電設備</u> <u>非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。</u></p> <p><u>(4)通信設備</u> <u>共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。</u></p> <p><u>ウ 災害時における安全衛生</u> <u>応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。</u></p>	関係機関の意見に基づく修正

頁	修正前	修正後	理由
254 ～ 256		<p><u>3 災害復旧に関する事項</u></p> <p><u>1 復旧計画</u></p> <p><u>ア 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。</u></p> <p><u>(1) 復旧応援要員の必要の有無</u></p> <p><u>(2) 復旧要員の配置状況</u></p> <p><u>(3) 復旧用資機材の調達</u></p> <p><u>(4) 復旧作業の日程</u></p> <p><u>(5) 仮復旧の完了見込</u></p> <p><u>(6) 宿泊施設、食糧等の手配</u></p> <p><u>(7) その他必要な対策</u></p> <p><u>イ 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。</u></p> <p><u>2 復旧順位</u></p> <p><u>対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</u></p> <p><u>なお、送電設備、変電設備及び配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</u></p>	関係機関の意見に基づく修正

地 域 防 災 計 画
(資 料 編 ・ 付 録 編 ・ 様 式 編)
新 旧 対 照 表

頁	修正前	修正後	理由																																																																																																		
1	資料 - 1 河川の現況 〔国土交通省直轄河川重要水防箇所〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>左右岸の別</th> <th>種別</th> <th>重要度</th> <th>地先名</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>猪名川</td> <td>右岸</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>加茂</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td>左右岸</td> <td>工作物</td> <td>A</td> <td>加茂</td> <td></td> <td>久代北台井堰</td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td>右岸</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>下加茂</td> <td>75</td> <td></td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td>右岸</td> <td>堤防高</td> <td>B</td> <td>小戸、 絹延</td> <td>303</td> <td></td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td>右岸</td> <td>堤防高</td> <td>B</td> <td>出在家</td> <td>580</td> <td></td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td>左岸</td> <td>堤防高</td> <td>B</td> <td>小戸</td> <td>639</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> A：水防上最も重要な区間 B：水防上重要な区間	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	延長(m)	備考	猪名川	右岸	堤防断面	B	加茂	15		猪名川	左右岸	工作物	A	加茂		久代北台井堰	猪名川	右岸	堤防断面	B	下加茂	75		猪名川	右岸	堤防高	B	小戸、 絹延	303		猪名川	右岸	堤防高	B	出在家	580		猪名川	左岸	堤防高	B	小戸	639		〔国土交通省直轄河川重要水防箇所〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>左右岸の別</th> <th>種別</th> <th>重要度</th> <th>地先名</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>猪名川</td> <td>右岸</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>加茂</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td>左右岸</td> <td>工作物</td> <td>A</td> <td>加茂</td> <td></td> <td>久代北台井堰</td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td>右岸</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>下加茂</td> <td>75</td> <td></td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td>右岸</td> <td>堤防高</td> <td>B</td> <td>小戸、 <u>出在家</u></td> <td><u>1340</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td><u>左右岸</u></td> <td><u>工作物</u></td> <td>B</td> <td><u>絹延</u></td> <td></td> <td><u>絹延橋</u></td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td>左岸</td> <td>堤防高</td> <td>B</td> <td>小戸</td> <td>639</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> A：水防上最も重要な区間 B：水防上重要な区間	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	延長(m)	備考	猪名川	右岸	堤防断面	B	加茂	15		猪名川	左右岸	工作物	A	加茂		久代北台井堰	猪名川	右岸	堤防断面	B	下加茂	75		猪名川	右岸	堤防高	B	小戸、 <u>出在家</u>	<u>1340</u>		猪名川	<u>左右岸</u>	<u>工作物</u>	B	<u>絹延</u>		<u>絹延橋</u>	猪名川	左岸	堤防高	B	小戸	639		関係機 関から の意見 に基づ く修正
河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	延長(m)	備考																																																																																															
猪名川	右岸	堤防断面	B	加茂	15																																																																																																
猪名川	左右岸	工作物	A	加茂		久代北台井堰																																																																																															
猪名川	右岸	堤防断面	B	下加茂	75																																																																																																
猪名川	右岸	堤防高	B	小戸、 絹延	303																																																																																																
猪名川	右岸	堤防高	B	出在家	580																																																																																																
猪名川	左岸	堤防高	B	小戸	639																																																																																																
河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	延長(m)	備考																																																																																															
猪名川	右岸	堤防断面	B	加茂	15																																																																																																
猪名川	左右岸	工作物	A	加茂		久代北台井堰																																																																																															
猪名川	右岸	堤防断面	B	下加茂	75																																																																																																
猪名川	右岸	堤防高	B	小戸、 <u>出在家</u>	<u>1340</u>																																																																																																
猪名川	<u>左右岸</u>	<u>工作物</u>	B	<u>絹延</u>		<u>絹延橋</u>																																																																																															
猪名川	左岸	堤防高	B	小戸	639																																																																																																
4	資料 - 5 災害時進入困難想定集落 <u>石道地区</u> 、芋生地区、若宮地区、国崎地区、黒川地区	芋生地区、若宮地区、国崎地区、黒川地区	県道川 西イン ター線 が開通 したた め																																																																																																		

頁	修正前	修正後	理由																														
8	資料 - 1 0 急傾斜地崩壊危険区域 <table border="1" data-bbox="183 183 1057 395"> <thead> <tr> <th>箇所番号</th> <th>区域名</th> <th>場所</th> <th>面積</th> <th>指定年月日</th> <th>告示番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>久代2丁目(2)</td> <td>久代2丁目</td> <td>0.10</td> <td>平28年5月6日</td> <td>県告第518号</td> </tr> </tbody> </table>	箇所番号	区域名	場所	面積	指定年月日	告示番号	15	久代2丁目(2)	久代2丁目	0.10	平28年5月6日	県告第518号	<table border="1" data-bbox="1108 183 1993 454"> <thead> <tr> <th>箇所番号</th> <th>区域名</th> <th>場所</th> <th>面積</th> <th>指定年月日</th> <th>告示番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>久代2丁目(2)</td> <td>久代2丁目</td> <td>0.10</td> <td>平28年5月6日</td> <td>県告第518号</td> </tr> <tr> <td><u>16</u></td> <td><u>加茂(3)</u></td> <td><u>加茂2丁目</u></td> <td><u>0.67</u></td> <td><u>平31年2月26日</u></td> <td><u>県告第153号</u></td> </tr> </tbody> </table>	箇所番号	区域名	場所	面積	指定年月日	告示番号	15	久代2丁目(2)	久代2丁目	0.10	平28年5月6日	県告第518号	<u>16</u>	<u>加茂(3)</u>	<u>加茂2丁目</u>	<u>0.67</u>	<u>平31年2月26日</u>	<u>県告第153号</u>	新たに指定箇所が追加されたため
箇所番号	区域名	場所	面積	指定年月日	告示番号																												
15	久代2丁目(2)	久代2丁目	0.10	平28年5月6日	県告第518号																												
箇所番号	区域名	場所	面積	指定年月日	告示番号																												
15	久代2丁目(2)	久代2丁目	0.10	平28年5月6日	県告第518号																												
<u>16</u>	<u>加茂(3)</u>	<u>加茂2丁目</u>	<u>0.67</u>	<u>平31年2月26日</u>	<u>県告第153号</u>																												

頁	修正前	修正後	理由																																																																
13	資料 - 1 1 土砂災害警戒区域等 <table border="1" data-bbox="181 153 1057 794"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定の区域</th> <th>自然現象</th> <th>特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長尾台(1) (115000089)</td> <td>宝塚市長尾台1丁目 川西市満願寺町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長尾台(6) (115000091)</td> <td>宝塚市長尾台2丁目 川西市満願寺町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雲雀ヶ丘山手(1) (115000102)</td> <td>宝塚市雲雀ヶ丘山手1丁目 川西市花屋敷2丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>荘園(3) (115000107)</td> <td>宝塚市花屋敷荘園3丁目 川西市花屋敷山手町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水明台(4) (118000021)</td> <td>川西市水明台4丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>向陽台(1) (118000029)</td> <td>川西市向陽台1丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>向陽台(2) (118000031)</td> <td>川西市向陽台1丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	指定の区域	自然現象	特別警戒区域	長尾台(1) (115000089)	宝塚市長尾台1丁目 川西市満願寺町	急傾斜地の崩壊		長尾台(6) (115000091)	宝塚市長尾台2丁目 川西市満願寺町	急傾斜地の崩壊		雲雀ヶ丘山手(1) (115000102)	宝塚市雲雀ヶ丘山手1丁目 川西市花屋敷2丁目	急傾斜地の崩壊		荘園(3) (115000107)	宝塚市花屋敷荘園3丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地の崩壊		水明台(4) (118000021)	川西市水明台4丁目	急傾斜地の崩壊		向陽台(1) (118000029)	川西市向陽台1丁目	急傾斜地の崩壊		向陽台(2) (118000031)	川西市向陽台1丁目	急傾斜地の崩壊		<table border="1" data-bbox="1108 153 1984 794"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定の区域</th> <th>自然現象</th> <th>特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長尾台(1) (115000089)</td> <td>宝塚市長尾台1丁目 川西市満願寺町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長尾台(6) (115000091)</td> <td>宝塚市長尾台2丁目 川西市満願寺町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雲雀丘山手(1) (115000102)</td> <td>宝塚市雲雀丘山手1丁目 川西市花屋敷2丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>荘園(3) (115000107)</td> <td>宝塚市花屋敷荘園3丁目 川西市花屋敷山手町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水明台(4) (118000021)</td> <td>川西市水明台4丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>向陽台(1) (118000029)</td> <td>川西市向陽台1丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>向陽台(2) (118000031)</td> <td>川西市向陽台1丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	名称	指定の区域	自然現象	特別警戒区域	長尾台(1) (115000089)	宝塚市長尾台1丁目 川西市満願寺町	急傾斜地の崩壊		長尾台(6) (115000091)	宝塚市長尾台2丁目 川西市満願寺町	急傾斜地の崩壊	—	雲雀丘山手(1) (115000102)	宝塚市雲雀丘山手1丁目 川西市花屋敷2丁目	急傾斜地の崩壊	—	荘園(3) (115000107)	宝塚市花屋敷荘園3丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地の崩壊	—	水明台(4) (118000021)	川西市水明台4丁目	急傾斜地の崩壊	—	向陽台(1) (118000029)	川西市向陽台1丁目	急傾斜地の崩壊	—	向陽台(2) (118000031)	川西市向陽台1丁目	急傾斜地の崩壊	—	新たに指定等があったため
名称	指定の区域	自然現象	特別警戒区域																																																																
長尾台(1) (115000089)	宝塚市長尾台1丁目 川西市満願寺町	急傾斜地の崩壊																																																																	
長尾台(6) (115000091)	宝塚市長尾台2丁目 川西市満願寺町	急傾斜地の崩壊																																																																	
雲雀ヶ丘山手(1) (115000102)	宝塚市雲雀ヶ丘山手1丁目 川西市花屋敷2丁目	急傾斜地の崩壊																																																																	
荘園(3) (115000107)	宝塚市花屋敷荘園3丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地の崩壊																																																																	
水明台(4) (118000021)	川西市水明台4丁目	急傾斜地の崩壊																																																																	
向陽台(1) (118000029)	川西市向陽台1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																	
向陽台(2) (118000031)	川西市向陽台1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																	
名称	指定の区域	自然現象	特別警戒区域																																																																
長尾台(1) (115000089)	宝塚市長尾台1丁目 川西市満願寺町	急傾斜地の崩壊																																																																	
長尾台(6) (115000091)	宝塚市長尾台2丁目 川西市満願寺町	急傾斜地の崩壊	—																																																																
雲雀丘山手(1) (115000102)	宝塚市雲雀丘山手1丁目 川西市花屋敷2丁目	急傾斜地の崩壊	—																																																																
荘園(3) (115000107)	宝塚市花屋敷荘園3丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地の崩壊	—																																																																
水明台(4) (118000021)	川西市水明台4丁目	急傾斜地の崩壊	—																																																																
向陽台(1) (118000029)	川西市向陽台1丁目	急傾斜地の崩壊	—																																																																
向陽台(2) (118000031)	川西市向陽台1丁目	急傾斜地の崩壊	—																																																																

頁	修正前				修正後				理由
14	資料 - 1 1 土砂災害警戒区域等								新たに指定等があったため
	名称	指定の区域	自然現象	特別警戒区域	名称	指定の区域	自然現象	特別警戒区域	
	カモデ (118000032)	川西市平野	急傾斜地の崩壊		カモデ (118000032)	川西市平野	急傾斜地の崩壊	—	
	平野(5) (118000033)	川西市平野3丁目	急傾斜地の崩壊		平野(5) (118000033)	川西市平野3丁目	急傾斜地の崩壊	—	
	平野(3) (118000034)	川西市平野	急傾斜地の崩壊		平野(3) (118000034)	川西市平野	急傾斜地の崩壊	—	
	平野(4) (118000042)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊		平野(4) (118000042)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊	—	
	鼓が滝(4) (118000051)	川西市鼓が滝3丁目	急傾斜地の崩壊		鼓が滝(4) (118000051)	川西市鼓が滝3丁目	急傾斜地の崩壊	—	
	鼓が滝(1) (118000053)	川西市鼓が滝2丁目	急傾斜地の崩壊		鼓が滝(1) (118000053)	川西市鼓が滝2丁目	急傾斜地の崩壊	—	
	鷲の森(2) (118000055)	川西市鷲の森町	急傾斜地の崩壊		鷲の森(2) (118000055)	川西市鷲の森町	急傾斜地の崩壊	—	
	萩原 (118000058)	川西市萩原1丁目	急傾斜地の崩壊		萩原 (118000058)	川西市萩原1丁目	急傾斜地の崩壊	—	
	火打 (118000059)	川西市火打2丁目	急傾斜地の崩壊		火打 (118000059)	川西市火打2丁目	急傾斜地の崩壊	—	
	花屋敷(1) (118000062)	宝塚市花屋敷荘園1丁目 川西市花屋敷1丁目	急傾斜地の崩壊		花屋敷(1) (118000062)	宝塚市花屋敷荘園1丁目 川西市花屋敷1丁目	急傾斜地の崩壊	—	
	南花屋敷 (118000066)	川西市南花屋敷2丁目	急傾斜地の崩壊		南花屋敷 (118000066)	川西市南花屋敷2丁目	急傾斜地の崩壊	—	
	久代(1) (118000070)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊		久代(1) (118000070)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊	—	
	久代(2) (118000071)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊		久代(2) (118000071)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊	—	

頁	修正前	修正後	理由																																																																																
15	資料 - 1 1 土砂災害警戒区域等 <table border="1" data-bbox="181 153 1057 874"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定の区域</th> <th>自然現象</th> <th>特 別 警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久代二丁目 (118000072)</td> <td>川西市久代2丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>久代五丁目 (118000073)</td> <td>川西市久代5丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平野 (118000075)</td> <td>川西市平野1丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鷺の森 (118000076)</td> <td>川西市鷺の森町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平野(1) (118000095)</td> <td>川西市平野</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平野(3) (118000097)</td> <td>川西市平野3丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東多田 (118000101)</td> <td>川西市東多田3丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火打 (118000105)</td> <td>川西市火打2丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加茂 (118000106)</td> <td>川西市加茂4丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	指定の区域	自然現象	特 別 警戒区域	久代二丁目 (118000072)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊		久代五丁目 (118000073)	川西市久代5丁目	急傾斜地の崩壊		平野 (118000075)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊		鷺の森 (118000076)	川西市鷺の森町	急傾斜地の崩壊		平野(1) (118000095)	川西市平野	急傾斜地の崩壊		平野(3) (118000097)	川西市平野3丁目	急傾斜地の崩壊		東多田 (118000101)	川西市東多田3丁目	急傾斜地の崩壊		火打 (118000105)	川西市火打2丁目	急傾斜地の崩壊		加茂 (118000106)	川西市加茂4丁目	急傾斜地の崩壊		<table border="1" data-bbox="1108 153 1984 874"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定の区域</th> <th>自然現象</th> <th>特 別 警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久代二丁目 (118000072)</td> <td>川西市久代2丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>久代五丁目 (118000073)</td> <td>川西市久代5丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平野 (118000075)</td> <td>川西市平野1丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鷺の森 (118000076)</td> <td>川西市鷺の森町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平野(1) (118000095)</td> <td>川西市平野</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平野(3) (118000097)</td> <td>川西市平野3丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>東多田 (118000101)</td> <td>川西市東多田3丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>火打 (118000105)</td> <td>川西市火打2丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>加茂 (118000106)</td> <td>川西市加茂4丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	名称	指定の区域	自然現象	特 別 警戒区域	久代二丁目 (118000072)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊	—	久代五丁目 (118000073)	川西市久代5丁目	急傾斜地の崩壊	—	平野 (118000075)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊	—	鷺の森 (118000076)	川西市鷺の森町	急傾斜地の崩壊	—	平野(1) (118000095)	川西市平野	急傾斜地の崩壊	—	平野(3) (118000097)	川西市平野3丁目	急傾斜地の崩壊	—	東多田 (118000101)	川西市東多田3丁目	急傾斜地の崩壊	—	火打 (118000105)	川西市火打2丁目	急傾斜地の崩壊	—	加茂 (118000106)	川西市加茂4丁目	急傾斜地の崩壊	—	新たに 指定等 があつ たため
名称	指定の区域	自然現象	特 別 警戒区域																																																																																
久代二丁目 (118000072)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																	
久代五丁目 (118000073)	川西市久代5丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																	
平野 (118000075)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																	
鷺の森 (118000076)	川西市鷺の森町	急傾斜地の崩壊																																																																																	
平野(1) (118000095)	川西市平野	急傾斜地の崩壊																																																																																	
平野(3) (118000097)	川西市平野3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																	
東多田 (118000101)	川西市東多田3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																	
火打 (118000105)	川西市火打2丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																	
加茂 (118000106)	川西市加茂4丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																	
名称	指定の区域	自然現象	特 別 警戒区域																																																																																
久代二丁目 (118000072)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊	—																																																																																
久代五丁目 (118000073)	川西市久代5丁目	急傾斜地の崩壊	—																																																																																
平野 (118000075)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊	—																																																																																
鷺の森 (118000076)	川西市鷺の森町	急傾斜地の崩壊	—																																																																																
平野(1) (118000095)	川西市平野	急傾斜地の崩壊	—																																																																																
平野(3) (118000097)	川西市平野3丁目	急傾斜地の崩壊	—																																																																																
東多田 (118000101)	川西市東多田3丁目	急傾斜地の崩壊	—																																																																																
火打 (118000105)	川西市火打2丁目	急傾斜地の崩壊	—																																																																																
加茂 (118000106)	川西市加茂4丁目	急傾斜地の崩壊	—																																																																																

頁	修正前	修正後	理由																																															
16	資料 - 1 1 土砂災害警戒区域等		新たに指定等があったため																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定の区域</th> <th>自然現象</th> <th>特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笹部 (118000112)</td> <td>川西市笹部</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柳谷(2) (118000123)</td> <td>川西市けやき坂3丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(新規)</td> </tr> <tr> <td>満願寺西谷 (215000051)</td> <td>宝塚市切畑 川西市満願寺町</td> <td>土石流</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称		指定の区域	自然現象	特別警戒区域	笹部 (118000112)	川西市笹部	急傾斜地の崩壊		柳谷(2) (118000123)	川西市けやき坂3丁目	急傾斜地の崩壊		(新規)				満願寺西谷 (215000051)	宝塚市切畑 川西市満願寺町	土石流		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定の区域</th> <th>自然現象</th> <th>特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笹部 (118000112)</td> <td>川西市笹部</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柳谷(2) (118000123)</td> <td>川西市けやき坂3丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鶯の森(3) (118000124)</td> <td>川西市鶯の森町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>久代二丁目(2) (118000125)</td> <td>川西市久代2丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>久代五丁目(2) (118000126)</td> <td>川西市久代5丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>満願寺西谷 (215000051)</td> <td>宝塚市切畑 川西市満願寺町</td> <td>土石流</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	指定の区域	自然現象	特別警戒区域	笹部 (118000112)	川西市笹部	急傾斜地の崩壊		柳谷(2) (118000123)	川西市けやき坂3丁目	急傾斜地の崩壊		鶯の森(3) (118000124)	川西市鶯の森町	急傾斜地の崩壊		久代二丁目(2) (118000125)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊		久代五丁目(2) (118000126)	川西市久代5丁目	急傾斜地の崩壊		満願寺西谷 (215000051)	宝塚市切畑 川西市満願寺町	土石流
名称	指定の区域	自然現象	特別警戒区域																																															
笹部 (118000112)	川西市笹部	急傾斜地の崩壊																																																
柳谷(2) (118000123)	川西市けやき坂3丁目	急傾斜地の崩壊																																																
(新規)																																																		
満願寺西谷 (215000051)	宝塚市切畑 川西市満願寺町	土石流																																																
名称	指定の区域	自然現象	特別警戒区域																																															
笹部 (118000112)	川西市笹部	急傾斜地の崩壊																																																
柳谷(2) (118000123)	川西市けやき坂3丁目	急傾斜地の崩壊																																																
鶯の森(3) (118000124)	川西市鶯の森町	急傾斜地の崩壊																																																
久代二丁目(2) (118000125)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊																																																
久代五丁目(2) (118000126)	川西市久代5丁目	急傾斜地の崩壊																																																
満願寺西谷 (215000051)	宝塚市切畑 川西市満願寺町	土石流																																																

頁	修正前	修正後	理由																																																												
19 20 21	資料 - 1 2 の 1 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設																																																														
	(2) 浸水想定区域内に位置する要配慮者施設	(2) 浸水想定区域内に位置する要配慮者施設																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 220 524 252">名称</th> <th data-bbox="524 220 846 252">住所</th> <th data-bbox="846 220 1061 252">施設の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="174 252 1061 453">(新規)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 453 524 501">加茂保育所</td> <td data-bbox="524 453 846 501">川西市加茂 1-11-11</td> <td data-bbox="846 453 1061 501">児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 501 524 549">かわにしひよし保育園</td> <td data-bbox="524 501 846 549">川西市中央町 15-11</td> <td data-bbox="846 501 1061 549">児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 549 524 596">フレッサ保育所</td> <td data-bbox="524 549 846 596">川西市火打 1-10-13</td> <td data-bbox="846 549 1061 596">児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 596 524 644">保育所かたつむりランド</td> <td data-bbox="524 596 846 644">川西市中央町 5-3-1F</td> <td data-bbox="846 596 1061 644">児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 644 524 692">宝塚医療大学付属保育園</td> <td data-bbox="524 644 846 692">川西市栄町 25-1</td> <td data-bbox="846 644 1061 692">児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 692 524 740">ハートフルキッズ かわにし</td> <td data-bbox="524 692 846 740">川西市中央町 3-6-1F</td> <td data-bbox="846 692 1061 740">児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="174 740 1061 804">(新規)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="174 804 1061 932">(新規)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	施設の区分	(新規)			加茂保育所	川西市加茂 1-11-11	児童福祉施設	かわにしひよし保育園	川西市中央町 15-11	児童福祉施設	フレッサ保育所	川西市火打 1-10-13	児童福祉施設	保育所かたつむりランド	川西市中央町 5-3-1F	児童福祉施設	宝塚医療大学付属保育園	川西市栄町 25-1	児童福祉施設	ハートフルキッズ かわにし	川西市中央町 3-6-1F	児童福祉施設	(新規)			(新規)			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 220 1451 252">名称</th> <th data-bbox="1451 220 1774 252">住所</th> <th data-bbox="1774 220 1989 252">施設の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 252 1451 453"><u>川西小花の生活</u></td> <td data-bbox="1451 252 1774 453"><u>川西市小花 2-2-2</u></td> <td data-bbox="1774 252 1989 453"><u>老人福祉施設</u> <u>サービス付き</u> <u>高齢者向け住</u> <u>宅</u> <u>小規模多機能</u> <u>型居宅介護</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1106 453 1989 501">(削除)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 501 1451 549"><u>認定こども園</u> <u>かわにしひよし</u></td> <td data-bbox="1451 501 1774 549">川西市中央町 15-11</td> <td data-bbox="1774 501 1989 549">児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 549 1451 596"><u>川西フレッサ保育園</u></td> <td data-bbox="1451 549 1774 596">川西市火打 1-10-13</td> <td data-bbox="1774 549 1989 596">児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 596 1451 644">保育所かたつむりランド</td> <td data-bbox="1451 596 1774 644">川西市中央町 5-3-1F</td> <td data-bbox="1774 596 1989 644">児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 644 1451 692">宝塚医療大学附属保育園</td> <td data-bbox="1451 644 1774 692">川西市栄町 25-1</td> <td data-bbox="1774 644 1989 692">児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 692 1451 740">ハートフルキッズ かわにし</td> <td data-bbox="1451 692 1774 740">川西市中央町 3-6-1F</td> <td data-bbox="1774 692 1989 740">児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 740 1451 788"><u>ちびっこ保育園キセラ</u></td> <td data-bbox="1451 740 1774 788"><u>川西市火打 1-1-21</u></td> <td data-bbox="1774 740 1989 788">児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 788 1451 932"><u>つばめクラブ</u></td> <td data-bbox="1451 788 1774 932"><u>川西市栄根 1-1-1</u></td> <td data-bbox="1774 788 1989 932"><u>放課後児童健</u> <u>全育成事業の</u> <u>用に供する施</u> <u>設</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	施設の区分	<u>川西小花の生活</u>	<u>川西市小花 2-2-2</u>	<u>老人福祉施設</u> <u>サービス付き</u> <u>高齢者向け住</u> <u>宅</u> <u>小規模多機能</u> <u>型居宅介護</u>	(削除)			<u>認定こども園</u> <u>かわにしひよし</u>	川西市中央町 15-11	児童福祉施設	<u>川西フレッサ保育園</u>	川西市火打 1-10-13	児童福祉施設	保育所かたつむりランド	川西市中央町 5-3-1F	児童福祉施設	宝塚医療大学附属保育園	川西市栄町 25-1	児童福祉施設	ハートフルキッズ かわにし	川西市中央町 3-6-1F	児童福祉施設	<u>ちびっこ保育園キセラ</u>	<u>川西市火打 1-1-21</u>	児童福祉施設	<u>つばめクラブ</u>	<u>川西市栄根 1-1-1</u>	<u>放課後児童健</u> <u>全育成事業の</u> <u>用に供する施</u> <u>設</u>	施設の新設・閉鎖等
名称	住所	施設の区分																																																													
(新規)																																																															
加茂保育所	川西市加茂 1-11-11	児童福祉施設																																																													
かわにしひよし保育園	川西市中央町 15-11	児童福祉施設																																																													
フレッサ保育所	川西市火打 1-10-13	児童福祉施設																																																													
保育所かたつむりランド	川西市中央町 5-3-1F	児童福祉施設																																																													
宝塚医療大学付属保育園	川西市栄町 25-1	児童福祉施設																																																													
ハートフルキッズ かわにし	川西市中央町 3-6-1F	児童福祉施設																																																													
(新規)																																																															
(新規)																																																															
名称	住所	施設の区分																																																													
<u>川西小花の生活</u>	<u>川西市小花 2-2-2</u>	<u>老人福祉施設</u> <u>サービス付き</u> <u>高齢者向け住</u> <u>宅</u> <u>小規模多機能</u> <u>型居宅介護</u>																																																													
(削除)																																																															
<u>認定こども園</u> <u>かわにしひよし</u>	川西市中央町 15-11	児童福祉施設																																																													
<u>川西フレッサ保育園</u>	川西市火打 1-10-13	児童福祉施設																																																													
保育所かたつむりランド	川西市中央町 5-3-1F	児童福祉施設																																																													
宝塚医療大学附属保育園	川西市栄町 25-1	児童福祉施設																																																													
ハートフルキッズ かわにし	川西市中央町 3-6-1F	児童福祉施設																																																													
<u>ちびっこ保育園キセラ</u>	<u>川西市火打 1-1-21</u>	児童福祉施設																																																													
<u>つばめクラブ</u>	<u>川西市栄根 1-1-1</u>	<u>放課後児童健</u> <u>全育成事業の</u> <u>用に供する施</u> <u>設</u>																																																													

非常用食糧の備蓄状況															
品名	市民 体育館	総合 体育館	旧生理 学習セン ター	牧の台 小学校	川西南 公民館	中央 公民館	明鏡 公民館	多田 公民館	けやき 坂公民 館	清和台 公民館	緑台 公民館	東谷 公民館	北陵 公民館	黒川 公民館	アステ 市民 プラザ
アルファ米白飯(1箱50食)	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルファ米五目ご飯(1箱50食)	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルファ米山菜おこわ(1箱50食)	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルファ米五目ご飯100g(1箱50食) 固食	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
アルファ米山菜おこわ100g(1箱50食) 固食	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	2	0	0	0
アルファ米エビピラフ100g(1箱50食) 固食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
アルファ米ドライカレー100g(1箱50食) 固食	0	0	40	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	2
アルファ米のぞのこ飯100g(1箱50食) 固食	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0
アルファ米のぞのこ飯100g(1箱50食) 固食	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルファ米わがめご飯100g(1箱50食) 固食	60	120	140	0	0	2	16	0	2	0	1	0	24	0	0
乾燥おかゆ40g(白がゆ)1箱50食 固食	0	14	16	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶入りパン(1缶2個入り)1箱24缶	225	0	29	92	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乾パン(1箱60食)	125	26	80	0	0	0	4	14	0	0	0	0	0	1	0
クラッカー(1食26枚入り)1箱10食	0	20	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
えいようかん(1箱100本入り)	50	83	111	0	10	20	23	7	19	9	19	8	19	9	9
500ml飲料水(1箱24本入)	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粉ミルク(1缶)	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アレルギーフリー粉ミルク(1缶)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルファ米	7,200 食														
アルファ米	18,750 食														
乾燥おかゆ	2,000 食														
缶入りパン	4,104 食														
乾パン	16,080 食														
クラッカー	17,500 食														
えいようかん	13,000 食														
500ml飲料水	9,504 本														
粉ミルク	20 缶														
合計															78,634 食

非常用食糧の備蓄状況															
品名	市民 体育館	総合 体育館	出立室 公民館 設置	牧の台 小学校	川西南 公民館	川西 公民館	明鏡 公民館	多田 公民館	けやき 坂公民 館	清和台 公民館	緑台 公民館	東谷 公民館	北陵 公民館	黒川 公民館	アステ 市民 プラザ
アルファ米五目ご飯100g(1箱50食) 固食	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルファ米ドライカレー100g(1箱50食) 固食	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルファ米わがめご飯100g(1箱50食) 固食	60	98	260	0	4	0	16	0	4	4	2	24	4	0	0
乾燥おかゆ40g(白がゆ)1箱50食 固食	0	10	26	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶入りパン(1缶2個入り)1箱24缶	0	0	92	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乾パン(1箱60食)	225	0	125	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43
クラッカー(1食26枚入り)1箱24缶	125	26	160	0	0	0	4	14	0	0	0	0	0	1	0
えいようかん(1箱100本入り)	0	20	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60
500ml飲料水(1箱24本入)	50	50	316	0	10	20	23	7	19	9	19	8	19	9	9
粉ミルク(1缶)	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アレルギーフリー粉ミルク(1缶)	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルファ米	4,000 食														
アレルギーフリー	24,000 食														
乾燥おかゆ	2,300 食														
缶入りパン	3,408 食														
乾パン	23,580 食														
クラッカー	23,100 食														
えいようかん	15,000 食														
500ml飲料水	13,632 本														
粉ミルク	20 缶														
合計															95,388 食
合計															95,388 食

資料 - 1 7 救援物資備蓄状況

救援物資備蓄状況																	
備蓄場所	品名	久代 小学校 3階	加茂 ふれあい 多摩	桜が丘 小学校 プール下	鎌倉 小学校 4階	秋の台 小学校 3階	総合 体育館 裏側	東洋食品 短期大	北部処理 センター	水防 センター	旧生涯学 習センター	アステ市 長プラザ	市民体育 館	各公民館	大坂東山 大学	キセウ 防災倉庫	合計
	毛布(枚)	470	195	120	1475	1230	1235	190	190		1330	100	200	130	100	200	7165
	レスキューシート(枚)										1000					1000	4000
	災害用食器セット																52
	コップ250人(箱)								52								20
	深皿240人(箱)								20								20
	食器100人(箱)								54								54
	おわん150人(箱)								20								20
	なべ(箱)			1					3								3
	赤十字日用品セット(箱)					4			15								19
	カセットコンロ(個)			684		18			7								708
	石油ストーブ(台)																5
	サロンベーター(台)			78													78
	レインコート(着)																100
	重手(箱)																4
	避難所用マット(枚)						70		590		70		150			150	1030
	電気カーペット(枚)								5								5
	ライト(個)6箱 x 100個			600					23								600
	トイレ(便槽・組立式)(台)			6							2		8				39
	トイレ(自動フラップ式)(台)			10													15
	トイレ(標準処理セット)			30					10		10		23				73
	トイレ(段ボール組立式)(台)			5							105						110
	段ボールベットの 段ボール組仕切り										5						5
	生理用品(枚)					1290					10						10
	紙おむつ(新生児・乳幼児用)					1168					2,560						3870
	紙おむつ(大人用)					236					2,192						3360
	哺乳瓶(本)					20					472						708
	哺乳瓶消毒薬(本)					20					80						100
	哺乳瓶消毒用浸漬容器(個)					20					20						40
	おしりふき(枚)					10					20						30
	パケツ			18		11920					14400						29920
	トレットベーパー(ロール)										1200						1200
	ブルーシート			240					678	40						42	1000
	発電発電機									5	12		3				20
	発電機用カセットガス3人 投入器(三脚付)										265		6				271
											25		15				40

救援物資備蓄状況																	
備蓄場所	品名	久代 小学校 3階	加茂 ふれあい 多摩	桜が丘 小学校 プール下	鎌倉 小学校 4階	秋の台 小学校 3階	総合 体育館 裏側	東洋食品 短期大	北部処理 センター	水防 センター	旧生涯学 習センター	アステ市 長プラザ	市民体育 館	各公民館	大坂東山 大学	キセウ 防災倉庫	合計
	毛布(枚)	470	195	120	1475	1230	1235	190	190		1330	100	200	130	100	200	7165
	レスキューシート(枚)										1000						4000
	災害用食器セット																52
	コップ250人(箱)								52								20
	深皿240人(箱)								20								20
	食器100人(箱)								54								54
	おわん150人(箱)								20								20
	なべ(箱)			1					3								3
	赤十字日用品セット(箱)					4			15								19
	カセットコンロ(個)			684		18			7								708
	石油ストーブ(台)																5
	サロンベーター(台)			78													78
	レインコート(着)																100
	重手(箱)																4
	避難所用マット(枚)						70		590		70		150				1030
	電気カーペット(枚)								5								5
	ライト(個)6箱 x 100個			600					23								600
	トイレ(便槽・組立式)(台)			6							2		8				39
	トイレ(自動フラップ式)(台)			10													15
	トイレ(標準処理セット)			30					10		10		23				73
	トイレ(段ボール組立式)(台)			5							105						110
	段ボールベットの 段ボール組仕切り										5						5
	生理用品(枚)					1290					10						10
	紙おむつ(新生児・乳幼児用)					1168					2,560						3870
	紙おむつ(大人用)					236					2,192						3360
	哺乳瓶(本)					20					472						708
	哺乳瓶消毒薬(本)					20					80						100
	哺乳瓶消毒用浸漬容器(個)					20					20						40
	おしりふき(枚)					10					20						30
	パケツ			18		11920					14400						29920
	トレットベーパー(ロール)										1200						1200
	ブルーシート			240					678	40						42	1000
	発電発電機									5	12		3				20
	発電機用カセットガス3人 投入器(三脚付)										265		6				271
											25		15				40

頁	修正前	修正後	理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	(新規(水防計画 資料 - 6))	<p>資料 - 2 3 備蓄水防器具及び資材(主なもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1102 124 1406 188">品名(単位)</th> <th data-bbox="1406 124 1518 188">出在家健康公園 (出在家町) 総務部</th> <th colspan="2" data-bbox="1518 124 1729 188">加茂水防倉庫 (加茂6丁目) 土木部</th> <th data-bbox="1729 124 1832 188">中部水防倉庫 (多田院1丁目) 教育委員会事務局</th> <th data-bbox="1832 124 1935 188">北部水防倉庫 (見野2丁目) 消防本部北消防署</th> <th data-bbox="1935 124 2056 188">川西市水防センター (出在家町) 総務部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1102 204 1361 236">ロープ(9mm)</td> <td data-bbox="1361 204 1406 236">巻</td> <td data-bbox="1406 204 1518 236">1(9mm)</td> <td data-bbox="1518 204 1621 236">1(9mm)</td> <td data-bbox="1621 204 1729 236">1(6mm)</td> <td data-bbox="1729 204 1832 236"></td> <td data-bbox="1832 204 1935 236"></td> <td data-bbox="1935 204 2056 236"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 244 1272 331" rowspan="3">トラロープ (9mm)</td> <td data-bbox="1272 244 1361 276">200m</td> <td data-bbox="1361 244 1406 276"></td> <td data-bbox="1406 244 1518 276"></td> <td data-bbox="1518 244 1621 276"></td> <td data-bbox="1729 244 1832 276"></td> <td data-bbox="1832 244 1935 276"></td> <td data-bbox="1935 244 2056 276"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 276 1361 308">100m</td> <td data-bbox="1361 276 1406 308">1</td> <td data-bbox="1406 276 1518 308">1</td> <td data-bbox="1518 276 1621 308">1</td> <td data-bbox="1729 276 1832 308"></td> <td data-bbox="1832 276 1935 308"></td> <td data-bbox="1935 276 2056 308"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 308 1361 331">50m</td> <td data-bbox="1361 308 1406 331">3</td> <td data-bbox="1406 308 1518 331"></td> <td data-bbox="1518 308 1621 331"></td> <td data-bbox="1518 308 1621 331"></td> <td data-bbox="1729 308 1832 331">1</td> <td data-bbox="1832 308 1935 331">1</td> <td data-bbox="1935 308 2056 331">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 339 1361 371">スコップ</td> <td data-bbox="1361 339 1406 371">丁</td> <td data-bbox="1406 339 1518 371"></td> <td data-bbox="1518 339 1621 371">14</td> <td data-bbox="1621 339 1729 371">59</td> <td data-bbox="1729 339 1832 371">10</td> <td data-bbox="1832 339 1935 371">9</td> <td data-bbox="1935 339 2056 371">17</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 371 1361 403">掛</td> <td data-bbox="1361 371 1406 403">矢</td> <td data-bbox="1406 371 1518 403"></td> <td data-bbox="1518 371 1621 403">2</td> <td data-bbox="1621 371 1729 403">14</td> <td data-bbox="1729 371 1832 403">5</td> <td data-bbox="1832 371 1935 403">5</td> <td data-bbox="1935 371 2056 403">4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 403 1361 435">ノコギリ</td> <td data-bbox="1361 403 1406 435">丁</td> <td data-bbox="1406 403 1518 435">9</td> <td data-bbox="1518 403 1621 435"></td> <td data-bbox="1621 403 1729 435">5</td> <td data-bbox="1729 403 1832 435">9</td> <td data-bbox="1832 403 1935 435">6</td> <td data-bbox="1935 403 2056 435">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 435 1361 467">ナタ</td> <td data-bbox="1361 435 1406 467">丁</td> <td data-bbox="1406 435 1518 467">7</td> <td data-bbox="1518 435 1621 467"></td> <td data-bbox="1621 435 1729 467">8</td> <td data-bbox="1729 435 1832 467">4</td> <td data-bbox="1832 435 1935 467">2</td> <td data-bbox="1935 435 2056 467"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 467 1361 499">カマ</td> <td data-bbox="1361 467 1406 499">丁</td> <td data-bbox="1406 467 1518 499">14</td> <td data-bbox="1518 467 1621 499"></td> <td data-bbox="1621 467 1729 499">11</td> <td data-bbox="1729 467 1832 499">4</td> <td data-bbox="1832 467 1935 499"></td> <td data-bbox="1935 467 2056 499"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 499 1272 603" rowspan="3">縄</td> <td data-bbox="1272 499 1361 531">100m</td> <td data-bbox="1361 499 1406 531"></td> <td data-bbox="1406 499 1518 531"></td> <td data-bbox="1518 499 1621 531">2</td> <td data-bbox="1621 499 1729 531">2</td> <td data-bbox="1729 499 1832 531"></td> <td data-bbox="1832 499 2056 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 531 1361 563">80m</td> <td data-bbox="1361 531 1406 563"></td> <td data-bbox="1406 531 1518 563"></td> <td data-bbox="1518 531 1621 563"></td> <td data-bbox="1621 531 1729 563"></td> <td data-bbox="1729 531 1832 563">6</td> <td data-bbox="1832 531 2056 563"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 563 1361 603">50m</td> <td data-bbox="1361 563 1406 603"></td> <td data-bbox="1406 563 1518 603"></td> <td data-bbox="1518 563 1621 603"></td> <td data-bbox="1518 563 1621 603"></td> <td data-bbox="1621 563 1729 603"></td> <td data-bbox="1729 563 1832 603">1</td> <td data-bbox="1832 563 2056 603"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 603 1361 635">鉄線</td> <td data-bbox="1361 603 1406 635">kg</td> <td data-bbox="1406 603 1518 635"></td> <td data-bbox="1518 603 1621 635"></td> <td data-bbox="1621 603 1729 635">10</td> <td data-bbox="1729 603 1832 635">5</td> <td data-bbox="1832 603 1935 635"></td> <td data-bbox="1935 603 2056 635"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 635 1361 667">杭</td> <td data-bbox="1361 635 1406 667">本</td> <td data-bbox="1406 635 1518 667"></td> <td data-bbox="1518 635 1621 667"></td> <td data-bbox="1621 635 1729 667">大30 #70 小20</td> <td data-bbox="1729 635 1832 667">大8 中17</td> <td data-bbox="1832 635 1935 667">中11</td> <td data-bbox="1935 635 2056 667">中51</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 667 1361 699">バンセンキリ</td> <td data-bbox="1361 667 1406 699">丁</td> <td data-bbox="1406 667 1518 699"></td> <td data-bbox="1518 667 1621 699"></td> <td data-bbox="1621 667 1729 699">2</td> <td data-bbox="1729 667 1832 699">2</td> <td data-bbox="1832 667 1935 699"></td> <td data-bbox="1935 667 2056 699">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 699 1361 730">ツルハシ</td> <td data-bbox="1361 699 1406 730">丁</td> <td data-bbox="1406 699 1518 730"></td> <td data-bbox="1518 699 1621 730"></td> <td data-bbox="1621 699 1729 730">15</td> <td data-bbox="1729 699 1832 730">4</td> <td data-bbox="1832 699 1935 730">6</td> <td data-bbox="1935 699 2056 730">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 730 1361 762">土のう袋</td> <td data-bbox="1361 730 1406 762">枚</td> <td data-bbox="1406 730 1518 762"></td> <td data-bbox="1518 730 1621 762"></td> <td data-bbox="1621 730 1729 762">950</td> <td data-bbox="1729 730 1832 762">900</td> <td data-bbox="1832 730 1935 762">600</td> <td data-bbox="1935 730 2056 762">4,700</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 762 1361 794">トビ</td> <td data-bbox="1361 762 1406 794">丁</td> <td data-bbox="1406 762 1518 794"></td> <td data-bbox="1518 762 1621 794"></td> <td data-bbox="1621 762 1729 794">17</td> <td data-bbox="1729 762 1832 794"></td> <td data-bbox="1832 762 1935 794">45</td> <td data-bbox="1935 762 2056 794"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 794 1361 826">ヘルメット</td> <td data-bbox="1361 794 1406 826">個</td> <td data-bbox="1406 794 1518 826"></td> <td data-bbox="1518 794 1621 826"></td> <td data-bbox="1621 794 1729 826"></td> <td data-bbox="1729 794 1832 826">25</td> <td data-bbox="1832 794 1935 826">5</td> <td data-bbox="1935 794 2056 826"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 826 1361 858">針金</td> <td data-bbox="1361 826 1406 858">kg</td> <td data-bbox="1406 826 1518 858"></td> <td data-bbox="1518 826 1621 858"></td> <td data-bbox="1621 826 1729 858">4</td> <td data-bbox="1729 826 1832 858"></td> <td data-bbox="1832 826 1935 858"></td> <td data-bbox="1935 826 2056 858"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 858 1272 938" rowspan="2">水中ポンプ</td> <td data-bbox="1272 858 1361 890">エンジン付</td> <td data-bbox="1361 858 1406 890"></td> <td data-bbox="1406 858 1518 890"></td> <td data-bbox="1518 858 1621 890"></td> <td data-bbox="1621 858 1729 890">2</td> <td data-bbox="1729 858 1832 890"></td> <td data-bbox="1832 858 2056 890">4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 890 1361 938">電気式</td> <td data-bbox="1361 890 1406 938"></td> <td data-bbox="1406 890 1518 938"></td> <td data-bbox="1518 890 1621 938"></td> <td data-bbox="1621 890 1729 938"></td> <td data-bbox="1729 890 1832 938"></td> <td data-bbox="1832 890 2056 938">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 938 1361 970">カラーコーン</td> <td data-bbox="1361 938 1406 970">個</td> <td data-bbox="1406 938 1518 970"></td> <td data-bbox="1518 938 1621 970"></td> <td data-bbox="1621 938 1729 970">22</td> <td data-bbox="1729 938 1832 970">5</td> <td data-bbox="1832 938 1935 970">10</td> <td data-bbox="1935 938 2056 970">29</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 970 1361 1002">一輪車</td> <td data-bbox="1361 970 1406 1002">台</td> <td data-bbox="1406 970 1518 1002"></td> <td data-bbox="1518 970 1621 1002"></td> <td data-bbox="1621 970 1729 1002">9</td> <td data-bbox="1729 970 1832 1002">2</td> <td data-bbox="1832 970 1935 1002"></td> <td data-bbox="1935 970 2056 1002">8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1002 1361 1034">シノ</td> <td data-bbox="1361 1002 1406 1034">丁</td> <td data-bbox="1406 1002 1518 1034"></td> <td data-bbox="1518 1002 1621 1034"></td> <td data-bbox="1621 1002 1729 1034">2</td> <td data-bbox="1729 1002 1832 1034"></td> <td data-bbox="1832 1002 1935 1034"></td> <td data-bbox="1935 1002 2056 1034">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1034 1361 1066">ビニールシート</td> <td data-bbox="1361 1034 1406 1066">枚</td> <td data-bbox="1406 1034 1518 1066">430</td> <td data-bbox="1518 1034 1621 1066"></td> <td data-bbox="1621 1034 1729 1066">18</td> <td data-bbox="1729 1034 1832 1066">5</td> <td data-bbox="1832 1034 1935 1066"></td> <td data-bbox="1935 1034 2056 1066">72</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1066 1361 1098">バリケード</td> <td data-bbox="1361 1066 1406 1098">台</td> <td data-bbox="1406 1066 1518 1098"></td> <td data-bbox="1518 1066 1621 1098">5</td> <td data-bbox="1621 1066 1729 1098">10</td> <td data-bbox="1729 1066 1832 1098">10</td> <td data-bbox="1832 1066 1935 1098"></td> <td data-bbox="1935 1066 2056 1098"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1098 1361 1129">バール(大)</td> <td data-bbox="1361 1098 1406 1129">丁</td> <td data-bbox="1406 1098 1518 1129"></td> <td data-bbox="1518 1098 1621 1129"></td> <td data-bbox="1621 1098 1729 1129">2</td> <td data-bbox="1729 1098 1832 1129"></td> <td data-bbox="1832 1098 1935 1129"></td> <td data-bbox="1935 1098 2056 1129"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1129 1361 1161">バール(小)</td> <td data-bbox="1361 1129 1406 1161">丁</td> <td data-bbox="1406 1129 1518 1161">2</td> <td data-bbox="1518 1129 1621 1161"></td> <td data-bbox="1621 1129 1729 1161">2</td> <td data-bbox="1729 1129 1832 1161"></td> <td data-bbox="1832 1129 1935 1161"></td> <td data-bbox="1935 1129 2056 1161"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1161 1361 1193">ハンマ</td> <td data-bbox="1361 1161 1406 1193">個</td> <td data-bbox="1406 1161 1518 1193">9</td> <td data-bbox="1518 1161 1621 1193"></td> <td data-bbox="1621 1161 1729 1193"></td> <td data-bbox="1729 1161 1832 1193"></td> <td data-bbox="1832 1161 1935 1193"></td> <td data-bbox="1935 1161 2056 1193"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1193 1361 1225">鉄ハンマ</td> <td data-bbox="1361 1193 1406 1225">個</td> <td data-bbox="1406 1193 1518 1225"></td> <td data-bbox="1518 1193 1621 1225"></td> <td data-bbox="1621 1193 1729 1225">1</td> <td data-bbox="1729 1193 1832 1225"></td> <td data-bbox="1832 1193 1935 1225"></td> <td data-bbox="1935 1193 2056 1225"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1225 1361 1257">通行止看板</td> <td data-bbox="1361 1225 1406 1257">枚</td> <td data-bbox="1406 1225 1518 1257"></td> <td data-bbox="1518 1225 1621 1257"></td> <td data-bbox="1621 1225 1729 1257">4</td> <td data-bbox="1729 1225 1832 1257"></td> <td data-bbox="1832 1225 1935 1257"></td> <td data-bbox="1935 1225 2056 1257"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1257 1361 1289">懐中電灯</td> <td data-bbox="1361 1257 1406 1289">個</td> <td data-bbox="1406 1257 1518 1289">5</td> <td data-bbox="1518 1257 1621 1289"></td> <td data-bbox="1621 1257 1729 1289">10</td> <td data-bbox="1729 1257 1832 1289">20</td> <td data-bbox="1832 1257 1935 1289"></td> <td data-bbox="1935 1257 2056 1289">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1289 1361 1321">発動発電機</td> <td data-bbox="1361 1289 1406 1321">台</td> <td data-bbox="1406 1289 1518 1321"></td> <td data-bbox="1518 1289 1621 1321"></td> <td data-bbox="1621 1289 1729 1321"></td> <td data-bbox="1729 1289 1832 1321"></td> <td data-bbox="1832 1289 1935 1321"></td> <td data-bbox="1935 1289 2056 1321">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1321 1361 1353">灯光器(三脚付)</td> <td data-bbox="1361 1321 1406 1353">台</td> <td data-bbox="1406 1321 1518 1353"></td> <td data-bbox="1518 1321 1621 1353"></td> <td data-bbox="1621 1321 1729 1353"></td> <td data-bbox="1729 1321 1832 1353"></td> <td data-bbox="1832 1321 1935 1353"></td> <td data-bbox="1935 1321 2056 1353"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1353 1361 1385">ペール缶</td> <td data-bbox="1361 1353 1406 1385">缶</td> <td data-bbox="1406 1353 1518 1385"></td> <td data-bbox="1518 1353 1621 1385"></td> <td data-bbox="1621 1353 1729 1385">9</td> <td data-bbox="1729 1353 1832 1385"></td> <td data-bbox="1832 1353 1935 1385"></td> <td data-bbox="1935 1353 2056 1385"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1385 1361 1417">木杭</td> <td data-bbox="1361 1385 1406 1417">本</td> <td data-bbox="1406 1385 1518 1417"></td> <td data-bbox="1518 1385 1621 1417"></td> <td data-bbox="1621 1385 1729 1417">156</td> <td data-bbox="1729 1385 1832 1417"></td> <td data-bbox="1832 1385 1935 1417"></td> <td data-bbox="1935 1385 2056 1417"></td> </tr> </tbody> </table>	品名(単位)		出在家健康公園 (出在家町) 総務部	加茂水防倉庫 (加茂6丁目) 土木部		中部水防倉庫 (多田院1丁目) 教育委員会事務局	北部水防倉庫 (見野2丁目) 消防本部北消防署	川西市水防センター (出在家町) 総務部	ロープ(9mm)	巻	1(9mm)	1(9mm)	1(6mm)				トラロープ (9mm)	200m							100m	1	1	1				50m	3				1	1	1	スコップ	丁		14	59	10	9	17	掛	矢		2	14	5	5	4	ノコギリ	丁	9		5	9	6	5	ナタ	丁	7		8	4	2		カマ	丁	14		11	4			縄	100m			2	2			80m					6		50m						1		鉄線	kg			10	5			杭	本			大30 #70 小20	大8 中17	中11	中51	バンセンキリ	丁			2	2		3	ツルハシ	丁			15	4	6	3	土のう袋	枚			950	900	600	4,700	トビ	丁			17		45		ヘルメット	個				25	5		針金	kg			4				水中ポンプ	エンジン付				2		4	電気式						2	カラーコーン	個			22	5	10	29	一輪車	台			9	2		8	シノ	丁			2			3	ビニールシート	枚	430		18	5		72	バリケード	台		5	10	10			バール(大)	丁			2				バール(小)	丁	2		2				ハンマ	個	9						鉄ハンマ	個			1				通行止看板	枚			4				懐中電灯	個	5		10	20		10	発動発電機	台						5	灯光器(三脚付)	台							ペール缶	缶			9				木杭	本			156				水防計画と一体化するため
品名(単位)		出在家健康公園 (出在家町) 総務部	加茂水防倉庫 (加茂6丁目) 土木部		中部水防倉庫 (多田院1丁目) 教育委員会事務局	北部水防倉庫 (見野2丁目) 消防本部北消防署	川西市水防センター (出在家町) 総務部																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ロープ(9mm)	巻	1(9mm)	1(9mm)	1(6mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
トラロープ (9mm)	200m																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	100m	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	50m	3				1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
スコップ	丁		14	59	10	9	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
掛	矢		2	14	5	5	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ノコギリ	丁	9		5	9	6	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ナタ	丁	7		8	4	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
カマ	丁	14		11	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
縄	100m			2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	80m					6																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	50m						1																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
鉄線	kg			10	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
杭	本			大30 #70 小20	大8 中17	中11	中51																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
バンセンキリ	丁			2	2		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ツルハシ	丁			15	4	6	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
土のう袋	枚			950	900	600	4,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
トビ	丁			17		45																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ヘルメット	個				25	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
針金	kg			4																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
水中ポンプ	エンジン付				2		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	電気式						2																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
カラーコーン	個			22	5	10	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
一輪車	台			9	2		8																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
シノ	丁			2			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ビニールシート	枚	430		18	5		72																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
バリケード	台		5	10	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
バール(大)	丁			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
バール(小)	丁	2		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ハンマ	個	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
鉄ハンマ	個			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
通行止看板	枚			4																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
懐中電灯	個	5		10	20		10																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
発動発電機	台						5																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
灯光器(三脚付)	台																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ペール缶	缶			9																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
木杭	本			156																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

頁	修正前	修正後	理由																																																																
44	<p data-bbox="203 92 651 121">資料 - 2 6 ごみ収集運搬車両台数</p> <p data-bbox="203 156 477 185">(2)委託(3業者)</p> <table border="1" data-bbox="203 185 1072 454"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>積載量</th> <th>台数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型ダンプ車</td> <td>0.75 t</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通ダンプ車</td> <td>2 t</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊者(パッカー)</td> <td>2 t</td> <td>11台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊者(パッカー)</td> <td>3 t</td> <td>4台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンテナ車</td> <td>2 t</td> <td>6台</td> <td>キャブオーバー</td> </tr> <tr> <td>軽四ダンプ</td> <td>0.3 t</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>1.5 t</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	積載量	台数	備考	小型ダンプ車	0.75 t	1台		普通ダンプ車	2 t	1台		特殊者(パッカー)	2 t	11台		特殊者(パッカー)	3 t	4台		コンテナ車	2 t	6台	キャブオーバー	軽四ダンプ	0.3 t	1台		トラック	1.5 t	1台		<p data-bbox="1106 156 1379 185">(2)委託(3業者)</p> <table border="1" data-bbox="1106 185 1975 454"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>積載量</th> <th>台数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>普通ダンプ車</td> <td>2 t</td> <td>8台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊者(パッカー)</td> <td>2 t</td> <td>6台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊者(パッカー)</td> <td>3 t</td> <td>7台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンテナ車</td> <td>2 t</td> <td>5台</td> <td>キャブオーバー</td> </tr> <tr> <td>軽四ダンプ</td> <td>0.3 t</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	積載量	台数	備考	(削除)				普通ダンプ車	2 t	8台		特殊者(パッカー)	2 t	6台		特殊者(パッカー)	3 t	7台		コンテナ車	2 t	5台	キャブオーバー	軽四ダンプ	0.3 t	1台		(削除)				<p data-bbox="2085 124 2181 185">時点修正</p>
種類	積載量	台数	備考																																																																
小型ダンプ車	0.75 t	1台																																																																	
普通ダンプ車	2 t	1台																																																																	
特殊者(パッカー)	2 t	11台																																																																	
特殊者(パッカー)	3 t	4台																																																																	
コンテナ車	2 t	6台	キャブオーバー																																																																
軽四ダンプ	0.3 t	1台																																																																	
トラック	1.5 t	1台																																																																	
種類	積載量	台数	備考																																																																
(削除)																																																																			
普通ダンプ車	2 t	8台																																																																	
特殊者(パッカー)	2 t	6台																																																																	
特殊者(パッカー)	3 t	7台																																																																	
コンテナ車	2 t	5台	キャブオーバー																																																																
軽四ダンプ	0.3 t	1台																																																																	
(削除)																																																																			

頁	修正前						修正後						理由	
48	資料 - 2 8 市所有車両												時点 修正	
	登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途	登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途		
神戸	480 に 5684	ダイハ ツ	環境衛生 課(環境)	軽四貨物	出在家町	専用車	神戸	480 に 5684	ダイハ ツ	環境衛生 課(環境)	軽四貨物	美園駐車場		専用車
神戸	51 せ 8008	スズキ	環境衛生 課(衛生)	軽四乗用	出在家町	専用車	神戸	51 せ 8008	スズキ	環境衛生 課(衛生)	軽四乗用	斎場		専用車
神戸	43 う 9601	ダイハ ツ	環境衛生 課(衛生)	軽四貨物	出在家町	専用車	神戸	43 う 9601	ダイハ ツ	環境衛生 課(衛生)	軽四貨物	美園駐車場		専用車
神戸	40 る 6433	ダイハ ツ	環境衛生 課(衛生)	軽四貨物	出在家町	専用車	(削除)							
神戸	400 て 3622	トヨタ	中央公民 館	小型貨物	丸の内町	専用車 リース	神戸	400 て 3622	トヨタ	川西公民 館	小型貨物	火打1丁目		専用車 リース
神戸	43 せ 330	日産	社会教育 課	軽四貨物	専用駐車場	専用車	神戸	43 せ 330	日産	社会教育 課	軽四貨物	美園駐車場		専用車
神戸	800 せ 330	日産	学務課	普通特殊	川西養護学 校	専用車	神戸	800 せ 330	日産	教育支援 センター	普通特殊	川西養護学 校		専用車
神戸	480 き 6487	ダイハ ツ	学務課	軽四貨物	川西養護学 校	専用車	神戸	480 き 6487	ダイハ ツ	教育支援 センター	軽四貨物	川西養護学 校		専用車
神戸	41 め 4505	ダイハ ツ	学務課	軽四貨物	多田小学校	専用車	神戸	41 め 4505	ダイハ ツ	教育総務 課	軽四貨物	多田小学校		専用車
神戸	200 は 377	いすゞ	学務課	普通乗合	川西養護学 校	専用車	神戸	200 は 377	いすゞ	教育支援 センター	普通乗合	川西養護学 校		専用車
神戸	800 さ 9522	日産	分団 赤松虫生	普通特殊	赤松字大前	専用車	神戸	800 ぞ 8754	日産	分団 赤松虫生	普通特殊	赤松字大前		専用車
神戸	800 さ 9521	日産	分団 山の原	普通特殊	山原2丁目	専用車	神戸	800 ぞ 9247	日産	分団 山の原	普通特殊	山原2丁目		専用車
神戸	800 さ 9520	日産	分団 笹部	普通特殊	笹部3丁目	専用車	神戸	800 ぞ 9213	日産	分団 笹部	普通特殊	笹部1丁目		専用車

頁	修正前	修正後	理由																																																																								
58	<p data-bbox="197 92 763 118">資料 - 3 4 一時避難場所標識交付箇所一覧</p> <p data-bbox="591 156 1066 181">(平成 30 年 6 月 1 日現在 : 147 箇所)</p> <table border="1" data-bbox="203 217 1070 930"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 217 376 248">小学校区</th> <th data-bbox="376 217 712 248">設置場所</th> <th data-bbox="712 217 1070 248">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 248 376 280">久代</td> <td data-bbox="376 248 712 280">新村ノ西公園</td> <td data-bbox="712 248 1070 280">東久代 2 丁目 1 3</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="203 280 1070 930" style="text-align: center;">(新規)</td> </tr> </tbody> </table>	小学校区	設置場所	住所	久代	新村ノ西公園	東久代 2 丁目 1 3	(新規)			<p data-bbox="1570 156 2045 181">(平成 31 年 4 月 1 日現在 : 166 箇所)</p> <table border="1" data-bbox="1099 217 1977 930"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 217 1272 248">小学校区</th> <th data-bbox="1272 217 1615 248">設置場所</th> <th data-bbox="1615 217 1977 248">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 248 1272 280">久代</td> <td data-bbox="1272 248 1615 280">新村ノ西公園</td> <td data-bbox="1615 248 1977 280">東久代 2 丁目 1 3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 280 1272 328">多田東</td> <td data-bbox="1272 280 1615 328">鼓が滝 1 丁目公園</td> <td data-bbox="1615 280 1977 328">鼓が滝 1 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 328 1272 360">久代</td> <td data-bbox="1272 328 1615 360">久代 1 丁目公園</td> <td data-bbox="1615 328 1977 360">久代 1 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 360 1272 392">久代</td> <td data-bbox="1272 360 1615 392">北ノ口公園</td> <td data-bbox="1615 360 1977 392">久代 1 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 392 1272 424">久代</td> <td data-bbox="1272 392 1615 424">久代 2 丁目公園</td> <td data-bbox="1615 392 1977 424">久代 2 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 424 1272 456">久代</td> <td data-bbox="1272 424 1615 456">榊塚公園</td> <td data-bbox="1615 424 1977 456">久代 3 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 456 1272 488">久代</td> <td data-bbox="1272 456 1615 488">襖田公園</td> <td data-bbox="1615 456 1977 488">久代 5 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 488 1272 520">久代</td> <td data-bbox="1272 488 1615 520">摸代会児童遊園地</td> <td data-bbox="1615 488 1977 520">久代 5 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 520 1272 552">久代</td> <td data-bbox="1272 520 1615 552">三葉公園</td> <td data-bbox="1615 520 1977 552">東久代 1 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 552 1272 584">久代</td> <td data-bbox="1272 552 1615 584">東久代 2 児童遊園地</td> <td data-bbox="1615 552 1977 584">東久代 1 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 584 1272 616">久代</td> <td data-bbox="1272 584 1615 616">東久代 2 丁目公園</td> <td data-bbox="1615 584 1977 616">東久代 2 丁目公園</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 616 1272 647">久代</td> <td data-bbox="1272 616 1615 647">Q 6 公園</td> <td data-bbox="1615 616 1977 647">久代 6 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 647 1272 679">久代</td> <td data-bbox="1272 647 1615 679">馬入公園</td> <td data-bbox="1615 647 1977 679">東久代 2 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 679 1272 711">久代</td> <td data-bbox="1272 679 1615 711">プロペラ公園</td> <td data-bbox="1615 679 1977 711">久代 5 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 711 1272 743">久代</td> <td data-bbox="1272 711 1615 743">西久代公園</td> <td data-bbox="1615 711 1977 743">東久代 4 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 743 1272 775">久代</td> <td data-bbox="1272 743 1615 775">前垣内公園</td> <td data-bbox="1615 743 1977 775">東久代 1 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 775 1272 807">久代</td> <td data-bbox="1272 775 1615 807">北久代会館北側広場</td> <td data-bbox="1615 775 1977 807">久代 2 丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 807 1272 839">川西北</td> <td data-bbox="1272 807 1615 839">鶯の森第 1 公園</td> <td data-bbox="1615 807 1977 839">鶯の森町地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 839 1272 871">川西北</td> <td data-bbox="1272 839 1615 871">鶯の森第 5 公園</td> <td data-bbox="1615 839 1977 871">鶯の森町地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 871 1272 903">川西北</td> <td data-bbox="1272 871 1615 903">たけのこ公園</td> <td data-bbox="1615 871 1977 903">鶯の森町地内</td> </tr> </tbody> </table>	小学校区	設置場所	住所	久代	新村ノ西公園	東久代 2 丁目 1 3	多田東	鼓が滝 1 丁目公園	鼓が滝 1 丁目地内	久代	久代 1 丁目公園	久代 1 丁目地内	久代	北ノ口公園	久代 1 丁目地内	久代	久代 2 丁目公園	久代 2 丁目地内	久代	榊塚公園	久代 3 丁目地内	久代	襖田公園	久代 5 丁目地内	久代	摸代会児童遊園地	久代 5 丁目地内	久代	三葉公園	東久代 1 丁目地内	久代	東久代 2 児童遊園地	東久代 1 丁目地内	久代	東久代 2 丁目公園	東久代 2 丁目公園	久代	Q 6 公園	久代 6 丁目地内	久代	馬入公園	東久代 2 丁目地内	久代	プロペラ公園	久代 5 丁目地内	久代	西久代公園	東久代 4 丁目地内	久代	前垣内公園	東久代 1 丁目地内	久代	北久代会館北側広場	久代 2 丁目地内	川西北	鶯の森第 1 公園	鶯の森町地内	川西北	鶯の森第 5 公園	鶯の森町地内	川西北	たけのこ公園	鶯の森町地内	<p data-bbox="2085 124 2152 181">時点修正</p>
小学校区	設置場所	住所																																																																									
久代	新村ノ西公園	東久代 2 丁目 1 3																																																																									
(新規)																																																																											
小学校区	設置場所	住所																																																																									
久代	新村ノ西公園	東久代 2 丁目 1 3																																																																									
多田東	鼓が滝 1 丁目公園	鼓が滝 1 丁目地内																																																																									
久代	久代 1 丁目公園	久代 1 丁目地内																																																																									
久代	北ノ口公園	久代 1 丁目地内																																																																									
久代	久代 2 丁目公園	久代 2 丁目地内																																																																									
久代	榊塚公園	久代 3 丁目地内																																																																									
久代	襖田公園	久代 5 丁目地内																																																																									
久代	摸代会児童遊園地	久代 5 丁目地内																																																																									
久代	三葉公園	東久代 1 丁目地内																																																																									
久代	東久代 2 児童遊園地	東久代 1 丁目地内																																																																									
久代	東久代 2 丁目公園	東久代 2 丁目公園																																																																									
久代	Q 6 公園	久代 6 丁目地内																																																																									
久代	馬入公園	東久代 2 丁目地内																																																																									
久代	プロペラ公園	久代 5 丁目地内																																																																									
久代	西久代公園	東久代 4 丁目地内																																																																									
久代	前垣内公園	東久代 1 丁目地内																																																																									
久代	北久代会館北側広場	久代 2 丁目地内																																																																									
川西北	鶯の森第 1 公園	鶯の森町地内																																																																									
川西北	鶯の森第 5 公園	鶯の森町地内																																																																									
川西北	たけのこ公園	鶯の森町地内																																																																									

頁	修正前	修正後	理由																											
	(新規(水防計画 資料 - 3))																													
		<p style="text-align: center;">猪名川河川事務所防災体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 30%;">注意体制</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">警戒体制</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">非常体制</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">第 1</th> <th style="width: 25%;">第 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情勢</td> <td> 1 大雨、洪水及び高潮に関する注意喚起が要求され、対策部長が必要と判断したとき。 2 右風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認められたとき。 3 流域平均累加雨量が50mm以下になったとき。 4 小戸水位観測所の水位が、水防団待機水位(指定水位)を越すと予想されるとき。 5 樋門、排水機等の操作体制をとる必要があるとき。 6 対策部長が必要と判断したとき。「対河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という。）」が指示したとき。 </td> <td> 1 大雨、洪水及び高潮に関する注意喚起が要求され、対策部長が必要と判断したとき。 2 右風の近畿地方接近又は上陸が予想されるとき。 3 流域平均累加雨量が100mmになると予想されるとき。 4 小戸水位観測所の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)を越すと予想されるとき。 5 水防活動の必要が予想されるとき。 6 樋門、排水機等の操作の必要があるとき。 7 被害の発生が予想されるとき。 8 対策部長が必要と判断したとき。 9 対策本部長が指示したとき。 </td> <td> 1 流域平均累加雨量が100mmになったとき。 2 小戸水位観測所の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)を越え、尚上昇すると予想されるとき。 3 兼用道路等に係る交通規制の要請が予想されるとき。 4 さらに甚大な被害の発生が予想されるとき。 5 対策部長が必要と判断したとき。 6 対策本部長が指示したとき。 </td> <td> 1 小戸水位観測所の水位が、計画高水位(氾濫危険水位)を越えたとき。 2 甚大な被害が発生したとき。 3 対策部長が必要と認められたとき。 4 対策本部長が指示したとき。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">水防警報の種類</p> <p>対象水位観測所の水位をもとにおおむね、次の時期に発表する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">第 1 段階 (待機)</th> <th style="width: 20%;">第 2 段階 (準備)</th> <th style="width: 20%;">第 3 段階 (出動)</th> <th style="width: 30%;">第 4 段階 (解除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発令時期</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達するとき。</td> <td>氾濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前。</td> <td>氾濫注意水位(警戒水位)に達する30分前。</td> <td>水防活動の終わるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。</td> <td>水防資材の点検、水閘門等の開閉準備、水防要員招集準備、進捗終部の出動等に對するもので、主として上流の雨量に基づいて行う。</td> <td>水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。</td> <td>水防活動終了の通知を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">猪名川河川事務所の管轄区域</p> <p style="text-align: center;">※ 猪名川右岸 滝山町2 6 7 番地先から神崎川合流点まで</p>	区分	注意体制	警戒体制		非常体制	第 1	第 2	情勢	1 大雨、洪水及び高潮に関する注意喚起が要求され、対策部長が必要と判断したとき。 2 右風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認められたとき。 3 流域平均累加雨量が50mm以下になったとき。 4 小戸水位観測所の水位が、水防団待機水位(指定水位)を越すと予想されるとき。 5 樋門、排水機等の操作体制をとる必要があるとき。 6 対策部長が必要と判断したとき。「対河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という。）」が指示したとき。	1 大雨、洪水及び高潮に関する注意喚起が要求され、対策部長が必要と判断したとき。 2 右風の近畿地方接近又は上陸が予想されるとき。 3 流域平均累加雨量が100mmになると予想されるとき。 4 小戸水位観測所の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)を越すと予想されるとき。 5 水防活動の必要が予想されるとき。 6 樋門、排水機等の操作の必要があるとき。 7 被害の発生が予想されるとき。 8 対策部長が必要と判断したとき。 9 対策本部長が指示したとき。	1 流域平均累加雨量が100mmになったとき。 2 小戸水位観測所の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)を越え、尚上昇すると予想されるとき。 3 兼用道路等に係る交通規制の要請が予想されるとき。 4 さらに甚大な被害の発生が予想されるとき。 5 対策部長が必要と判断したとき。 6 対策本部長が指示したとき。	1 小戸水位観測所の水位が、計画高水位(氾濫危険水位)を越えたとき。 2 甚大な被害が発生したとき。 3 対策部長が必要と認められたとき。 4 対策本部長が指示したとき。	区分	第 1 段階 (待機)	第 2 段階 (準備)	第 3 段階 (出動)	第 4 段階 (解除)	発令時期	水防団待機水位(指定水位)に達するとき。	氾濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前。	氾濫注意水位(警戒水位)に達する30分前。	水防活動の終わるとき。		水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	水防資材の点検、水閘門等の開閉準備、水防要員招集準備、進捗終部の出動等に對するもので、主として上流の雨量に基づいて行う。	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。	水防活動終了の通知を行う。	<p style="text-align: center;">計地災のた 防を防画部 水画域計一 すめ</p>
区分	注意体制	警戒体制			非常体制																									
		第 1	第 2																											
情勢	1 大雨、洪水及び高潮に関する注意喚起が要求され、対策部長が必要と判断したとき。 2 右風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認められたとき。 3 流域平均累加雨量が50mm以下になったとき。 4 小戸水位観測所の水位が、水防団待機水位(指定水位)を越すと予想されるとき。 5 樋門、排水機等の操作体制をとる必要があるとき。 6 対策部長が必要と判断したとき。「対河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という。）」が指示したとき。	1 大雨、洪水及び高潮に関する注意喚起が要求され、対策部長が必要と判断したとき。 2 右風の近畿地方接近又は上陸が予想されるとき。 3 流域平均累加雨量が100mmになると予想されるとき。 4 小戸水位観測所の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)を越すと予想されるとき。 5 水防活動の必要が予想されるとき。 6 樋門、排水機等の操作の必要があるとき。 7 被害の発生が予想されるとき。 8 対策部長が必要と判断したとき。 9 対策本部長が指示したとき。	1 流域平均累加雨量が100mmになったとき。 2 小戸水位観測所の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)を越え、尚上昇すると予想されるとき。 3 兼用道路等に係る交通規制の要請が予想されるとき。 4 さらに甚大な被害の発生が予想されるとき。 5 対策部長が必要と判断したとき。 6 対策本部長が指示したとき。	1 小戸水位観測所の水位が、計画高水位(氾濫危険水位)を越えたとき。 2 甚大な被害が発生したとき。 3 対策部長が必要と認められたとき。 4 対策本部長が指示したとき。																										
区分	第 1 段階 (待機)	第 2 段階 (準備)	第 3 段階 (出動)	第 4 段階 (解除)																										
発令時期	水防団待機水位(指定水位)に達するとき。	氾濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前。	氾濫注意水位(警戒水位)に達する30分前。	水防活動の終わるとき。																										
	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	水防資材の点検、水閘門等の開閉準備、水防要員招集準備、進捗終部の出動等に對するもので、主として上流の雨量に基づいて行う。	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。	水防活動終了の通知を行う。																										

(新規(水防計画 資料 - 4))

兵庫県水防態勢

区分	第 1 号 配 備	第 2 号 配 備	第 3 号 配 備
配備内容	所属人員をおおむね5割以内の人員を配備し、防災活動に当たる体制。	所属人員を配備し、防災活動の万全を期する体制。	
災害の状況	少数の人員を配備し、主として情報連絡に当たる体制。 1 小規模の被害の発生が予想される段階。 2 小規模の被害が発生した場合。	1 中規模の被害の発生が予想される段階。 2 中規模の被害が発生した場合。	1 大規模の被害の発生が予想される段階。 2 大規模の被害が発生した場合。
気象状況	次の各警報の1以上が県下に発表されたとき。 1 暴風警報 2 暴風警報 3 大雨警報 4 大雨警報 5 洪水警報 6 高潮警報	次の各警報の1以上が県下に発表されたとき。 1 暴風警報 2 暴風警報 3 大雨警報 4 大雨警報 5 洪水警報 6 高潮警報	大規模の災害の発生が予想される気象情報が発表されたとき。
水防指令発令状況	水防指令第1号又は水防指令第2号が発令されたとき。 災害救助法の適用される市町が発生する見込みのあるとき。	数土水管内にわたって水防指令第3号が発令されたとき。 数市町にわたって災害救助法が適用されたとき、又はその見込みのあるとき。	県下広範囲にわたって水防指令第3号が発令されたとき。 多数の市町にわたって災害救助法が適用されたとき、又はその見込みのあるとき。
その他	本部長が当該配備体制の必要を認めたととき。	本部長が当該配備体制の必要を認めたととき。	本部長が当該配備体制の必要を認めたととき。

非常配備の種類

区分	第 1 非常配備態勢	第 2 非常配備態勢	第 3 非常配備態勢
配備内容	少数の人員をもって主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他の活動ができる態勢とする。	所属人員の半数をもって当たり、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる態勢とする。	所属人員全員をもって当たる。完全な水防態勢。

非常配備につく時期

区分	水防指令第1号(第1非常配備)につくべき指令	水防指令第2号(第2非常配備)につくべき指令	水防指令第3号(第3非常配備)につくべき指令
状況	1 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 2 震度4の地震が発生した場合。(自動発令)	1 水防事態の発生が予想され、発令の期には水防活動の必要が予想されるとき。 2 水防警報の「準備」が発表されたとき。(自動発令) 3 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。 4 津波注意警報、大津波警報が発令されたとき。(自動発令)	1 水防事態が切迫し、又は水防事態の発生が大幅に拡大するおそれがあるとき。 2 水防警報の「出動」が発表されたとき。 3 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) 4 津波注意警報、大津波警報が発令されたとき。(自動発令)

※(自動発令)と記載のあるものは、地震発生又は津波注意警報等の発表をもって、水防指令が自動的に発令されたものとみなす。

水防警報の種類

種類	第 1 号 待 機	第 2 号 準 備	第 3 号 出 動	第 4 号 解 除
内容	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に備えられるもの。	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動に備えられるもの。	水防活動に発令されるもの。	水防活動を終了させるもの。

計地災のとた
防を防画部
水画域計一す
め

(新規(水防計画 資料 - 5))

一 庫ダム防災態勢
風水害時の防災態勢発令基準

区分	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢
情勢	災害の発生に対し注意を要する場合 I 下記に示すいずれかの場合に該当し、本部長が必要と認めた場合に適用する。 1 台風、前線の降雨による大雨、洪水の注意報又は警報が次の予報区に発せられ、注意を要する場合。 (1)大阪府北大阪 (2)兵庫県南部阪神・亀岡 (3)京都府南部京都・亀岡 2 台風または前線が接近し、当該方面に影響があると予想され、注意を要する場合。 3 貯水位が別表-1に定める水位に達し、流域内における累計雨量が当該雨量を超過すると予想され、かつ常用洪水吐ゲートからの放流が必要と予想されるとき。	災害の発生に対し警戒を要する場合 I 下記に示すいずれかの場合に該当し、本部長が必要と認めた場合に適用する。 1 台風、前線の降雨による大雨、洪水の注意報又は警報が次の予報区に発せられ、警戒を要する場合。 (1)大阪府北大阪 (2)兵庫県南部阪神・亀岡 (3)京都府南部京都・亀岡 2 台風の通過が予想され、警戒を要する場合。 3 貯水位が別表-1に定める水位に達し、流域内における累計雨量が当該雨量に達し、常用洪水吐ゲートからの放流が必要とされるとき。 4 常用洪水吐ゲートからの放流が必要とされる場合、又は予想される場合。 5. ダムへの流入量が150m ³ /s以上に達すると予想される場合。 6 関係機関との協議・指示又は情報により第一警戒態勢に入る必要が生じた場合 7 その他所長が必要と認めた場合。	災害の発生に対し相当な警戒を要する場合 I 下記に示すいずれかの場合に該当し、本部長が必要と認めた場合に適用する。 1 台風、前線の降雨による大雨洪水の注意報又は警報が次の予報区に発せられ、災害の発生が予想される場合。 (1)大阪府北大阪 (2)兵庫県南部阪神・亀岡 (3)京都府南部京都・亀岡 2 台風の通過が確実な場合。 3. ダムからの放流量が150m ³ /sになり、洪水調節を行う場合、又は行うことが予想される場合。 4 洪水調節後の水位低下操作中において、ダム貯水位が洪水期にあつては制洪水 (EL.135.3m)、非洪水期にあっては (EL.149.0m) を超えていいる場合。 5 関係機関との協議・指示又は情報により第二警戒態勢に入る必要が生じた場合。 6 その他所長が必要と認めた場合。	災害の発生に対し重大な警戒を要する場合 I 下記に示すいずれかの場合に該当し、本部長が必要と認めた場合に適用する。 1 台風、前線の降雨による大雨、洪水の注意報又は警報が次の予報区に発せられ、重大な災害の発生が予想される場合。 (1)大阪府北大阪 (2)兵庫県南部阪神・亀岡 (3)京都府南部京都・亀岡 2 台風の通過が確実で重大な被害の発生が予想される場合。 3. ダムにおいて、計画規模以上の流入量があり、たとし書き操作を行なう場合、又は行うことが予測される場合。 4 大雨、台風等によりダム本体貯水池、下流等に重大な被害の発生が予想されるとき。 5 関係機関との協議・指示又は情報により非常態勢に入る必要が生じた場合。 6 その他所長が必要と認めた場合。
例示	別表-1 洪水期 水位 (EL.m) 警戒累計雨量 (mm) 135.30 降雨 ~ 149.00 降雨 135.00 10 ~ 148.80 10 134.90 20 ~ 148.70 20 134.80 30 ~ 148.60 30 非洪水期 水位 (EL.m) 警戒累計雨量 (mm) 149.00 降雨 148.80 10 ~ 148.70 20 148.60 30 ~			
発令者	所長	所長	所長	所長

水防計画
領域計一
すめ
防を
画部
計の
た
た

頁	修正前	修正後	理由																																																				
	<p>様式 - 3 1 生活物資供給に関する株式会社ダイエーとの協定による出荷要請書</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">生活物資出荷要請書</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>株式会社ダイエー 様</p> <p style="text-align: right;">川西市長</p> <p>緊急時における生活物資の供給に関する協定第2条に基づき、次の生活物資の出荷を要請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品 目</th> <th style="width: 15%;">数 量</th> <th style="width: 40%;">搬 入 場 所</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div>	品 目	数 量	搬 入 場 所	備 考																																																	<p>(削除)</p>	<p>新規協定を締結したため</p>
品 目	数 量	搬 入 場 所	備 考																																																				

頁	修正前	修正後	理由																					
	<p>様式 - 3 1 の1 生活物資供給に関する株式会社ダイエーとの協定による出荷確認書</p> <p>様式第 2 号 (第 6 条関係)</p> <p style="text-align: center;">生活物資出荷確認書</p> <p>平成 年 月 日付第 号の生活物資出荷要請書により、次の物資を出荷したことを確認します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">品 名</th> <th style="width: 33%;">数 量</th> <th style="width: 33%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(株式会社ダイエー)</p> <p style="text-align: right;">担当者 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">(川西市災害対策本部)</p> <p style="text-align: right;">担当者 _____ 印</p>	品 名	数 量	備 考																			<p>(削除)</p>	<p>新規協定を締結したため</p>
品 名	数 量	備 考																						

頁	修正前	修正後	理由																														
	(新規)	<p>様式 - 4 6 イオンタウン・ダイエーとの協定に係る要請書</p> <p>別記第 1 号様式 (第 3 条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>株式会社ダイエー イオンフードスタイル川西店 様</p> <p style="text-align: right;">川西市長 名前</p> <p style="text-align: center;">物資供給要請書</p> <p>「災害時における防災活動協力に関する協定書」第 3 条の規定に基づき、下記のとおり支援の協力を要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1153 758 2004 1114"> <thead> <tr> <th>支援協力の種類 (物品名等)</th> <th>数量</th> <th>受け渡し場所</th> <th>方法</th> <th>日時</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">〈連絡担当者〉 所在地 部署名 名前 電話 e-mail</p>	支援協力の種類 (物品名等)	数量	受け渡し場所	方法	日時	備考																									新規協定を締結したため
支援協力の種類 (物品名等)	数量	受け渡し場所	方法	日時	備考																												

頁	修正前	修正後	理由																					
	(新規)	<p>様式 - 4 7 兵庫県行政書士会との協定に係る要請書</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>兵庫県行政書士会 会長 様</p> <p style="text-align: right;">川西市長</p> <p style="text-align: center;">災害時支援協力要請書</p> <p>大規模災害時における被災者支援協力に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。</p> <table border="1" data-bbox="1120 544 2040 1386"> <tr> <td data-bbox="1120 544 1319 678">要 請 担 当 者</td> <td data-bbox="1319 544 1673 678">所 属</td> <td data-bbox="1673 544 2040 678">職 名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 678 1319 802">氏 名 ・ 電 話 番 号</td> <td data-bbox="1319 678 1673 802">氏 名</td> <td data-bbox="1673 678 2040 802">電 話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 802 1319 927">電 話 ・ FAX 等 に よ る 要 請 日 時</td> <td colspan="2" data-bbox="1319 802 2040 927">年 月 日 () 午 前 ・ 午 後 時 分 頃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 927 1319 1037">要 請 内 容</td> <td colspan="2" data-bbox="1319 927 2040 1037"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 1037 1319 1149">場 所</td> <td colspan="2" data-bbox="1319 1037 2040 1149"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 1149 1319 1260">期 間</td> <td colspan="2" data-bbox="1319 1149 2040 1260"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 1260 1319 1386">備 考</td> <td colspan="2" data-bbox="1319 1260 2040 1386"></td> </tr> </table>	要 請 担 当 者	所 属	職 名	氏 名 ・ 電 話 番 号	氏 名	電 話	電 話 ・ FAX 等 に よ る 要 請 日 時	年 月 日 () 午 前 ・ 午 後 時 分 頃		要 請 内 容			場 所			期 間			備 考			新規協定を締結のため
要 請 担 当 者	所 属	職 名																						
氏 名 ・ 電 話 番 号	氏 名	電 話																						
電 話 ・ FAX 等 に よ る 要 請 日 時	年 月 日 () 午 前 ・ 午 後 時 分 頃																							
要 請 内 容																								
場 所																								
期 間																								
備 考																								

頁	修正前	修正後	理由																																																																																																																																	
119	付録 - 3 川西市防災会議・幹事 平成30年10月31日現在	令和元年5月24日現在	時点修正																																																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員</td> <td>川西市副市長</td> <td>菅原 康雄</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長</td> <td>山口 崇</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長</td> <td>浜田 真二</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>兵庫県阪神北県民局長</td> <td>藪本 訓弘</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長</td> <td>西中 哲郎</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>関西電力株式会社兵庫支社担当部長</td> <td>末広 俊二</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>大阪ガス株式会社導管事業部 兵庫導管部建設チーフマネジャー</td> <td>三谷 晴久</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>川西市自主防災組織連絡協議会長</td> <td>松山 幸一郎</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>川西市病院事業管理者</td> <td>姫野 誠一</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(新規)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>川西市福祉部長</td> <td>根津 倫哉</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>川西市都市政策部長</td> <td>松浦 純</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>市立川西病院経営企画部長</td> <td>清水 操</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>市立川西病院看護部長</td> <td>恩田 朋子</td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊運用訓練幹部</td> <td>瀬能 大介</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長代理</td> <td>林 直良</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>兵庫県川西警察署警備課長</td> <td>牛田 顕司</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>関西電力株式会社神戸支社阪神総務グループ長</td> <td>木崎 正治</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>川西市総合政策部副部長</td> <td>作田 哲也</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>川西市教育委員会こども未来部副部長</td> <td>山元 昇</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>市立川西病院経営企画部副部長</td> <td>森下 宣輝</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職名	氏名	委員	川西市副市長	菅原 康雄	"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口 崇	"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	浜田 真二	"	兵庫県阪神北県民局長	藪本 訓弘	"	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	西中 哲郎	"	関西電力株式会社兵庫支社担当部長	末広 俊二	"	大阪ガス株式会社導管事業部 兵庫導管部建設チーフマネジャー	三谷 晴久	"	川西市自主防災組織連絡協議会長	松山 幸一郎	"	川西市病院事業管理者	姫野 誠一	(新規)			"	川西市福祉部長	根津 倫哉	"	川西市都市政策部長	松浦 純	"	市立川西病院経営企画部長	清水 操	"	市立川西病院看護部長	恩田 朋子	幹事	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊運用訓練幹部	瀬能 大介	"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長代理	林 直良	"	兵庫県川西警察署警備課長	牛田 顕司	"	関西電力株式会社神戸支社阪神総務グループ長	木崎 正治	"	川西市総合政策部副部長	作田 哲也	"	川西市教育委員会こども未来部副部長	山元 昇	"	市立川西病院経営企画部副部長	森下 宣輝	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長</td> <td>井樋 世一郎</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長</td> <td>池田 晃</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>兵庫県阪神北県民局長</td> <td>坂本 哲也</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長</td> <td>小林 裕明</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>関西電力株式会社兵庫支社神戸統括グループ長</td> <td>加藤 秀雄</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー 兵庫導管部建設チーフマネジャー</td> <td>寺井 大造</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>川西市自主防災組織連絡協議会長</td> <td>東畑 泰敏</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>川西市理事(病院改革推進担当)</td> <td>作田 哲也</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>川西市福祉部長</td> <td>山元 昇</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>川西市都市政策部長</td> <td>松井 雅伸</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊運用訓練幹部</td> <td>宮脇 国将</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長代理</td> <td>齊藤 光悦</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>兵庫県川西警察署警備課長</td> <td>小櫻 伸二</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>関西電力株式会社兵庫支社神戸コミュニケーショングループ</td> <td>南 裕貴</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>川西市総合政策部副部長</td> <td>船木 靖夫</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>川西市教育委員会こども未来部副部長</td> <td>岡本 敬子</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職名	氏名	(削除)			"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	井樋 世一郎	"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	池田 晃	"	兵庫県阪神北県民局長	坂本 哲也	"	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	小林 裕明	"	関西電力株式会社兵庫支社神戸統括グループ長	加藤 秀雄	"	大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー 兵庫導管部建設チーフマネジャー	寺井 大造	"	川西市自主防災組織連絡協議会長	東畑 泰敏	(削除)			"	川西市理事(病院改革推進担当)	作田 哲也	"	川西市福祉部長	山元 昇	"	川西市都市政策部長	松井 雅伸	(削除)			幹事	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊運用訓練幹部	宮脇 国将	"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長代理	齊藤 光悦	"	兵庫県川西警察署警備課長	小櫻 伸二	"	関西電力株式会社兵庫支社神戸コミュニケーショングループ	南 裕貴	"	川西市総合政策部副部長	船木 靖夫	"	川西市教育委員会こども未来部副部長	岡本 敬子	(削除)			
区分	職名	氏名																																																																																																																																		
委員	川西市副市長	菅原 康雄																																																																																																																																		
"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口 崇																																																																																																																																		
"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	浜田 真二																																																																																																																																		
"	兵庫県阪神北県民局長	藪本 訓弘																																																																																																																																		
"	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	西中 哲郎																																																																																																																																		
"	関西電力株式会社兵庫支社担当部長	末広 俊二																																																																																																																																		
"	大阪ガス株式会社導管事業部 兵庫導管部建設チーフマネジャー	三谷 晴久																																																																																																																																		
"	川西市自主防災組織連絡協議会長	松山 幸一郎																																																																																																																																		
"	川西市病院事業管理者	姫野 誠一																																																																																																																																		
(新規)																																																																																																																																				
"	川西市福祉部長	根津 倫哉																																																																																																																																		
"	川西市都市政策部長	松浦 純																																																																																																																																		
"	市立川西病院経営企画部長	清水 操																																																																																																																																		
"	市立川西病院看護部長	恩田 朋子																																																																																																																																		
幹事	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊運用訓練幹部	瀬能 大介																																																																																																																																		
"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長代理	林 直良																																																																																																																																		
"	兵庫県川西警察署警備課長	牛田 顕司																																																																																																																																		
"	関西電力株式会社神戸支社阪神総務グループ長	木崎 正治																																																																																																																																		
"	川西市総合政策部副部長	作田 哲也																																																																																																																																		
"	川西市教育委員会こども未来部副部長	山元 昇																																																																																																																																		
"	市立川西病院経営企画部副部長	森下 宣輝																																																																																																																																		
区分	職名	氏名																																																																																																																																		
(削除)																																																																																																																																				
"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	井樋 世一郎																																																																																																																																		
"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	池田 晃																																																																																																																																		
"	兵庫県阪神北県民局長	坂本 哲也																																																																																																																																		
"	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	小林 裕明																																																																																																																																		
"	関西電力株式会社兵庫支社神戸統括グループ長	加藤 秀雄																																																																																																																																		
"	大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー 兵庫導管部建設チーフマネジャー	寺井 大造																																																																																																																																		
"	川西市自主防災組織連絡協議会長	東畑 泰敏																																																																																																																																		
(削除)																																																																																																																																				
"	川西市理事(病院改革推進担当)	作田 哲也																																																																																																																																		
"	川西市福祉部長	山元 昇																																																																																																																																		
"	川西市都市政策部長	松井 雅伸																																																																																																																																		
(削除)																																																																																																																																				
幹事	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊運用訓練幹部	宮脇 国将																																																																																																																																		
"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長代理	齊藤 光悦																																																																																																																																		
"	兵庫県川西警察署警備課長	小櫻 伸二																																																																																																																																		
"	関西電力株式会社兵庫支社神戸コミュニケーショングループ	南 裕貴																																																																																																																																		
"	川西市総合政策部副部長	船木 靖夫																																																																																																																																		
"	川西市教育委員会こども未来部副部長	岡本 敬子																																																																																																																																		
(削除)																																																																																																																																				

頁	修正前	修正後	理由																																										
124	<p>付録 - 5 川西市災害対策本部設置要綱</p> <p>第2条 副本部長は、副市長をもつて充てる。 2 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。 (1) 政策会議規程(昭和42年川西市訓令第9号)第2条第3号から第19号までに掲げる者 (2) 議会事務局長 (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>別表(第5条関係) 部及び班の組織と事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="203 475 1072 644"> <tr> <td rowspan="5">総務部 (各行政委員会を含む) (本部事務局)</td> <td>庶務班</td> <td>(省略)</td> <td rowspan="5">(省略)</td> </tr> <tr> <td>人事班</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>車両班</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>調査班</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="203 900 1072 1422"> <tr> <td rowspan="3">上下水道局</td> <td>庶務班</td> <td>(省略)</td> <td rowspan="3">(省略)</td> </tr> <tr> <td>水道活動班</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>下水道活動班</td> <td>1 下水道施設の損壊への応急措置に関する事 2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。 3 その他、下水道施設に関する事。 4 ポンプ施設の雨水。汚水掃除に関する事。 5 加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。</td> </tr> </table>	総務部 (各行政委員会を含む) (本部事務局)	庶務班	(省略)	(省略)	人事班	(省略)	車両班	(省略)	調査班	(省略)		(省略)	上下水道局	庶務班	(省略)	(省略)	水道活動班	(省略)	下水道活動班	1 下水道施設の損壊への応急措置に関する事 2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。 3 その他、下水道施設に関する事。 4 ポンプ施設の雨水。汚水掃除に関する事。 5 加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。	<p>第2条 副本部長は、副市長をもつて充てる。 2 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。 (1) <u>川西市部長会議規程(平成30年川西市訓令第25号)</u>第2条第3号から第<u>16</u>号までに掲げる者 (2) <u>議会事務局長</u> (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>別表(第5条関係) 部及び班の組織と事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1104 475 1973 871"> <tr> <td rowspan="6">総務部 (各行政委員会を含む) (本部事務局)</td> <td>庶務班</td> <td>(省略)</td> <td rowspan="6">(省略)</td> </tr> <tr> <td><u>受付班</u></td> <td><u>1 市民からの電話等の受付に関する事</u> <u>2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事</u></td> </tr> <tr> <td>人事班</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>車両班</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>調査班</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1104 900 1973 1422"> <tr> <td rowspan="3">上下水道局</td> <td>庶務班</td> <td>(省略)</td> <td rowspan="3">(省略)</td> </tr> <tr> <td>水道活動班</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>下水道活動班</td> <td>1 下水道施設の損壊への応急措置に関する事。 2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。 3 <u>ポンプ施設の雨水。汚水掃除に関する事。</u> 4 <u>加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。</u> 5 <u>その他、下水道施設に関する事。</u></td> </tr> </table>	総務部 (各行政委員会を含む) (本部事務局)	庶務班	(省略)	(省略)	<u>受付班</u>	<u>1 市民からの電話等の受付に関する事</u> <u>2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事</u>	人事班	(省略)	車両班	(省略)	調査班	(省略)		(省略)	上下水道局	庶務班	(省略)	(省略)	水道活動班	(省略)	下水道活動班	1 下水道施設の損壊への応急措置に関する事。 2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。 3 <u>ポンプ施設の雨水。汚水掃除に関する事。</u> 4 <u>加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。</u> 5 <u>その他、下水道施設に関する事。</u>	要綱改正のため
総務部 (各行政委員会を含む) (本部事務局)	庶務班		(省略)	(省略)																																									
	人事班		(省略)																																										
	車両班		(省略)																																										
	調査班		(省略)																																										
		(省略)																																											
上下水道局	庶務班	(省略)	(省略)																																										
	水道活動班	(省略)																																											
	下水道活動班	1 下水道施設の損壊への応急措置に関する事 2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。 3 その他、下水道施設に関する事。 4 ポンプ施設の雨水。汚水掃除に関する事。 5 加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。																																											
総務部 (各行政委員会を含む) (本部事務局)	庶務班	(省略)	(省略)																																										
	<u>受付班</u>	<u>1 市民からの電話等の受付に関する事</u> <u>2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事</u>																																											
	人事班	(省略)																																											
	車両班	(省略)																																											
	調査班	(省略)																																											
		(省略)																																											
上下水道局	庶務班	(省略)	(省略)																																										
	水道活動班	(省略)																																											
	下水道活動班	1 下水道施設の損壊への応急措置に関する事。 2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。 3 <u>ポンプ施設の雨水。汚水掃除に関する事。</u> 4 <u>加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。</u> 5 <u>その他、下水道施設に関する事。</u>																																											

頁	修正前			修正後			理由																																																																		
138	付録 - 8 市関係施設						施設の新設・廃止等のため																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 150 526 189">施設名</th> <th data-bbox="526 150 826 189">所在地</th> <th data-bbox="826 150 1086 189">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 189 526 277">(略)</td> <td data-bbox="526 189 826 277"></td> <td data-bbox="826 189 1086 277"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 277 526 349">加茂保育所</td> <td data-bbox="526 277 826 349">" 加茂 1 丁目 11-11</td> <td data-bbox="826 277 1086 349">072 (758) 1120</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 349 526 413">(略)</td> <td data-bbox="526 349 826 413"></td> <td data-bbox="826 349 1086 413"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 413 526 477">加茂幼稚園</td> <td data-bbox="526 413 826 477">" 加茂 1 丁目 4-5</td> <td data-bbox="826 413 1086 477">072 (759) 7205</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 477 526 541">(略)</td> <td data-bbox="526 477 826 541"></td> <td data-bbox="826 477 1086 541"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 541 526 604">松風幼稚園</td> <td data-bbox="526 541 826 604">" 水明台 1 丁目 1-20</td> <td data-bbox="826 541 1086 604">072 (793) 4413</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 604 526 668">(略)</td> <td data-bbox="526 604 826 668"></td> <td data-bbox="826 604 1086 668"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 668 526 732">緑台デイサービスセンター</td> <td data-bbox="526 668 826 732">" 緑台 6 丁目 1-79</td> <td data-bbox="826 668 1086 732">072 (792) 7447</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 732 526 796">久代デイサービスセンター</td> <td data-bbox="526 732 826 796">" 久代 3 丁目 16-30</td> <td data-bbox="826 732 1086 796">072 (759) 9996</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 796 526 860">(略)</td> <td data-bbox="526 796 826 860"></td> <td data-bbox="826 796 1086 860"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 860 526 1023">アステ市民プラザ</td> <td data-bbox="526 860 826 1023">" 栄町 25-1 (アステ川西 6F)</td> <td data-bbox="826 860 1086 1023">072 (740) 1115</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話番号	(略)				加茂保育所	" 加茂 1 丁目 11-11	072 (758) 1120	(略)			加茂幼稚園	" 加茂 1 丁目 4-5	072 (759) 7205	(略)			松風幼稚園	" 水明台 1 丁目 1-20	072 (793) 4413	(略)			緑台デイサービスセンター	" 緑台 6 丁目 1-79	072 (792) 7447	久代デイサービスセンター	" 久代 3 丁目 16-30	072 (759) 9996	(略)			アステ市民プラザ	" 栄町 25-1 (アステ川西 6F)	072 (740) 1115	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1086 150 1424 189">施設名</th> <th data-bbox="1424 150 1727 189">所在地</th> <th data-bbox="1727 150 1977 189">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1086 189 1424 277">(略)</td> <td data-bbox="1424 189 1727 277"></td> <td data-bbox="1727 189 1977 277"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 277 1424 349"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="1424 277 1727 349"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="1727 277 1977 349"><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 349 1424 413">(略)</td> <td data-bbox="1424 349 1727 413"></td> <td data-bbox="1727 349 1977 413"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 413 1424 477"><u>加茂こども園</u></td> <td data-bbox="1424 413 1727 477"><u>" 加茂 3 丁目 13-22</u></td> <td data-bbox="1727 413 1977 477"><u>072 (759) 7215</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 477 1424 541">(略)</td> <td data-bbox="1424 477 1727 541"></td> <td data-bbox="1727 477 1977 541"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 541 1424 604"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="1424 541 1727 604"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="1727 541 1977 604"><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 604 1424 668">(略)</td> <td data-bbox="1424 604 1727 668"></td> <td data-bbox="1727 604 1977 668"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 668 1424 732"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="1424 668 1727 732"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="1727 668 1977 732"><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 732 1424 796"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="1424 732 1727 796"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="1727 732 1977 796"><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 796 1424 860">(略)</td> <td data-bbox="1424 796 1727 860"></td> <td data-bbox="1727 796 1977 860"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 860 1424 1023">アステ市民プラザ</td> <td data-bbox="1424 860 1727 1023">" 栄町 25-1 (アステ川西 6F)</td> <td data-bbox="1727 860 1977 1023"> 平常時 <u>072 (740) 1115</u> 災害時 <u>072 (755) 6660</u> </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話番号	(略)			<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(略)			<u>加茂こども園</u>	<u>" 加茂 3 丁目 13-22</u>	<u>072 (759) 7215</u>	(略)			<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(略)			<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(略)			アステ市民プラザ	" 栄町 25-1 (アステ川西 6F)
施設名	所在地	電話番号																																																																							
(略)																																																																									
加茂保育所	" 加茂 1 丁目 11-11	072 (758) 1120																																																																							
(略)																																																																									
加茂幼稚園	" 加茂 1 丁目 4-5	072 (759) 7205																																																																							
(略)																																																																									
松風幼稚園	" 水明台 1 丁目 1-20	072 (793) 4413																																																																							
(略)																																																																									
緑台デイサービスセンター	" 緑台 6 丁目 1-79	072 (792) 7447																																																																							
久代デイサービスセンター	" 久代 3 丁目 16-30	072 (759) 9996																																																																							
(略)																																																																									
アステ市民プラザ	" 栄町 25-1 (アステ川西 6F)	072 (740) 1115																																																																							
施設名	所在地	電話番号																																																																							
(略)																																																																									
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																							
(略)																																																																									
<u>加茂こども園</u>	<u>" 加茂 3 丁目 13-22</u>	<u>072 (759) 7215</u>																																																																							
(略)																																																																									
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																							
(略)																																																																									
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																							
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																							
(略)																																																																									
アステ市民プラザ	" 栄町 25-1 (アステ川西 6F)	平常時 <u>072 (740) 1115</u> 災害時 <u>072 (755) 6660</u>																																																																							

頁	修正前	修正後	理由
215	<p>付録 - 3 6 緊急時における生活物資の供給に関する協定</p> <p style="text-align: center;">緊急時における生活物資の供給に関する協定</p> <p>川西市(以下「甲」という。)と株式会社ダイエー(以下「乙」という。)は、災害時における生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協定は、地震、風水害等の災害時に際し、生活物資の安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって住民の生活安定に寄与することを目的とする。</p> <p>(依頼)</p> <p>第2条 災害等の発生により、生活物資の確保を図る必要が生じた場合、出荷依頼書(第1号様式)をもって、甲から乙に対し、生活物資の調達を依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後、出荷依頼書を提出するものとする。</p> <p>(協力の実施)</p> <p>第3条 乙は、甲から前条の依頼を受けた場合は、生活物資の適切な供給が行えるよう、直ちに必要な措置と確保を行うものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。</p> <p>2 供給数量について、甲の要請に応じかねるときは、乙が決定するものとする。</p> <p>(生活物資の種類)</p> <p>第4条 物資の種類は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 食糧品 (2) 衣料品 (3) 寝具類 (4) 食器類 (5) 炊事用具 (6) 日用品雑貨 (7) 光熱用品 (8) その他乙が取り扱う物資の内必要なもの <p>(生活物資の価格)</p> <p>第5条 生活物資の取引価格は、原則として、緊急時発生前における適正な価格とする。</p> <p>(生活物資の引渡し)</p> <p>第6条 生活物資の引渡し場所は、甲乙協議して定めるものとし、甲は当該場所において、乙が提出する生活物資出荷確認書(様式第2号)を確認のうえこれを引き取るものとする。</p>	(削除)	新規協定の締結のため

頁	修正前	修正後	理由
216	<p>(経費の負担) 第7条 乙が甲に供給した生活物資の代金、その他必要経費については、原則として甲が負担するものとする。</p> <p>(経費の請求及び支払) 第8条 生活物資の代金等の請求及び支払いは遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は甲乙協議のうえ定める。</p> <p>(協議) 第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。</p> <p>附 則 この協定は、平成20年 2月18日から効力を生じる。</p> <p>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。</p> <p>平成20年 2月18日</p> <p>甲 川西市中央町12番1号 川西市 川西市長大塩民生</p> <p>乙 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 株式会社ダイエー 代表取締役 西見徹</p>	(削除)	新規協定の締結のため

頁	修正前	修正後	理由
	(新規)	<p><u>付録 - 6 3 災害時における防災活動協力に関する協定書</u> <u>(イオンタウン株式会社、株式会社ダイエー)</u></p> <p><u>災害時における防災活動協力に関する協定書</u></p> <p><u>川西市(以下「甲」という。)とイオンタウン株式会社(以下「乙」という。)</u> <u>と株式会社ダイエー(以下「丙」という。)は、次のとおりイオンタウン川西</u> <u>及びイオンフードスタイル川西店による災害時における防災活動協力に関する</u> <u>協定(以下「本協定」という。)を締結する。</u></p> <p>(目的)</p> <p><u>第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が</u> <u>発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が、乙及び丙の協</u> <u>力を得て住民に対して、迅速かつ円滑に物資の供給等を行うために必要な</u> <u>事項を定めるものとする。</u></p> <p>(支援協力の内容)</p> <p><u>第2条 乙及び丙は、災害時において次の事項について、可能な範囲内で支</u> <u>援を実施するものとする。ただし、乙又は丙が罹災する等の特別な事情に</u> <u>より支援できない時は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。</u></p> <p><u>(1)丙は甲に対し、別表に掲げる食料や生活物資を可能な範囲で提供するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>(2)乙又は丙の所有又は管理する駐車場及び施設等を一時的な避難場所と</u> <u>して市民らに提供すること。</u></p> <p><u>(3)乙又は丙の店舗において、避難者に対し、水道水、トイレ等を可能な範</u> <u>囲で提供すること。</u></p> <p><u>(4)乙又は丙の店舗において、避難者に対し、テレビやラジオ等で知り得た</u> <u>災害の状況を可能な範囲で提供すること。</u></p> <p><u>2 乙及び丙は、一時的な避難場所に市民らが避難した際に、対象施設内に</u> <u>おいて発生した事故等に対する責任を負わないものとする。</u></p> <p><u>3 一時的な避難場所の開放期間は、乙及び丙の営業に支障のない範囲で、</u> <u>甲乙丙協議の上決定するものとする。</u></p> <p>(要請の方法)</p> <p><u>第3条 甲は乙又は丙に対し、前条第1号の支援協力を受けようとする場合</u> <u>には、支援協力の種類、数量、受け渡し場所、方法、日時等を明らかにし、</u> <u>物資供給要請書(別記第1号様式)をもって要請するものとする。ただし、</u> <u>緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するも</u> <u>のとする。</u></p>	新規協定の締結のため

頁	修正前	修正後	理由
		<p>(物資の引渡し) <u>第4条 丙の甲に対する物資の受け渡し場所は、甲が災害の状況に応じ指定するものとし、受け渡し場所までの物資の運搬は、丙又は丙の指定する者が行うものとする。ただし、丙又は丙の指定する者による運搬が困難であるときは、甲又は甲の指定する者が受け渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。</u></p> <p>(費用の負担) <u>第5条 乙又は丙が、甲の要請により支援協力に要した経費は、甲、乙及び丙協議の上決定し、甲が負担するものとする。</u> <u>2 物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な請求書を受領してから速やかに甲が丙に支払うものとする。</u></p> <p>(連絡先等の確認) <u>第6条 物資の要請及び供給を円滑に行うため、甲乙丙は、それぞれ連絡先及び連絡責任者を定め、連絡責任者選任届(別記第2号様式)により報告するものとする。この場合において、内容の変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するものとする。</u></p> <p>(有効期間) <u>第7条 本協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成30年11月23日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する3ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも特段の申し出がないときは、本協定は同一条件でさらに1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。</u></p> <p>(協議) <u>第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって甲乙丙が協議の上で決定するものとする。</u></p> <p><u>本協定の成立を証するため、本書3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。</u></p> <p><u>平成30年11月21日</u></p> <p style="text-align: right;"> <u>甲 兵庫県川西市中央町12番1号</u> <u>川西市長 越田 謙治郎</u> </p> <p style="text-align: right;"> <u>乙 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1</u> <u>イオンタウン株式会社</u> <u>代表取締役社長 加藤 久誠</u> </p> <p style="text-align: right;"> <u>丙 東京都江東区東陽2丁目2番20号</u> <u>株式会社ダイエー</u> <u>代表取締役社長 近澤 靖英</u> </p>	

頁	修正前	修正後	理由
	(新規)	<p><u>付録 - 6 3 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書</u> <u>(兵庫県行政書士会)</u></p> <p><u>大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書</u></p> <p><u>川西市(以下「甲」という。)と兵庫県行政書士会(以下「乙」という。)</u> <u>は、川西市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災</u> <u>害時」という。)における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要</u> <u>な行政書士業務(以下「行政書士業務」という。)を円滑に遂行するため、次</u> <u>のとおり協定を締結する。</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、</u> <u>混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献するよう必要な事項を</u> <u>定めるものとする。</u></p> <p><u>(協力の要請)</u></p> <p><u>第2条 甲は、災害時に災害対策本部等を設置し、かつ、川西市内に災害救</u> <u>助法が適用された場合で、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対</u> <u>して協力を要請するものとする。</u></p> <p><u>(行政書士業務の範囲)</u></p> <p><u>第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士</u> <u>業務は、行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2及び第1条の3</u> <u>に規定する業務並びに次に掲げる業務とする。</u></p> <p><u>(1) 乙による被災支援相談窓口の設置</u></p> <p><u>(2) 甲への乙の会員の派遣</u></p> <p><u>(3) その他甲が必要と認める業務</u></p> <p><u>(要請手続き等)</u></p> <p><u>第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明</u> <u>らかにした別紙「災害時支援協力要請書」(以下「要請書」という。)によ</u> <u>り行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、</u> <u>事後速やかに要請書を送付するものとする。</u></p> <p><u>2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行</u> <u>うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。</u></p> <p><u>(災害時の体制整備等)</u></p> <p><u>第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合におい</u> <u>て必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう</u> <u>努めるものとする。</u></p> <p><u>2 乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法</u> <u>及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来さ</u> <u>ないよう平時から連絡調整に努めるものとする。</u></p>	新規協定の締結のため

頁	修正前	修正後	理由
		<p><u>3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙は甲との協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。</u> <u>(費用負担)</u> <u>第6条 第3条に規定する行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。</u> <u>(実費手数料の取扱)</u> <u>第7条 甲の要請に基づく行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。</u> <u>(情報交換)</u> <u>第8条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行えるよう、平時から情報を交換するものとする。</u> <u>(損害の補償)</u> <u>第9条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。</u> <u>(協議)</u> <u>第10条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。</u> <u>(有効期間)</u> <u>第11条 本協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成31年4月3日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がないときは、本協定は同一条件でさらに1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。</u></p> <p><u>本協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する</u></p> <p><u>平成31年4月3日</u></p> <p style="text-align: right;"> <u>甲 川西市中央町12番1号</u> <u>川西市</u> <u>川西市長 越田 謙治郎</u> </p> <p style="text-align: right;"> <u>乙 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号</u> <u>神戸クリスタルタワー13階</u> <u>兵庫県行政書士会</u> <u>会長 村山 豪彦</u> </p>	<p>新規協定の締結のため</p>

指定避難所及び指定緊急避難場所一覧（平成31年4月1日現在）

資料5

- ... 指定避難所、指定緊急避難場所の両方を指定した避難所
 ... 指定緊急避難場所のみ指定した避難所
 洪水時 ... ○ 避難所開設可
 浸水想定区域内に位置するため、2階以上を避難所として開設可
 （1階使用不可）
 × 浸水想定区域内に位置するため、避難所開設不可

（1）市の施設

総数	名称	室数	収容人員			所在地	電話	洪水時	担当課連絡先	電話
			室	体育館	計					
1	北久代会館	4	30		30	久代2丁目5-6	1	○	都市政策課	740-1213
2	久代幼稚園	9			180	久代2丁目12-1	759-7698	○	幼児教育保育課	740-1175
3	久代会館	4	100		100	久代2丁目12-6	1	○	都市政策課	740-1213
4	川西南中学校	19	380	250	630	久代3丁目3-1	759-4985		教育総務課	740-1241
5	川西南公民館	4	80		80	久代3丁目16-29	757-8623		教育総務課	740-1241
6	久代老人福祉センター 久代児童センター	7	110		110	久代3丁目16-30	756-1321		地域福祉課	740-1174
7	久代春日会館	3	20		20	久代3丁目25-9	1		都市政策課	740-1213
8	久代小学校	26	520	200	720	久代3丁目27-9	759-3132		教育総務課	740-1241
9	西久代会館	3	50		50	久代4丁目2-7	1		都市政策課	740-1213
10	東久代春日会館	3	20		20	東久代1丁目3-17	1		都市政策課	740-1213
11	東久代会館	4	100		100	東久代2丁目10-11	1		都市政策課	740-1213
12	下加茂会館	5	50		50	下加茂1丁目22-29	1		都市政策課	740-1213
13	加茂第二会館	4	20		20	加茂1丁目13-3	1		都市政策課	740-1213
14	加茂会館	5	100		100	加茂3丁目8-8	1		都市政策課	740-1213
15	加茂ふれあい会館	3	60		60	加茂3丁目13-23	757-0210		企画協働課	740-1600
16	加茂小学校	24	480	200	680	加茂3丁目14-1	759-1325		教育総務課	740-1241
17	南花屋敷会館	3	20		20	南花屋敷3丁目2-16	1		都市政策課	740-1213
18	南花屋敷中央会館	3	20		20	南花屋敷4丁目11-5	1		都市政策課	740-1213
19	寺畑会館	3	20		20	寺畑1丁目4-18	1		都市政策課	740-1213
20	川西小学校	25	500	200	700	栄根1丁目1-1	759-1110		教育総務課	740-1241
21	栄根会館	3	20		20	栄根1丁目8-18	1		都市政策課	740-1213
22	#アステ市民プラザ	11	800		800	栄町25-1 アステ川西6階	740-1115	○	アステ市民プラザ	740-1115
23	川西幼稚園	15			300	小花1丁目16-13	759-1002		幼児教育保育課	740-1175
24	#みつなかホール	1	90		90	小花2丁目7-2	740-1117		文化・観光・スポーツ課	740-1106
25	小花会館	4	20		20	小花2丁目22-5	1		都市政策課	740-1213
26	鶴寿会館	6	40		40	小戸2丁目13-12	759-3321		地域福祉課	740-1174
27	花屋敷会館	4	20		20	花屋敷山手町15-7	740-1145		総務課	740-1140
28	桜が丘小学校	19	380	200	580	日高町4-1	758-9450		教育総務課	740-1241
29	総合センター	5	140	100	240	日高町1-2	758-8398		総合センター	758-8398
30	満願寺ふれあい会館	2	100		100	満願寺町5-22	756-1244		企画協働課	740-1600
31	総合体育館	4	310		310	火打1丁目1-4	759-9712		文化・観光・スポーツ課	740-1245
32	キセラ川西プラザ	2	120		120	火打1丁目12-6	757-1920		文化・観光・スポーツ課	740-1245
33	川西北小学校	24	480	200	680	丸の内町7-1	759-3880		教育総務課	740-1241
34	川西北幼稚園	8			160	丸の内町7-1	759-8342	○	幼児教育保育課	740-1175
35	川西中学校	25	500	340	840	松が丘町1-1	759-2473		教育総務課	740-1241
36	明峰小学校	38	760	200	960	萩原台西3丁目242	757-8834		教育総務課	740-1241
37	明峰公民館	7	180		180	萩原台西3丁目282-11	759-6901		教育総務課	740-1241
38	明峰中学校	15	300	250	550	湯山台1丁目39-1	793-6260		教育総務課	740-1241
39	多田中学校	28	560	340	900	新田2丁目29-1	793-0022		教育総務課	740-1241

40	多田小学校	28	560	200	760	多田院1丁目4-1	793-0018	教育総務課	740-1241
41	多田幼稚園	9			180	多田院1丁目4-3	793-2030	幼児教育保育課	740-1175
42	多田公民館	3	50		50	多田院1丁目5-1	793-0011	教育総務課	740-1241
43	多田東小学校	29	580	200	780	東多田3丁目21-1	792-2967	○ 教育総務課	740-1241
44	多田東会館	5	70		70	多田桜木1丁目7-24	792-1450	× 参画協働課	740-1600
45	緑台公民館	7	150		150	向陽台1丁目6-38	792-4951	教育総務課	740-1241
46	緑台小学校	21	420	200	620	向陽台1丁目7-1	793-0223	教育総務課	740-1241
47	市民体育館	3	450		450	向陽台1丁目11-1	793-1888	文化・観光・スポーツ課	740-1245
48	緑台老人福祉センター	6	150		150	緑台6丁目1-79	792-6889	地域福祉課	740-1174
49	陽明小学校	19	380	200	580	向陽台3丁目6-219	793-4415	教育総務課	740-1241
50	緑台中学校	15	300	250	550	向陽台3丁目11-35	793-8322	教育総務課	740-1241
51	けやき坂公民館	7	150		150	けやき坂2丁目63-1	798-0770	教育総務課	740-1241
52	けやき坂小学校	19	380	200	580	けやき坂3丁目1-2	799-3946	教育総務課	740-1241
53	清和台公民館	3	70		70	清和台西3丁目1-7	798-1280	教育総務課	740-1241
54	清和台南小学校	22	440	200	640	清和台西5丁目1-2	799-1254	教育総務課	740-1241
55	清和台小学校	17	340	180	520	清和台東2丁目2-2	799-0730	教育総務課	740-1241
56	清和台幼稚園	10			200	清和台東2丁目3-4	799-0520	幼児教育保育課	740-1175
57	清和台中学校	21	420	250	670	清和台西2丁目3-57	799-3418	教育総務課	740-1241
58	東谷中学校	29	580	250	830	見野1丁目9-1	794-0038	教育総務課	740-1241
59	東谷公民館	3	60		60	見野2丁目21-11	794-0004	教育総務課	740-1241
60	東谷幼稚園	11			220	見野2丁目29-24	794-1006	幼児教育保育課	740-1175
61	東谷小学校	38	760	200	960	見野2丁目30-1	794-0033	教育総務課	740-1241
62	黒川公民館（講堂）	1		35	35	黒川字谷垣内295	738-0107	教育総務課	740-1241
63	牧の台小学校	25	500	200	700	大和東1丁目47-1	794-2537	教育総務課	740-1241
64	牧の台会館	4	70		70	大和西2丁目5-1	794-7699	参画協働課	740-1600
65	一の鳥居老人福祉センター	5	60		60	長尾町6-17	794-0615	地域福祉課	740-1174
66	北陵小学校	20	400	200	600	丸山台1丁目3-2	794-5440	教育総務課	740-1241
67	北陵公民館	7	150		150	丸山台1丁目5-2	794-9090	教育総務課	740-1241
68	# 北ひばりが丘公園				4,000	南野坂2丁目1			
69	# 湯山台運動公園				7,000	湯山台2丁目79			
70	# 水明台第5公園				5,000	水明台4丁目8			
71	# けやき坂中央公園				12,000	けやき坂2丁目62			
72	# 清和台中央公園				3,000	清和台東3丁目1			
73	# 平木谷池公園				11,000	大和西2丁目5			
74	# 市民運動場				5,000	向陽台1丁目11			
75	# キセラ川西せせらぎ公園				3,430	火打1丁目			
76	# 出在家健幸公園				1,000	出在家町21			

1 施設には電話がありません。開設の問い合わせは危機管理課(740-1145)

(2) 県の施設

ア 県の施設(県立高等学校)

総数	名 称	収容人員				所在地	電 話	洪水時	備 考
		柔道場	剣道場	体育館	計				
1	川西明峰高等学校			430	430	萩原台西2丁目324	757-8826		避難所の開設及び施設の使用にあたっては各高等学校それぞれの施設管理者等の指示に従う。
2	川西緑台高等学校	70	70	390	530	向陽台1丁目8	793-0361		
3	川西北陵高等学校	60	60	350	470	緑が丘2丁目14-1	794-7411		

イ 民間施設等

総数	名 称	室数	収容人員			所在地	電 話	洪水時	備 考
			室	体育館	計				
1	東洋食品工業短期大学 (体育館)	1		100	100	南花屋敷4丁目23 - 2	759-4221	×	災害協定等に基づき、避難所開設を要請したのちに開設できる避難所。 避難所の開設及び施設の使用にあたっては、それぞれの施設管理者等の指示に従う。
2	# アステ川西びいばう広場	1			200	栄町25-1	755-2001	×	
3	東洋ゴム工業株式会社	3	160		160	矢問3丁目10 - 1	789-1400		
4	西方寺	1	20		20	多田院2丁目3-13			
5	大阪青山学園北摂キャンパス (体育館)	1		300	300	長尾町9 - 8	795-2288		
6	国崎クリーンセンター	1		70	70	国崎字小路13	744-7280		
7	雲雀丘学園小学校 (体育館)	1				宝塚市雲雀丘4丁目2-1			

(3) 福祉避難所

総数	名称	室数	収容人員 1	所在地	電話	洪水時	担当課連絡先	電話	備考
1	在宅障害者デイサービス施設 ひまわり荘	2	3世帯	湯山台2丁目46	792-1772		地域福祉課	740-1172	福祉避難所は、 一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を対象に、必要に応じて開設される避難所。災害発生当初には、開設しない。
2	養護老人ホーム満寿荘	1	2世帯	湯山台2丁目46	793-6090		地域福祉課	740-1172	
3	あいな清和苑		3世帯	久代6丁目1-98	767-1112		地域福祉課	740-1172	
4	加茂こども園	2	8世帯	加茂3丁目13-12	794-7215	○	幼児教育保育課	740-1175	
5	総合福祉施設八ピネス川西		13世帯	加茂3丁目13-26	755-1313		地域福祉課	740-1172	
6	やわらぎの里 西多田		5世帯	西多田2丁目1-7	793-6700		地域福祉課	740-1172	
7	湯々館		2世帯	西多田字平井田筋5	793-2727		地域福祉課	740-1172	
8	やわらぎの里 ぶらす館		5世帯	清和台東4丁目5-1	799-8665		地域福祉課	740-1172	
9	やわらぎの里 清和台		5世帯	清和台東4丁目5-26	798-0007		地域福祉課	740-1172	
10	清和苑		3世帯	清和台東2丁目4-32	799-6200		地域福祉課	740-1172	
11	やわらぎの里 東谷		5世帯	一庫字北中島1-1	791-6500		地域福祉課	740-1172	
12	老人福祉施設 さぎそう園		2世帯	丸山台3丁目5-6	794-7600	○	地域福祉課	740-1172	
13	牧の台みどりこども園	2	10世帯	大和東1丁目47-5	794-3496	○	幼児教育保育課	740-1175	

1 1世帯あたり4人と想定

活動月日	活動事由	防災体制 (職員の体制)	活動人員 (人)	避難者数 (人)	被害の状況		
					住家(世帯)		非住家 (棟)
					床上 浸水	床下 浸水	
6月18日(月)	大阪府北部を震源とする地震	災害対策本部 2号配備	850	2	/	/	/
別紙のとおり							
7月5日(木) ~9日(月)	平成30年 7月豪雨	災害対策本部 2号配備	609	115	0	0	0
別紙のとおり							
7月28日(土) ~29日(日)	台風第12号	警戒配備体制	99	3	0	0	0
<p>台風による警報級の雨風は28日夜遅くからと予想されていたが、平成30年7月豪雨の影響もあることから、28日12時00分から警戒配備準備体制を執り、警戒にあたった。</p> <p>台風が本市に最接近する時刻は29日5時00分頃で、時間雨量10~20mmの降雨、累加雨量は50~100mmの降雨が予想されていたが、実際には、15時56分に暴風警報及び大雨注意報が発表されたものの、降雨がなく、風も吹いていなかったことから警戒配備準備体制を継続することとした。16時30分時点で各公民館の避難者受け入れ体制が整ったことから、受け入れを開始した。</p> <p>29日1時40分頃から雨が降り始め、同日3時から4時までの間に黒川雨量局が時間雨量26mmを記録した。4時19分には、大雨警報が発表され、同時刻をもって警戒配備体制とした。</p> <p>7時00分頃からは降雨もなく、8時25分に大雨・暴風警報が解除されたことから、警戒配備体制から警戒配備準備体制とし、倒木等の被害が数件入っていたことから危機管理課及び土木部で対応することとした。市民からの問い合わせ対応を処理し、その他問い合わせもないことから、12時00分をもって警戒配備準備体制を解除した。</p> <p>【雨量... 市役所 29mm、多田院 39mm、黒川 70mm】 【最大瞬間風速...27.3m/s(29日3時06分)】</p>							
8月23日(木) ~24日(金)	台風第20号	災害対策本部 1号配備	230	15	0	0	0
<p>23日9時00分から警戒配備準備体制を執り、情報収集・警戒にあたった。</p> <p>更に、自主避難者への対応のため、同時刻から各公民館で避難者受け入れの体制を執った。11時20分に暴風警報が発表されたが、最接近の予報が夜間であり、降雨がなく、強風も吹いていない状況であったため、警戒配備準備体制を継続することとした。</p> <p>18時40分に大雨(土砂災害・浸水害)・洪水警報が発表されたことから、同時刻に災害対策本部を設置し、1号配備体制へと移行した。22時頃から降雨が始まり、翌24日(金)1時25分に土砂災害警戒情報が発表され、2時には川西市付近で110ミリの記録的短時間大雨情報が発表された。土砂災害警戒情報が発表されたことから、3時に全公民館に加えて、全小学校及び満願寺ふれあい会館を避難所として開設し、市内全域の土砂災害警戒区域内に対して、避難勧告を発令した。</p> <p>4時35分には大雨(浸水害)警報が、4時50分には土砂災害警戒情報が解除された。また5時50分には暴風警報が解除され、8時19分に大雨(土砂災害)警報が解除された。</p> <p>すべての警報が解除されたことから、避難勧告を解除し、災害対策本部を廃止し、警戒配備準備体制へ移行した。</p> <p>台風の通過後、倒木・土砂の堆積などの通報が多数あったが、午後には通報も落ち着いたことから、17時30分を持って警戒配備準備体制を解除した。</p> <p>【雨量... 市役所 77.5mm、多田院 146mm、黒川 190mm】</p>							

【最大瞬間風速...最高瞬間風速 27.0m/s (23 日 23 時 46 分)】

活動月日	活動事由	防災体制 (職員の体制)	活動人員 (人)	避難者数 (人)	浸水被害の状況		
					住家(世帯)		非住家 (棟)
					床上	床下	
9月3日(月) ~5日(水)	台風第21号	災害対策本部 1号配備	315	140	0	0	0
別紙のとおり							
9月7日(金) ~10日(月)	秋雨前線に よる大雨	災害対策本部 1号配備	311	6	0	0	0
<p>9月7日21時20分頃から雨が降り始め、22時に市役所で時間雨量17mmを観測し、今後も雨量が見込まれることから、22時30分に警戒配備準備体制を執り、警戒にあたった。23時には黒川雨量局で時間雨量20mmを観測し、引続き警戒していたところ、8日0時12分に、大雨(浸水害)警報が発表されたことから、警戒配備体制とした。0時には市役所で総雨量79.5mmを観測しており、0時42分に洪水警報が、1時17分には大雨(土砂災害)警報が発表された。雨雲が線状降水帯のようになっており、1時には川西市役所で時間雨量30mmを観測し、今後も雨量が収まる状況ではなかったことから、1時50分に災害対策本部を設置し、1号配備体制とした。1時56分には、土砂災害警戒情報が発表され、2時には黒川雨量局で時間雨量73mmを観測したことから、黒川公民館を除く公民館の避難所開設に併せ、2時30分に市内全域の土砂災害警戒区域内に避難勧告を発令した。4時現在で清和台公民館に3世帯5名の避難者が避難しており、5時35分に土砂災害警戒情報が解除され、5時37分には大雨(浸水害)及び洪水警報が解除されたが、長雨となっていたことから、大雨(土砂災害)警報は継続して発表されていた。16時38分に大雨(土砂災害)警報が解除された。同時刻をもって、避難勧告を解除し、災害対策本部を廃止、警戒配備準備体制へ移行、18時に警戒配備準備体制を解除した。</p> <p>9日10時19分に再度、大雨(土砂災害)警報が発表されたことから、警戒配備体制とした。</p> <p>14時10分から、第1回水防警戒会議を開催し、情報を共有した。夜遅くから朝方まで雨が降り、場所によっては局地的に非常に激しい雨が降り7日夜遅くから8日明け方頃と同等の大雨となることが予想されていたことから、今後の雨量の状況を考慮し、本会議をもって災害対策本部を設置し、1号配備体制とした。また、本会議にて16時に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、土砂災害警戒情報が発表された際には、避難勧告を発令する旨方針が決まった。避難所については、黒川公民館を除く全ての公民館と満願寺ふれあい会館を開設することとした。15時頃から雨が降り始めていたものの、強い雨ではなかったが、夜に備えて事前に避難していただく必要があるとのことから、予定通り16時に市内全域を対象に、避難準備・高齢者等避難開始を発令した。17時の時点で、川西南公民館に4世帯5名の方が避難していたが、被害等の報告や問い合わせなどはなかった。</p> <p>9日(日)の日積算雨量としては、30mmであったことや時間雨量も10mmを観測していた程度であった。大きな被害は発生していなかったが、夜遅くから明け方に激しい雨が降るとのことであったので、パトロールなどを行い引続き情報収集・警戒にあたった。</p> <p>10日(月)明け方に大雨が降ると予測していた雨雲が西にずれたことや、明け方からの総雨量も10mm前後となっていたことから、現在の気象情報や今後の体制状況等を共有するため、9時に第1回災害対策本部を開催した。</p> <p>10時頃から昼前にかけて時間雨量6mmの雨量が観測されたあとは、前線が北日本に抜けていったので、11時28分に大雨(土砂災害)警報が解除された。</p> <p>避難者もすべて帰宅したので、同時刻をもって災害対策本部を廃止し、警戒配備準備体制に移行し、その後も大きな被害等はなく問い合わせも少なくなってきたことから、17時30分に警戒配備準備体制を解除した。</p> <p>【雨量... 市役所 197 mm、多田院 179 mm、黒川 219 mm】</p>							

9月30日(日) ~10月1日(月)	台風第24号	災害対策本部 1号配備	129	103	0	0	0
<p>9月28日時点での気象庁等の各種資料において、前線の影響による降雨は警報級の事象には至らず、本台風による警報級の事象は30日の午後から想定していたので、30日10時に警戒配備準備体制をとり、危機管理課で警戒・情報収集に当たることとしていた。</p> <p>しかし、30日7時8分に暴風警報が発表されたことから、警戒配備体制とし、10時から第1回水防警戒会議を開催した。この時点では、雨風はなく、避難所の問い合わせが多かったこともあり、自主避難者の受け入れ施設として、11時に川西公民館及び黒川公民館を除く公民館、満願寺ふれあい会館及び東洋ゴム工業株式会社研究所を自主避難者の受け入れ施設とした。</p> <p>10時13分には、大雨警報が発表されたことから、災害対策本部を設置し、1号配備体制に移行した。</p> <p>また、14時に市内全域の土砂災害警戒区域内及び多田院地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令することを決定した。</p> <p>15時での避難者は、33世帯50人の避難者が公民館などに避難していた。</p> <p>15時40頃から雨が降り始め、台風が最接近する前の19時頃には、各雨量局で時間雨量最大となる雨量が観測され、黒川では、77mmの雨量を観測した。以後は、降雨は収まる傾向となったが、最接近した21時頃には、風が強く吹き、21時41分には最大瞬間風速18.9mが消防本部で観測された。台風が過ぎ去ってからは、雨雲等はなく、23時30分に大雨（土砂災害）警報が解除されたので、市内全域に発令していた全ての避難準備・高齢者等避難開始を解除し、災害対策本部を廃止、警戒配備準備体制とした。</p> <p>避難者がいない避難所（緑台・けやき坂・清和台公民館、満願寺ふれあい会館及び東洋ゴム工業株式会社）についても、同時刻をもって閉鎖し、避難者がいる避難所については、継続して避難所を開設することとした。</p> <p>土木部では、市内パトロールを実施し、大きな被害等もなかったことが報告された。1日1時29分には、暴風域が近畿圏から抜けたことから、暴風警報が解除された。</p> <p>午前7時頃からは、市民からの倒木等の問い合わせがあったが、夕方にかけて件数も減り、通常業務の範囲内で対応が可能となったことから、午後5時30分をもって、警戒配備準備体制を解除した。</p> <p>【雨量... 市役所 42 mm、多田院 41 mm、黒川 77 mm】 【最大瞬間風速... 最高瞬間風速18.9m/s（30日9時41分）】</p>							

大阪府北部を震源とする地震について（報告）

1.地震概要

発生	平成30年6月18日（月）7時58分
震源	大阪府北部（北緯34.8度、東経135.6度、深さ13km）
規模	マグニチュード6.1
川西市の震度	5弱

2.市の体制及び参集状況

（市の体制）

6月18日	7時58分	災害対策本部設置 2号配備
	9時30分	第1回災害対策本部会議
	17時00分	災害対策本部廃止、警戒配備準備体制に移行
6月25日	10時00分	警戒配備準備体制解除

（6月18日の参集状況）

市職員	9時15分現在	696人 / 1,018人（配備計画人数）
	17時30分現在	850人 / 1,018人（配備計画人数）
消防団員	7時58分～12時00分	情報収集（6名）、周辺の巡回（16名）

3.被害等

人的被害	死者なし 軽傷2名（両名とも42歳女性） 軽傷2名は、いずれも能勢電鉄運転停止中に気分不良で搬送されたもの		
建物被害	住宅被害	65件調査済 倒壊建物0件、全件ともに半壊に至らない軽微な被害	
	文化財	多田神社、郷土館、瓦の一部落下、ずれ程度で緊急性なし	
その他	エレベーター閉込 2件（即時対応済み、消防出動1件、自社救助1件）		
交通関係	能勢電鉄	6月18日11時29分	運転再開
	阪急電鉄宝塚線	6月18日16時01分	
	JR福知山線	6月18日21時00分	
	阪神高速池田線	6月18日13時00分	通行止め解除
	中国縦貫道		
	新名神		
インフラ	水道	濁水発生 115件（洗管対応） 南部 94件、中部 4件、北部 17件 出水不良 8件（受水槽等不具合のため管理会社対応） 南部 6件、北部 2件	
		電気	停電等の情報なし
	ガス	供給停止なし	

4. 災害に係る対応状況

(震災当日の学校等の臨時休校(園)等)

小学校	加茂小・川西小・多田小・多田東小・けやき坂小、牧の台小(PM)
中学校	川西南中・多田中 川西中、明峰中、東谷中は振替休日
養護学校	川西養護学校
幼稚園	久代幼・川西幼・川西北幼・多田幼 加茂幼、松風幼は振替休日
保育所	市立保育所は通常通り開園
こども園	通常通り開園(1号児休園)

(文化・教育施設)

文化会館大ホール (被害状況) (対応状況)	大ホールの天井より、約2cmの珪藻土片の落下等 直ちに危険な状況ではないが、安全上の観点から、当初の予定(9月末)を前倒しして6月19日より閉館
中央図書館 (被害状況) (対応状況)	吹抜け部の天井仕上材の一部落下 6月18日 一部使用を制限して開館 6月19日～6月26日 休館(落下物防止仮設ネット設置工事) 6月27日より一部開館 7月10日～9月初旬非構造部材落下防止工事 その間、1週間程度閉館

(福祉施設の対応)

臨時休業	緑台デイサービスセンター・川西作業所・小戸作業所・さくら園
------	-------------------------------

(避難所の開設等)

6月18日	地震発生と同時に9公民館開設 中央公民館、川西南公民館、明峰公民館、多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館、東谷公民館、北陵公民館 17時00分 中央公民館除き閉鎖 中央公民館のみ避難者あり 1世帯2名(明朝8時過ぎ帰宅)
6月19日	8時50分 中央公民館閉鎖

地域の一時避難所の状況

花屋敷自治会が花屋敷さくら会館を一時避難所として開設
自主避難者(1世帯2名)の受け入れを実施。11時すぎ閉鎖

(避難行動要支援者安否確認)

各地区の避難行動要支援者名簿情報管理団体に電話を行い、安全確認を実施
コミュニティ、自治会、民生委員、福祉委員

(学校施設等コンクリートブロック塀調査結果)

	学校数	CB 塀有	建築基準法不適合	学 校 名
小学校	16	11	9	川西・桜が丘・川西北・久代・緑台 陽明・清和台・明峰・東谷
中学校	7	3	3	川西・川西南・東谷
養護学校	1	0	0	
幼稚園	8	2	2	久代・加茂
保育所	8	2	2	川西・川西北
計	40	18	16	(29 か所)

(学校施設ブロック塀の対応)

施設や使用状況等に応じて、張り紙等で周知し注意喚起するほか、カーコンやパ-で立入禁止とするなどして安全対策を行い、緊急度の高い順に6月28日より順次ブロック塀の除去工事を開始。

高さ1,200mm以下のコンクリートブロック塀については、今後、対応を検討する。

(通学路の安全点検と対応)

通学路について、教員が目視点検を行い、7月3日現在17小中学校から計111か所の点検結果報告があり、主な危険箇所は、ブロック塀が71件、その他(ブロック以外の塀、屋根瓦、落石の恐れ等)が22件、樹木9件となっている。安全確保については、児童生徒に対して、危険箇所の認識等、危険箇所から離れて歩く、注意して歩くなどの指導を徹底して対応している。

(その他市有施設のコンクリートブロック塀の調査結果)

26施設中15施設が建築基準法不適合

	箇所数	施 設 名
消防施設	4	消防本部、北消防署、清和台出張所、多田出張所
多目的施設	2	緑台公民館、コミュニティセンター多田東会館
集会施設	3	大和第1自治会館、天王宮自治会館、栄町自治会館
福祉施設	1	一の鳥居福祉センター
公営住宅	2	川西団地、東畦野団地
その他	3	水明台第5公園、東久代水源地、加茂雨水ポンプ場

(学校施設の外壁等の調査結果)

	箇所数	学 校 名	
小学校	4	まんねん塀	川西、桜が丘
		防火シャッター	明峰
		鉄筋コンクリート	多田東
中学校	2	鉄筋コンクリート	川西
		外壁他	多田
幼稚園	1	外壁他	久代
保育所	2	外壁他	川西南、川西北

(市有建築物等の被害状況)

10施設において、外壁、塀等にクラック、劣化等あり。

* 本庁舎、保健センター、総合センター、黒川公民館、大和第3自治会館、湯山台自治会館、加茂平塚集会所、川西作業所、小戸作業所、久代老人福祉センター

(他市への応援派遣等)

大阪府から兵庫県を通じて派遣依頼

・被災建築物応急危険度判定士

6月21日	茨木市
6月25日	高槻市
6月26日	
6月27日	

各2名

・避難所応援及び家屋被害調査依頼 派遣先の都合で見送り

平成 30 年 7 月豪雨（7 月 5 日から 9 日）に伴う 災害対策本部設置及び 2 号配備体制について（報告）

1 概要と状況

6 月 28 日以降、梅雨前線が日本付近に停滞し、また 29 日には台風第 7 号が南海上に発生・北上して日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、台風第 7 号や梅雨前線の影響によって大雨となりやすい状況が続いた。このため、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、各地で甚大な被害が発生している。

前線や湿った空気の影響で、6 月 28 日～7 月 8 日（9 時）までの総降水量が四国地方で 1800mm、東海地方で 1200mm、九州北部地方で 900mm、近畿地方で 600mm、中国地方で 500mm を超えるところがあるなど、7 月の月降水量平年値の 2～4 倍となる大雨となったところがあった。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海地方の多くで 24、48、72 時間降水量の値が観測史上第 1 位となるなど、これまでの観測記録を更新する大雨となった。

本市の雨量観測所の最大累加雨量は、4 日の 24 時から 8 日 2 時に黒川で 544mm、多田院で 480mm、市役所で 394mm の雨量を記録した。

今回の豪雨で気象庁は、数十年に一度の重大な災害が予想される場合に出す「大雨特別警報」を 6 日から 8 日にかけて福岡、佐賀、長崎、広島、岡山、鳥取、京都、兵庫、岐阜、愛媛、高知の 11 府県で発表。8 日までにすべて解除されたが、2013 年に特別警報の運用が始まって以降、一つの災害で 4 都道府県以上に出されたのは初めてとなった。

兵庫県では、死者 2 名、負傷者 10 名、全国の死者数は 200 名を超えている。

また、災害救助法の適用市町については、今回の災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたこと及び被害地域が孤立し、災害にかかった者の救出について特殊の技術が必要となったことから、全国で 11 府県 6 市 37 町 4 村に適用を内閣府が決定した。兵庫県は 9 市 6 町（豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町）に適用されている。

2 本市の状況

7 月 5 日（木）明け方から断続的な雨が降り、近隣市で大雨警報が発令されていたことなどから、情報収集等を行うため危機管理課職員で警戒・状況把握を実施。7 時頃には水路が溢れている等の通報が数件入ってきていたことなどから、土木、水道担当を参集することとし、今後の雨量が増え続けることが見込まれることから、各公民館を自主避難者用として受け入れるため、各公民館に連絡を実施。

8 時 40 分の時点で、黒川 106mm、多田院 90mm、市役所 64mm の累加雨量となっており、被害等（水路のあふれ数カ所、土砂崩れ、通行止め等）が出始めていたことから今後の問合せ等に対応するため、体制を拡大（土木は特別体制）し対応に当たっていたところ、10 時 20 分に大雨洪水警報が発表されたので、災害対策本部第 1 号配備を発令し、11 時に第 1 回災害対策本部会議を開催した。

以後、各公民館を自主避難所として開設し、11 時 10 分に多田院の水位が避難判断水位を超過したことから、多田院地区の一部に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、かわにし安心ネットで周知するとともに防災行政無線で放送を実施。

16 時 30 分には、大雨の影響により河川の氾濫、土砂災害等の危険が高まることから、市内

全域に「避難準備・高齢者等避難開始」発令し、市内全域にエリアメールを配信するとともに防災行政無線で放送を実施。

17時、第2回災害対策本部会議を開催し、避難者受け入れ、避難行動要支援者等の対応、市内の被害対応に人員増強が必要と判断し、災害対策本部第1号配備から第2号配備へと移行することが決定された。

19時22分、兵庫県と神戸気象台共同発表による兵庫県土砂災害警戒情報（川西市）が発表されたことを受け、20時35分に黒川地区、国崎地区、一庫地区、丸山台地区、美山台地区の土砂災害警戒区域内に避難勧告を発令し、市内全域にエリアメールを配信するとともに一部地域に防災行政無線で放送を実施。

21時30分、多田院水位観測所にて氾濫危険水位超過（7.20m）し、22時30分には最大水位7.51mまで水位が上昇したことから、22時50分に市内全域にエリアメールを配信するとともに多田地区のみの防災行政無線を放送して、避難勧告を発令した。

23時55分には、市内全域に土砂災害の危険性が極めて高くなったことから、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に避難勧告を発令し、市内全域にエリアメールを配信するとともに防災行政無線での放送を実施。

日付が変わってからは、前線が南に下がったことからまとまった雨は降っておらず、多田院の水位も次第に下降している状況で、6日（金）2時50分に多田院水位観測所で避難判断水位を下回り、4時58分に洪水警報が解除された。

同日11時前頃から再度雨脚が強くなり、11時には多田院水位観測所で避難判断水位を超過し、11時2分には、洪水警報が再度発令された。今後も雨が降り続けることが見込まれ、一庫ダムからは放流（ただし書き操作）する連絡が入っていたことから水位が上昇すると判断されたこと、また12時30分には氾濫危険水位を超過したことから（最大7.34m）避難時での被害を最小限にするために12時55分に多田院等一部地区に再度避難勧告を発令するとともに、防災行政無線やエリアメールと同時に多田院地区周辺に広報車にて自宅の2階などに避難するよう呼びかけた。

13時頃からは水位が氾濫危険水位を下回ったが、15時30分には、東洋ゴム工業株式会社に避難者が訪れたことから、避難所として開設した。再度16時前頃からダムの放流の影響により、水位が上昇し最大7.42mまで水位が上昇したが、溢水等することなく、また大きな被害報告もなかった。次第に雨は小康状態となり、17時20分に氾濫危険水位を下回り、20時10分には避難判断水位を下回った。22時50分には、兵庫県内に初めての特別警報が豊岡市及び宍粟市に発表された。本市の防災行政無線は、兵庫県下の市町で1市町でも発表されれば本市にも発表されたということを放送する動作設定がJアラート受信機で設定されていたために、同時刻で市内全域に防災行政無線が放送された。23時4分に、防災行政無線にて特別警報が本市対象ではないことを放送した。

7日（土）7時30分には、東洋ゴム工業株式会社から避難者が帰宅されたことから、同時刻をもって東洋ゴム工業株式会社の避難所を閉鎖した。18時10分には洪水警報が発令解除され、雨は小康状態であったが避難者の増減はあったので、引き続き避難所を開設していた。また、22時20分には、本市に発表されていた土砂災害警戒情報も解除された。ただ、大雨警報が継続されていたことから避難勧告等は継続した。

8日（日）には、避難者数が減り、13時には全小学校及び満願寺ふれあい会館の避難所を閉鎖し、全公民館（10施設）の避難所のみを開設した。

15時の時点で市内での避難者はいなくなったが、大雨警報が継続していたので、引き続き避難所（公民館のみ）を開設していたところ、16時15分で大雨警報が解除されたことから、災害

対策本部 2 号配備から警戒配備準備体制へ移行し、市内に発令していた避難勧告を解除し、全避難所を閉鎖した。

9 日（月）17 時 30 分に警戒配備準備体制を解除。

3. 体制等時系列

7 月 5 日（木）

- 3:30 危機管理課職員参集
- 3:40 多田院水位観測所にて、水防団待機水位を超過（4.20m）
- 7:00 多田院水位観測所にて、氾濫注意水位超過（5.20m）
土木部・上下水道局の一部職員参集
- 8:30 各公民館自主避難者受入体制設置
- 10:20 大雨洪水警報発表
災害対策本部第 1 号配備体制
- 11:00 第 1 回災害対策本部を開催
- 11:10 多田院水位観測所にて避難判断水位超過（6.10m）
- 12:00 避難準備・高齢者等避難開始を発令
避難判断水位超過により多田院等一部地区を対象
- 16:30 避難準備・高齢者等避難開始を発令
大雨による河川の氾濫、土砂災害警戒により市内全域を対象
全小学校、全公民館、満願寺ふれあい会館 避難所開設
- 17:00 第 2 回災害対策本部会議を開催 第 2 号配備体制に移行
- 19:22 土砂災害警戒情報（川西市）発表（兵庫県・気象台共同発表）
- 20:35 土砂災害警戒情報を受け避難勧告発令（土砂災害警戒情報）
黒川地区、国崎地区、一庫地区、丸山台地区、美山台地区の土砂災害警戒区域内を対象
- 21:30 多田院水位観測所にて氾濫危険水位超過（7.20m）
- 22:30 多田院水位観測所にて最大水位 7.51m まで上昇
- 22:50 避難勧告発令
氾濫危険水位超過により多田院等一部地区を対象
- 23:40 多田院水位観測所で氾濫危険水位（7.20m）を下回る
- 23:55 避難勧告発令
市内全域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

7 月 6 日（金）

- 2:50 多田院水位観測所で避難判断水位（6.10m）を下回る
- 4:58 洪水警報解除
- 11:02 洪水警報発令
- 11:00 多田院水位観測所で避難判断水位超過（6.10m）
- 12:30 多田院水位観測所で氾濫危険水位超過（7.20m）（最大 7.34m まで上昇（12:40））
- 12:55 避難勧告を再度発令
氾濫危険水位超過により多田院等一部地区を対象
- 13:10 多田院水位観測で氾濫危険水位（7.20m）を下回る
- 15:30 東洋ゴム工業株式会社を避難所として開設
- 15:40 降雨とダム放流の影響により再度氾濫危険水位超過（7.20m）（最大 7.41m 16:40）

- 17:20 多田院水位観測所で氾濫危険水位(7.20m)を下回る
- 20:10 多田院水位観測所で避難判断水位(6.10m)を下回る

7月7日(土)

- 7:30 東洋ゴム工業株式会社の避難所を閉鎖
- 18:10 洪水警報解除
- 22:20 土砂災害警戒情報解除

7月8日(日)

- 13:00 全小学校及び満願寺ふれあい会館の避難所を閉鎖
全公民館は引き続き避難所開設
- 15:00 避難者が0名となる
- 16:15 大雨警報解除
市内に発令していた避難勧告を解除
災害対策本部第2号配備体制から警戒配備準備体制へ移行

7月9日(月)

- 17:30 警戒配備準備体制解除

川西市の防災体制

日 時	体 制
5日 3時30分	警戒配備準備体制
5日 10時20分	災害対策本部を設置 1号配備体制に移行
5日 17時00分	2号配備体制に移行
8日 16時15分	警戒配備準備体制に移行
9日 17時30分	警戒配備準備体制解除

職員等の出勤状況

職 種	人 数
市 職 員	450人
消 防 職 員	149人
消 防 団 員	235人
合 計	827人

4.本市の被害状況

(1)被害状況

人的・住家被害

被 害 内 容		件 数
人 的 被 害 (死亡)		0件
住家被害	全壊・半壊・	0件
	一部破損	0件
	床上浸水	0件
	床下浸水	0件

その他被害

被害内容	件数	備考
土砂崩れ	34件	黒川、鼓が滝2丁目(2箇所)、多田院1丁目、平野1丁目、赤松、国崎等
橋梁被害	1件	ゴルフ橋
冠水	3件	東久代運動公園、知明湖キャンプ場、黒川ダリヤ園
農業被害	20件	ため池一部損壊(石打谷池:黒川)ほか農地19件

(2) 活動内容

内容	件数
倒木処理	10件
土のう設置等	56件
下水対応	43件
道路冠水	34件
その他(浚渫、土砂処理など)	105件

(3) 応援派遣職員状況

派遣日	派遣先	人数	業務	所属
7月18日~20日	広島県広島市	5名	行方不明者搜索	消防本部
7月18日~22日	広島県三原市	8名	応急給水活動	上下水道局

消防は緊急消防援助隊、上下水道局は日本水道協会からの要請

(4) 避難状況

避難準備・高齢者等避難開始

ア. 河川水位の上昇によるもの(5日12時発令、8日16時15分解除)

対象地区	対象世帯数	対象人数
新田1・2丁目の一部、多田院 2丁目の一部	155世帯	386名

イ. 土砂災害警戒事前情報によるもの(5日16時30分発令、8日16時15分解除)

対象地区	対象世帯数	対象人数
市内全地域	60,000世帯	150,000名

避難勧告

ア. 土砂災害警戒情報によるもの(5日20時35分発令、8日16時15分解除)

対象地区	対象世帯数	対象人数
黒川、国崎、一庫、丸山台、美 山台の各地区の土砂災害警戒 区域内	229世帯	560名

イ.猪名川の水位が上昇し氾濫の危険があるため（5日22時50分発令、8日16時15分解除）

対象地区	対象世帯数	対象人数
新田1・2丁目、多田院1・2丁目、矢間3丁目	330世帯	830名

ウ.土砂災害警戒情報によるもの（5日23時55分発令、8日16時15分解除）

対象地区	対象世帯数	対象人数
市内全域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	2970世帯	6,677名

エ.猪名川の水位が上昇し氾濫の危険があるため

（避難させる時間がなかったため、自宅の2階などに避難するよう呼びかけ）

（6日12時55分発令、8日16時15分解除）

対象地区	対象世帯数	対象人数
新田1・2丁目、多田院1・2丁目、矢間3丁目	330世帯	830名

避難所（避難者数 最大時56世帯 115名）

避難所	開設時間	閉館時間
全小学校	5日16時30分	8日13時00分
全公民館	5日11時00分	8日16時15分
満願寺ふれあい会館	5日16時30分	8日13時00分
東洋ゴム工業株式会社	5日16時30分	5日20時30分
東洋ゴム工業株式会社	5日22時30分	6日8時00分
東洋ゴム工業株式会社	6日15時30分	7日8時00分

（5）降雨量

雨量観測所	降雨時間	降雨量
黒川	5日2時00分～8日2時00分	545mm
多田院	4日24時00分～8日2時00分	480mm
市役所	5日2時00分～8日1時00分	395mm

時間最大雨量（60分雨量）

雨量観測所	降雨時間	降雨量
黒川	6日11時30分～6日12時30分	58mm
多田院	6日11時20分～8日12時20分	42mm
市役所	5日21時20分～5日22時20分	40mm

【参考】平成26年8月10日～11日台風第11号の降雨量

黒川観測所	多田院観測所	市役所観測所
301mm	303mm	261mm

【参考】川西市 年間平均降雨量 1400mm

(6) 各観測所の最高水位

観測所	最高水位	最高水位到達時刻	氾濫危険水位超過時間
多田院観測所	7.51m	5日22時30分	7/5 21時30分～23時40分
			7/6 12時30分～13時00分
			7/6 15時40分～17時20分
銀橋観測所	6.08m	5日22時30分	
小戸観測所	2.29m	5日22時40分	

参考：平成26年8月台風第11号

観測所	最高水位	最高水位到達時刻
多田院観測所	7.43m	16日3時40分
銀橋観測所	6.34m	16日4時40分
小戸観測所	3.09m	16日4時40分

(7) 気象情報等

日	時間	発表状況
7月3日(火)	07時27分	雷・強風注意報
	20時20分	大雨・雷・強風注意報
7月4日(水)	11時15分	雷・強風注意報
7月5日(木)	01時58分	大雨・洪水・雷・強風注意報
	10時20分	大雨・洪水警報、雷・強風注意報
	19時22分	土砂災害警戒情報発表
7月6日(金)	04時58分	大雨警報、洪水・雷・強風注意報
	11時02分	大雨・洪水警報、雷・強風注意報
7月7日(土)	18時10分	大雨警報、洪水・雷・強風注意報
	22時20分	土砂災害警戒情報解除
	23時26分	大雨警報、洪水・雷注意報
7月8日(日)	3時33分	大雨警報、雷注意報
	16時15分	大雨・雷注意報
	20時16分	全解除

(8) 道路通行止め

区 間	規制内容(原因)
新名神高速道路 川西 IC ~ 高槻 IC (上下線) 神戸 JCT ~ 川西 IC(上下線)	通行止め(通行止基準雨量到達の為) 5日 10時30分~7日 12時50分 5日 13時00分~8日 07時00分
国道 477 号 長尾町 ~ 東畦野	通行止め(事前通行規制) 5日 11時20分~7日 18時30分
国道 477 号 黒川	通行止め(土砂流出) 6日 15時00分~7日 18時30分
県道川西篠山線 清和台入口 ~ 石道	通行止め(県道通行止めにより) 5日 11時30分~17日 9時00分
県道 325 号 切畑多田院線(多田院字向井)	通行止め(冠水) 5日 11時30分~8日 17時00分
県道 605 号 国崎野間口線(黒川字口滝谷・川原)	通行止め(崩土・土砂流出) 6日 08時10分~9日 10時00分
旧川西篠山線(能勢電鉄アンダー) 銀橋 ~ 鶯の森駅前	通行止め(冠水) 5日 21時45分~6日 22時00分
市道 52 号 ゴルフ橋	通行止め(冠水及び修復) 5日 11時56分~継続中
市道 275 号 御社橋	通行止め(事前通行規制) 5日 11時56分~6日 22時00分
市道 328 号 黒川字井本	通行止め(土砂崩れ) 5日未明~継続中
石道橋	通行止め(冠水) 5日 21時30分~6日 5時30分
久代 3 丁目地元中国自動車道下 中大野橋地下通路	通行止め(冠水) 5日未明~17日 9時00分
石道上野線	通行止め 5日 12時20分~6日 5時30分
市道 282 号 赤松	通行止め(土砂崩れ) 6日 4時27分~26日 9時00分
市道 1449 号 国崎さくら橋 ~ 一庫チェリーゴルフ 北側の行政境	通行止め(土砂崩れ) 6日 11時20分~継続中
市道 1447 号 県立一庫公園入口北側 ~ 縄手橋	通行止め(土砂流出) 6日 21時40分~継続中
市道 777 号 笹部 3 丁目 21 地先(字正覚)	通行止め(路肩崩壊) 7日 11時30分~継続中
市道 2167 号 全線(徳林寺付近)	通行止め(ため池一部損壊) 7日 15時15分~継続中
市道 326 号 横路字山畑	通行止め(土砂崩れ) 10日 9時15分~3月4日 12時00分

6. 鉄道の状況

事業者名	線名	運転休止区間	運転休止日時	運転再開日時
J R 西日本	福知山線	尼崎～宝塚	7/6 始発	7/6 17時50分
阪急電鉄	宝塚線	梅田～雲雀丘花屋敷	7/6 13時04分	7/6 18時15分
能勢電鉄	妙見線	川西能勢口～山下	7/6 13時32分	7/6 18時44分
		山下～妙見口	7/6 始発	7/7 15時03分
	日生線	全線	7/6 13時32分	7/6 18時44分

7. 一庫ダムの洪水調節操作

一庫ダムの最大流入量及び累計雨量が観測史上最大の水量となり、5日21時頃から一庫ダムへの流入量は激増し、最大流入量が629.94 m³/sとなったが、一庫ダムの洪水調節操作により、総量約1,600万m³の洪水を貯留。ダムへの最大流入時に下流へ流す水量を約8割低減。これにより、ピーク流量の発生時刻を約19時間遅らせて避難時間等を確保するとともに、ダム下流河川の流量を低減させ浸水被害を軽減。6日16時頃には放流量を最大332.46 m³/sを放流した。

異常洪水時防災操作実施時間は、6日13時5分から22時00分。

一庫ダムの洪水調節操作実績

一庫ダム貯水池への流入量が150 m³/s（洪水量）を超えた出水で過去に被害があった災害

	年月日	原因	最大流入量 (m ³ /s)	最大放流量 (m ³ /s)	最高水位 (EL.m)	累計雨量 (mm)	川西市の被害状況
1	S58.9.28	台風10号	410.93	287.58	136.59	274	半壊2、一部破損1、床上浸水192、床下浸水240等
2	H9.8.7	前線	238.03	208.72	136.37	181	床上浸水56、床下浸水259等
3	H11.6.27 ～7.3	前線	297.82	179.29	138.47	168	半壊1、一部破損2、床上浸水19、床下浸水109等
4	H16.10.20 ～21	台風23号	410.90	149.04	144.96	207	負傷者1、一部破損34、床上浸水5、床下浸水13等
5	H25.9.15 ～16	台風18号	468.13	148.34	144.00	293	人的被害0 建物被害0
6	H26.8.9 ～10	台風11号	439.79	146.11	142.80	282	人的被害0、一部破損1 床上浸水2、床下浸水13
7	H26.8.16 ～17	前線	338.08	149.15	140.05	148	人的被害1（死亡）、土砂崩れ5、
8	H27.7.17 ～18	台風11号	312.70	149.88	139.26	231	土砂崩れ3、人的被害0 住家被害0
9	H29.10.22 ～23	台風21号	251.33	149.78	137.72	209	建物被害1、住家被害4、 人的被害0
10	H30.7.5 ～8	前線	629.94	332.46	150.90	550	土砂崩れ34、建物被害0 住家被害0、人的被害0

資料提供 独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所

・水位の上昇理由

猪名川本線の上流の降雨量が過去の降雨量より大幅に増加したことにより、市内各観測所の水位が上昇した。

猪名川本線上流の降雨量

観測所	平成25年 台風第18号	平成26年 台風第11号	平成30年7月 豪雨
猪名川町大嶋2	144mm	236mm	412mm
猪名川町南田原	227mm	295mm	492mm

6. 避難者状況（6日3時現在）

現在117名が避難中

- ・小学校62人（川西9人、桜が丘9人、東谷19人、緑台1人、多田12人、清南6人、けやき4人、加茂2人）
- ・公民館34人（中央4人、黒川2人、北陵5人、多田12人、清和台2人、明峰2人、南7人）
- ・その他21人（満願寺ふれあい会館3人、東洋ゴム16人、西多田自治会館2人）

時間最大雨量（正時時間）

雨量観測所	降雨時間	降雨量
黒川	6日11時00分～6日12時00分	42mm
多田院	6日11時00分～8日12時00分	35mm
市役所	5日21時00分～5日22時00分	33mm

平成 30 年 9 月 4 日 台風第 21 号に伴う 災害対策本部 1 号配備体制について

1 台風の概要及び各地の被害

台風第 21 号は、日本の南海上を北上し、非常に強い勢力を維持したまま、4 日 12 時頃に徳島県南部に上陸した。その後、14 時頃には兵庫県神戸市付近に上陸。この台風の影響で、兵庫県は 4 日昼過ぎから暴風域に入り、台風本体の雨雲が通過したため、兵庫県南部を中心に暴風を伴った大雨となった。

また、非常に強い勢力で兵庫県を通過したため、大阪湾に面した阪神地域を中心に顕著な高潮が発生しました。

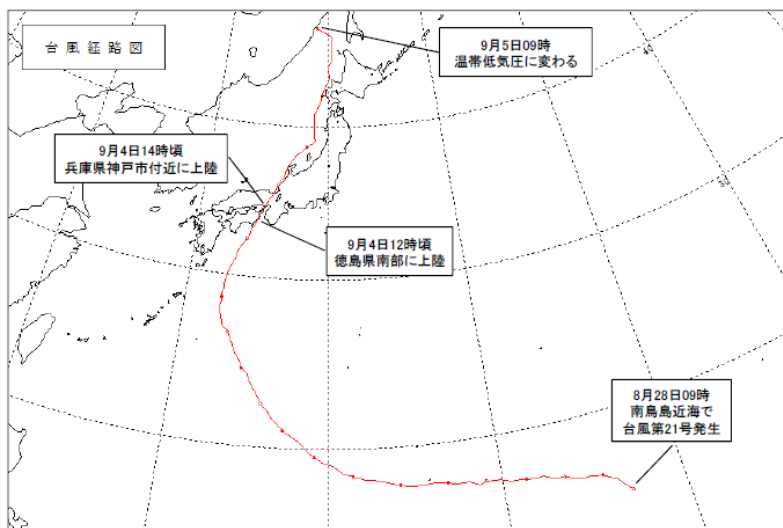
兵庫県内で 4 日 9 時から 24 時までの総降水量は、淡路市郡家で 139.5mm、神戸市中央区で 84.5mm を観測し、風については、神戸空港で南南西の風 45.3m の最大瞬間風速、南南西の風 34.6m の最大風速を観測し、観測史上 1 位の記録を更新しました。

また大阪湾と紀伊水道の沿岸では記録的な高潮となり、6 地点でそれまでの観測史上最高潮位を超え、このうち大阪と神戸では 1961 年の第 2 室戸台風時の記録を超えた。この高潮は、気圧低下に伴う吸い上げ効果と強い南風による吹き寄せ効果によりもたらされた。気象庁では、台風が接近する前から、大阪湾では第 2 室戸台風で記録された最高潮位に匹敵する高潮になる恐れがあることを発表していた。

この台風の影響で、兵庫県内では人的被害として重傷者 6 名、軽傷者 53 名、住家被害として全壊 2 棟、半壊 1 棟、一部損壊 353 棟、床上浸水 48 棟、床下浸水 318 棟の被害が発生している。

【9 月 19 日（水）11 時現在 兵庫県発表】

総務省消防庁による被害状況では、全国で死者 13 名、負傷者 912 名、全壊 9 棟、半壊 46 棟、一部損壊 2 万 1920 棟となっている。



2 本市の状況

9 月 3 日（月）時点での神戸气象台等の各種資料では、本台風による警報級の可能性が 4 日（火）午後から想定されていたが、台風第 20 号の影響や今年の災害状況を考慮し、自主避難者に関する問合せ等に事前に対応する必要があると判断し、3 日（月）午後 3 時に第 1 回水防警戒会議を開催し、同時刻をもって、各公民館（黒川公民館を除く）での自主避難希望者の受け入れを開始し、警戒配備準備体制とした。

16時30分には、ホームページ、かわにし安心ネット、一斉FAXにより、自主避難を希望される方についての避難所開設情報を配信した。

17時30分以降からは、各公民館（黒川公民館除く）に地区対策部からの要員を配置し、中央公民館及び川西南公民館に2名の避難者が来られた。

また、一庫ダムからは、4日（火）の雨に備えて水位を下げたいということで、河川事務所の了解が得られたので、4日（火）7時30分頃からゲート放流で少し放流していくとの連絡があった。放流量としては、10トンぐらいなので、下流に大きな影響はないが、サイレンスピーカーが鳴るので、再度危機管理課に連絡することであった。

4日（火）6時23分に暴風警報が発表され、同時刻をもって警戒配備体制とし、8時45分に第2回水防警戒会議を開催した。本会議で災害対策本部を設置することとし、1号配備体制を執ることとした。また、今後の雨量を考慮し、9時に市内全域の土砂災害警戒区域内に避難準備高齢者等避難開始を発令（対象3,030世帯、7,575名）し、9時28分には大雨警報（浸水害・土砂災害）が発表されたことも踏まえ、10時には多田院地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令（対象330世帯、830人）した。

併せて、満願寺ふれあい会館及び国崎クリーンセンターを避難所として追加し、防災行政無線、緊急速報メール、かわにし安心ネット、ホームページ、一斉FAXなどを通じて市民に情報伝達を実施した。

12時頃から雨が降り始め、黒川雨量局で14時現在で時間雨量53.5mmを観測し、14時6分に最大瞬間風速38.0m/sを消防本部で観測した。

この時間帯から、市内各地で倒木被害や屋根やトタンが飛んでいくなどの通報が相次ぎ、人的被害としては、歩行中に風に煽られて左大腿部を骨折するなどの負傷者の通報があった。また、14時過ぎには市内各地で停電が発生し、市役所本庁舎及び避難所である公民館も停電が発生した。この停電の影響により関西電力に電話が繋がらないなど災害対策本部への通報件数が増し、関西電力への早急な対応を非常時の連絡先に依頼した。また、15時3分には洪水警報が発表された。

17時頃からは、台風が過ぎ降雨量も少なくなり、17時52分には本市に発表されていた大雨・洪水・暴風警報が解除されたが、市内各地での停電が復旧していないことや避難者がいたことから、警戒配備準備体制に移行した。

5日午前中まで202会議室にて市民からの問い合わせに対応し、停電が継続中の地域もあったが、数が少なくなったことから、19時をもって警戒配備体制を解除した。

本市における4日の降雨量は、川西雨量局で49.5mm、多田院雨量局で45mm、黒川雨量局で84mmを観測した。

避難者は、最大時で102世帯140名が避難していた。

（1）体制等時系列

9月3日（月）

15：00 警戒配備準備体制

16：30 避難所開設周知

17：30 各公民館（黒川公民館除く）に地区対策部職員を配備

9月4日(火)

- 6:23 暴風警報
警戒配備体制へ移行
- 8:45 災害対策本部設置 1号配備体制へ移行
- 9:00 避難準備・高齢者等避難開始
土砂災害警戒により市内全域の警戒区域内を対象
- 10:00 避難準備・高齢者等避難開始
大雨により多田院等一部地区を対象
- 14:20 多田院水位観測所にて水防団待機水位超過(4.20m)
- 15:10 多田院水位観測所にて氾濫注意水位超過(5.20m)
- 17:00 多田院水位観測所にて最大水位5.67mまで上昇
- 17:52 大雨・洪水・暴風警報解除
警戒配備準備体制へ移行
- 19:10 多田院水位観測所にて氾濫注意水位(5.20m)を下回る

9月5日(水)

- 1:00 多田院水位観測所にて水防団待機水位(4.20m)を下回る
- 19:00 警戒配備準備体制解除

川西市の防災体制

日 時	体 制
3日 15時30分	警戒配備準備体制
4日 6時23分	警戒配備体制
8時45分	災害対策本部を設置 1号配備体制に移行
17時52分	警戒配備準備体制に移行
5日 19時00分	警戒配備準備体制解除

職員等の出勤状況 (速報値)

職 種	人 数
市 職 員	212人
消 防 職 員	10人
消 防 団 員	25人
合 計	247人

(2) 被害状況(9/21現在)

- ア 人的被害 2件(70歳代女性重傷、50歳代男性軽傷)
- イ 住家被害 0件
- ウ 農地被害等 50件(農作物3、農地6、農畜産業施設41)
- ウ 活動内容 289件(カーブミラー倒れ、倒木処理、屋根、避難所、側溝・水路対応、土のう対応)
- エ 自主避難者 140名
- カ 通行止め 2件(国道477号黒川～能勢町、市道103号加茂)

(3) 避難状況

避難準備・高齢者等避難開始

土砂災害警戒によるもの(4日9時発令、17時52分解除)

対象地区	対象世帯数	対象人数
市内全域の土砂災害警戒区域内	3,030世帯	7,575名

大雨警戒によるもの(4日10時発令、17時52分解除)

対象地区	対象世帯数	対象人数
新田1・2丁目、多田院1・2丁目、矢間3丁目	330世帯	830名

避難所(避難者数 最大時4日午後2時 102世帯、140名)

避難所	開設時間	閉館時間
全公民館	4日15時00分	5日17時52分
満願寺ふれあい会館	5日9時00分	5日17時52分
国崎クリーンセンター	5日9時00分	5日17時52分

(4) 降雨量・風速

雨量観測所	降雨時間	降雨量
黒川	4日12時00分～17時20分	84mm
多田院	4日13時00分～17時10分	49mm
市役所	4日13時00分～20時30分	49.5mm

黒川 1時間最大雨量 53.5mm (4日13時00分～14時00分)

多田院 1時間最大雨量 32mm (4日13時00分～14時00分)

市役所 1時間最大雨量 37.5mm (4日13時00分～14時00分)

最大瞬間風速：38.0m (午後2時6分 川西市消防本部観測)

(5) 各観測所の水位

観測所	最高水位	最高水位到達時刻
多田観測所	5.67m	4日17時00分
銀橋観測所	1.54m	4日17時20分
小戸観測所	0.36m	4日18時30分

(6) 気象情報等

日	時間	発表状況
9月4日(火)	06時23分	暴風警報、大雨・雷注意報
	09時28分	大雨・暴風警報、雷注意報
	13時48分	大雨・暴風警報、雷・洪水注意報
	15時03分	大雨・洪水・暴風警報、雷注意報
	17時52分	大雨・雷・強風・洪水注意報
	20時54分	大雨・雷・強風注意報
9月5日(水)	04時10分	全解除

令和元年度川西市水防訓練実施要領

1 目的

出水期を迎えて、洪水・浸水等による被害を防止するため、市、市消防団、川西警察署、国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所及び独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所が合同で水防訓練を行う。

2 日時

令和元年5月26日(日) 水防訓練 9時30分～11時30分 小雨決行

3 訓練場所

川西市出在家町23番地 猪名川河川防災ステーション

4 参加機関

(1) 市	都市政策部	}	16名
	土木部		
	上下水道局		6名
	消防本部		14名
	総務部		9名
(2) 消防団			100名
(3) 猪名川河川事務所			8名
(4) 一庫ダム管理所			2名
(5) 川西警察署			9名
	合計		164名

今回、一般社団法人グレートビューによるドローンでの撮影を予定しております。

5 訓練想定

近畿地方に停滞している梅雨前線の活動が活発化、阪神地区では大雨となり、猪名川の増水に伴い越水危険の発生を予測した昼間想定の実施とする。

また、被害が拡大することが予測されるため、災害対策本部から猪名川河川事務所へ災害対策用機械による支援を要請する。

6 水防訓練実施要領(号令は指揮者(消防団副団長)が行う)

(1) 集合 9時00分

(訓練参加者は9時00分までに猪名川河川防災ステーションに集合する)

(本部職員用のマイクロバスは、9時20分に本庁北側駐車場から出発)

(2) 開会式

- ・ 訓練開始 9時30分
- ・ 本部長(市長)及び市議会議長挨拶。
- ・ 指揮者が水防訓練開始を本部長に報告する。
- ・ 指揮者の指示で訓練位置へ移動する。 号令は指揮者が行う。

(3) 猪名川河川事務所 9時45分(10分間)

猪名川河川事務所による対策本部車の展示・説明の実施。

(4) 一庫ダム管理所 9時55分(5分間)

一庫ダム放流警報設備(滝山警報所)による災害情報等の伝達訓練の実施。

(5) 土砂災害救出訓練 10時00分(20分間)

消防救助隊員等による土砂災害救出訓練。(消防救助隊、消防団及び市職員(都市政策部、土木部))

(6) 水防工法訓練 10時20分(40分間)

上記(5)の訓練終了後、指揮者の指示に基づき、消防団員、一庫ダム管理事務所職員、川西警察署員及び市職員が共同で人力により土のう1000袋を作製し、改良積み土のう工法を応用した土のう積みを、河川沿いの土手際に完成させる。(越水危険想定)

また、川西警察署員は土のう工法と同時に、交通誘導訓練として通行人の誘導にあたる。

作業終了後、指揮者の指示に基づき、土のう作製場所に集合し待機する。

(7) 本部長巡視 11時00分

指揮者は、水防工法完成状況の本部長巡視のため、本部長、副本部長、消防団長、消防

団幹部及び本部員を先導する。

(8) 閉会式 11時10分

- ・ 訓練開始場所に移動し整列する。
- ・ 指揮者は、本部長に「訓練終了」報告する。
- ・ 本部長の講評を受ける。
- ・ 消防団長の講評を受ける。 号令は指揮者が行う。
- ・ 閉会式終了後、本部長、市議会議長、副本部長、本部員はマイクロバスで帰庁。

(9) 土のう配備及び撤収 11時30分

作製した土のうを全員で搬送車等に積載し、訓練場所の撤収は全員で行う。

- ・ 土のうは、各水防倉庫等に配備する。

(10) 訓練終了後に、交通誘導訓練を川西警察署が出入口で実施する。

7 その他

(1) 訓練に関する進行管理は事務局にて行う。(土砂災害救出訓練及び水防工法訓練の安全管理に関しては消防本部が行う)

(2) 作業分担は、指揮者(消防団副団長)が指示する。

(3) 服装・装備品は、作業服(防災服等)、ヘルメット、長靴、手袋、雨天時は合羽。(必要な物品は事務局にて事前に貸出し)

(4) 資器材等の準備

- ・ 一輪車8、スコップ25、土砂28立米、土のう袋1000枚、底なしペール缶7
ブルーシート8枚、拡声器2台、放送設備2台・・・事務局
- ・ テント一式(青・赤の2張り)、お立ち台、マイクスタンド・・・消防本部
- ・ 対策本部車・・・猪名川河川事務所

(5) 訓練参加者の搬送車両及び資器材搬送車は、各部局所管車両及び公用車を使用する。

(6) 訓練参加者は各自、事故防止に万全の注意をはらう。

(7) 車両は北側駐車場に駐車する。消防団車両は河川敷に駐車する。

なお、駐車スペースが足りない場合は、猪名川沿いの道路又は河川敷に駐車する。

(8) 大雨・火災発生等の都合により一部変更することがある。

(9) 訓練当日に気象警報が発表されていれば中止とする。

最終的な訓練開催決定の判断は、午前7時に決定し、事務局から各部局、関係機関担当者(打合わせ会議出席者)へ連絡し、各部局、関係機関担当者から参加者に連絡する。